平成21年度地域保健総合推進事業報告書

健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン

～あなたの地域でも栄養・食生活支援体制づくりができるテキストブック～

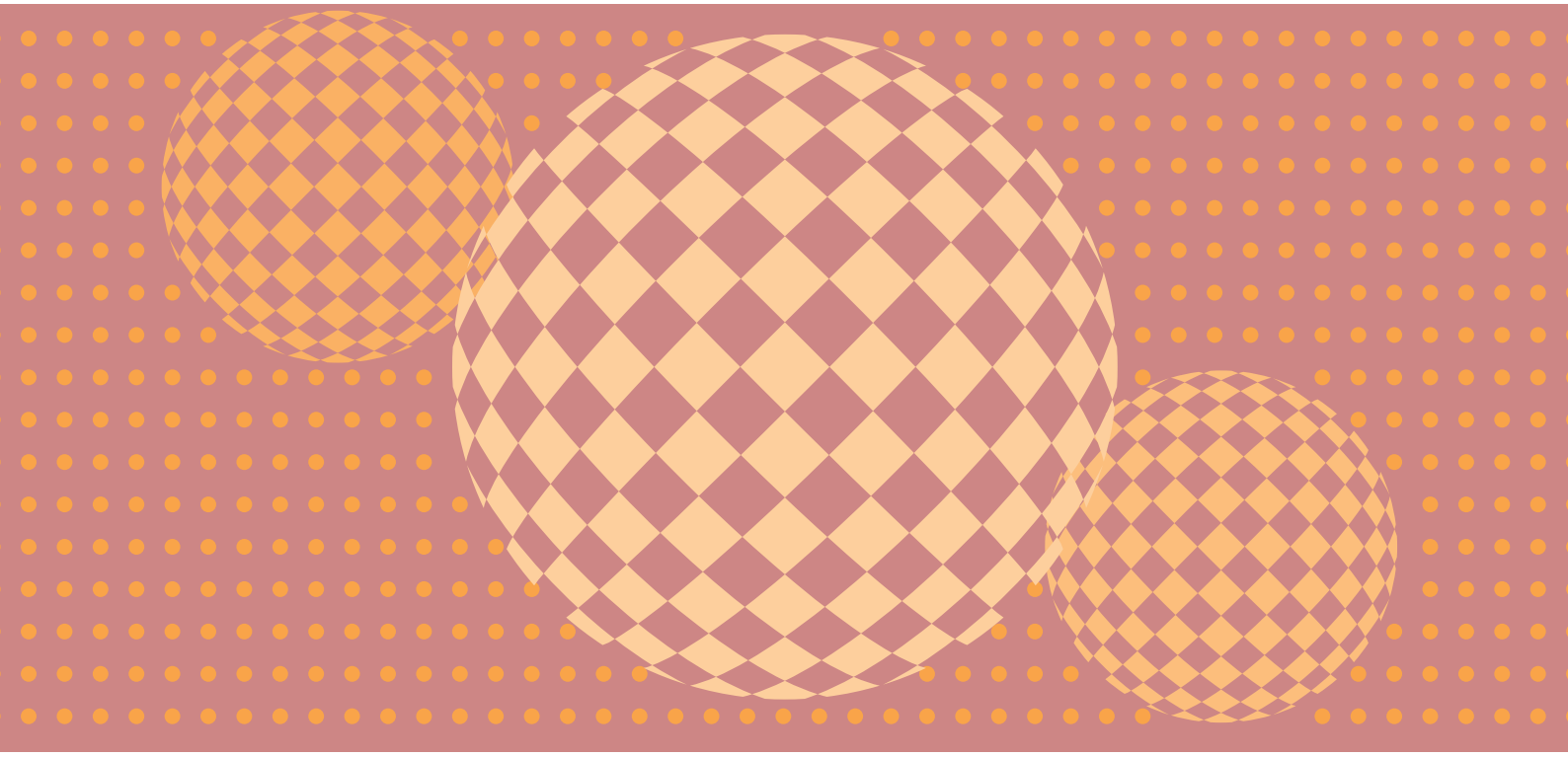

平成22年3月

財団法人　日本公衆衛生協会

平成21年度地域保健総合推進事業報告書

健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン

～あなたの地域でも栄養・食生活支援体制づくりができるテキストブック～

平成22年3月

財団法人　日本公衆衛生協会

目　　次

◆発刊にあたって …… 1
◆健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドランに寄せて…… 2
◆検討委員及び助言者一覧 …… 3

第１章　災害時における栄養・食生活支援対応

被災地からの教訓 …… 7

第２章　栄養・食生活支援の法的根拠

１　国の災害等に関する計画 …… 22
２　国の災害等に関する指針 …… 29
３　特定給食施設指導にかかる通知等 …… 37

第３章　メイキングガイドライン

１　危機管理（クライシスマネジメント）からみた
栄養・食生活支援の在り方 …… 43
２　危機管理システム構築・維持のための体制整備 …… 44
３　モデル地区介入調査結果 …… 47
事例１　保健所と市町村との連携（岡山県美作保健所勝英支所）…… 47
事例２　保健所と特定給食施設との連携（山形県村山保健所）…… 62
４　関係資料 …… 76
事例１　保健所と市町村との連携…… 76
事例２　保健所と特定給食施設との連携 …… 97

第４章　参考

１　自衛隊と市町村との連携について …… 121
２　兵庫県における給食施設連携ネットワーク …… 127
３　関係機関との支援協定 …… 132

発 刊 に あ た っ て

自然災害等を中心とした健康危機管理時における“生命とくらしを守るための食生活支援体制”の整備が必要であることから、これまで「全国保健所の取組状況の把握」及び、「新潟中越沖地震への支援調査」、「健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン」の作成を進めるとともに、「ガイドライン活用スタディ」を３カ年、全国７ヶ所で開催し、体制整備に取り組んできたところです。

その中で、被災経験が少ない全国の保健所管理栄養士の皆さんに、どのようにしたら危機感をもってこれらに対応していただけるか、我々研究班として考えたのが本書です。

保健所管理栄養士として構築すべき危機管理体制は大きく分けて、地域住民の安全と健康の保持増進を目的とした「地域保健」と、健康増進法にも指導の役割が規程されている「特定給食施設」支援があり、それぞれに保健所管理栄養士のコーデイネート能力が求められます。

そのため、一昨年から、研究班員が所管する地域を拠点として「モデル地区介入調査」を全国２ヶ所で実施し、そのプロセスと成果を“あなたの地域でも栄養・食生活支援体制づくりができるテキストブック”としてまとめました。

すべて順調な展開とはいきませんでしたが、所内と関係機関団体の方々に必要性を理解いただき、協働と機能分担が進み、ようやく体制整備まで辿り着いた事例です。

でも、その苦闘の中で我々は、保健所管理栄養士だからこそ実現できることを確信し、全国の皆様に発信したいと強く思いました。

災害時の食支援体制構築がまだ整備されていない保健所においては、このテキストブックをもとに、市町村、特定給食施設、関係機関団体、大学、自衛隊、防災担当の皆様と危機管理体制についての話合いを進めていただきたいと思います。そのために必要な過去の震災対応の栄養食生活支援対応事例、指導の根拠となる関係法規、保健所管理栄養士として備えたい知識や必要な情報も盛込みました。どうぞご活用いただきますようによろしくお願いします。

なお、今年度は、危機管理の一つとして新型インフルエンザ対策における栄養・食生活支援体制についても情報収集、検討し、保健所管理栄養士政策能力向上シンポジウムや公衆衛生学会自由集会、全国保健所管理栄養士会ホームページなど、機会をとらえて情報発信していますので、併せて参考にしていただきたいと思います。

最後になりましたが、本活動に対し多大なご理解とご指導をいただいた厚生労働省健康局総務課地域保健室、生活習慣病対策室、財団法人日本公衆衛生協会、全国保健所長会、また、モデル地区介入調査の実施にあたりご協力をいただいた岡山県美作保健所勝英支所、山形県村山保健所、ガイドライン活用スタディの開催にあたりご協力をいただきました愛知県、奈良県の皆々様に対し、心から御礼と感謝を申し上げ、発刊の挨拶とさせていただきます。

平成２２年３月

平成２１年度地域保健総合推進事業
「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的支援に関する検討事業」

事業代表者　　伊藤　佳代子（山形県村山保健所）

メイキングガイドラインに寄せて

【全国保健所長会会長　澁谷　いづみ（愛知県半田保健所）】

助言者としてこの研究班に長らく関わってきましたが、“メイキングガイドライン”は、この研究班活動のこれまでをよく反映していると考えます。それは、ディスカッションを重視し、創造のプロセスを大切にする姿勢です。とかくガイドラインやマニュアルといったものは、作られたものの活用だけを考えがちであるため、うまく使いこなせないと、ガイドラインが不十分だからだと言い訳をしがちです。

そこで、この研究班のテキストブックは、システム作りのプロセスを一歩引いて客観的に観察しまとめたものです。この報告書を読む者がその体験をたどりながら、自らの地域に再現し、その地域のシステムやガイドラインを作り上げるために役立つのものとなりました。このガイドラインがまとめられる中で整理されていった事例やこぼれ話など、新たにつくるそれぞれの地域でも同じようにあることでしょう。日常のそのプロセスの共有こそが、いざというときの連携や応用の発想につながるのだと思います。自分たちで作るプロセスにこそ意義があります。是非とも全国の保健所で取り上げられ、健康危機管理対策が充実することを願っています。

「健康危機管理時の栄養・食生活支援
メイキングガイドライン」をご覧のみなさまに

【防衛省陸上幕僚監部装備部需品課糧食班糧食管理担当　吉元　雄一】

このガイドラインをご覧のみなさまにご挨拶させていただく機会を得られましたことを光栄に思います。

また、このような素晴らしい活動成果をおまとめになられたことに心から敬意を表したいと思います。

さて、言うまでもなく「災害」と申しましても地震だけでなく、台風・風水害・津波等さまざまなものがございます。すべてを予期して万全の対策を実施することは不可能かもしれません。

しかし、個人個人が自ら助かるための努力・心構え・準備を行い、関係自治体・各機関ごと最善の活動を行うための準備を行うことで、その被害の軽減、復興・復旧を容易にすることは可能だと考えております。

本ガイドラインに述べております陸上自衛隊の考え方はベーシックなものであり、災害派遣の種類・規模・地域性及び時間的余裕により、給食支援の内容もさまざまなものがあります。

ご一読頂き、自分のなすべきことは？自分のカウンターパートは？等、改めてお考えいただく一助となれば幸いかと存じます。

平成 21 年度地域保健総合推進事業
「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的支援に関する検討事業」

事業代表者	伊藤佳代子（山形県村山保健所健康増進主査）
検討委員	上松　初美（佐賀県佐賀中部保健福祉事務所主幹）
	磯部　澄枝（新潟県十日町保健所主任）
	焔硝岩政樹（岡山県美作保健所勝英支所主任）
	小田　雅嗣（愛知県新城保健所課長補佐）
	加藤眞奈美（兵庫県健康生活部課長補佐兼食と栄養係長）
	国友　　泉（東京都大田区蒲田地域健康課栄養担当係長）
	澤口眞規子（岩手県県央保健所健康づくりチーム総括上席栄養士）
	千葉　昌樹（名寄市立大学保健福祉学部栄養学科准教授）
	濱口　優子（石川県健康福祉部少子化対策監室専門員）

助言者	澁谷いづみ（愛知県半田保健所長・全国保健所長会長）
	河野　美穂（厚生労働省生活習慣病対策室栄養・食育指導官）
	吉元　雄一（防衛省陸上幕僚監部装備部需品課糧食班 糧食管理担当）
	阿部　恭子（防衛省陸上幕僚監部装備部需品課糧食班栄養専門官）

第１章

災害時における栄養・食生活支援対応

保健所管理栄養士へのメッセージ：

栄養・食生活支援の必要性を過去の体験から学んでほしい。

第１章　災害時における栄養・食生活支援対応

１　被災地からの教訓

(1) 阪神淡路大震災

<table>
<tr><td colspan="2">地震規模・
被害状況</td><td>①　発災期日：平成７年１月１７日（火）５時４６分
②　震　　度：７（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、淡路島北部）
③　被害状況
人的被害：死者 6,434 人、行方不明 3 人、重傷者 10,683 人、軽傷者 33,109 人
住家被害：全壊 104,906 棟（186,175 世帯）、半壊 144,274 棟（274,182 世帯）
以上、消防庁確定報（平成 18 年 5 月 19 日）
水道断水：約 130 万戸（厚労省調べ）
ガス供給停止：約 86 万戸（資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁調べ）
停　　電：約 260 万戸（資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁調べ）
電話不通：30 万回線超（総務省調べ）
避難者数：316,678 人
 </td></tr>
<tr><td colspan="2">栄養・食生活支援
ポイント
(キーワード)</td><td>①　近年、最大の震災であり、災害時の食支援対応マニュアルや資料等がなかったため、ガイドラインの作成や献立集の発行、普及啓発を行った。
②　特定給食施設の状況把握方法や支援体制が未整備であったが、被災を教訓として相互支援ネットワークを構築した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">栄養・食生活対応事例</td><td rowspan="2">事例１</td><td>【問題点】
避難所から仮設住宅、災害復興公営住宅に被災者が移っていったが、災害に対する精神的なショックや新しい環境に対するストレスから、調理意欲減退や空腹解消優先の食事摂取等による栄養のアンバランス等が見られた。</td></tr>
<tr><td>【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】
①　避難所における食事提供体制の把握と改善助言として、配布弁当の内容検討、炊き出しの調整、簡易調理施設の設置等を行った。
②　栄養士チームの巡回相談の実施に向けて、栄養・食生活支援対象者の把握、栄養相談計画と報告方法の検討、管理栄養士・栄養士の派遣要請、特殊栄養食品の入手等を行い、避難所や仮設住宅、災害復興公営住宅に対し巡回・訪問栄養指導を実施した。
③　被災者の栄養状態を把握するため、栄養調査を実施した。
④　ふれあいセンターやコミュニティプラザ等の集会所の食生活自立支援や傷病者への食生活指導、健康栄養教育、ふれあい食事会等を行った。</td></tr>
<tr><td>事例２</td><td>【問題点】
震災後、避難所や仮設住宅等への栄養相談や健康栄養教育を実施し被災者を支援した。しかし、保健所栄養士等には災害時の食支援に関する知識や情報、活動の指針がなく、食生活改善活動の実施には非常に困難を伴った。</td></tr>
</table>

	事例２	【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 保健所管理栄養士等が災害発生時に早期に適切な活動を行い被災者の食生活の早期支援が図れるよう、今後の災害に備え、震災の活動や資料等を整理し、冊子としてまとめ全国に情報発信した。また、簡単にできる献立集も発行し、被災地はもちろん、それ以外の県民や給食施設にも啓発した。 ①　震災の経験から得た被災地における食生活改善活動や災害時への備えについてまとめ、「災害時食生活改善活動ガイドライン」（発行：平成８年３月）を作成した。また、ガイドラインの普及のため、活用研修会を実施した。 ②　仮設住宅では、調理器具が充分にそろっていないことなどから、簡単にできる献立表や調理の工夫等の啓発資料を各保健所が作成し、巡回栄養指導や健康栄養教室等で使用した。そこで、災害の栄養指導が円滑にできるよう「簡単にできる料理献立集」を発行し、仮設住宅、災害復興公営住宅等への巡回・訪問栄養指導等に活用した。また、栄養調査ではビタミン不足が懸念されたことから、野菜の摂取を増やすための献立集も発行した。 さらに、被災地以外の県民に対しても、冊子を活用した研修会を持つなど普及啓発を行った。
	事例３	【問題点】 震災後の被災地の給食施設は、調理器具や食器損壊、ライフラインの停止等、甚大な被害が発生。道路が寸断され、食材入手が困難なり、在庫食品等を活用し給食を提供していた。また、病院等では、特に治療食等の確保が困難であった。 【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 災害等発生時においても、給食施設が利用者に安全かつ適切な食事を継続提供するため、平成９年度に保健所単位、平成１０年度に全県の給食施設協議会を設立し、相互支援体制を構築してきた。 現在、保健所管理栄養士の指導・助言のもと、各協議会単位に相互支援マニュアルが策定されており、以降も継続的に支援に関する調査やマニュアルの見直修正、実地訓練等を行っている。また、自治体防災と連携し、自治体が実施する防災訓練に給食支援団体として参加している協議会もある。 現在は、大規模災害に対応し、より広域での相互支援体制の整備についても検討している。 ①　各協議会内での相互支援体制整備 ア　相互支援体制整備マニュアルの見直し 協議会内にワーキング会議等を設置し、相互支援に関する調査、緊急連絡網の整備、支援方法の検討（支援施設、支援食、支援人数、運搬方法等）、災害時備蓄食品の保管等について検討している。

		イ　相互支援実地訓練の開催 　通報訓練（緊急連絡網による情報伝達）、相互支援訓練（食事の支援）を行い、マニュアルを検証している。 ②　広域的緊急時相互支援体制の整備（圏域、圏域をこえた支援体制整備） 　検討会による緊急連絡網の整備、広域での支援方法の検討（支援食、支援人数、運搬方法等）、シミュレーションによる相互支援実地訓練の実施を行っている。 →　第４章　参考２に事例を掲載しています。

(2) 新潟県中越地震

<table>
<tr><td colspan="2">地震規模・
被害状況</td><td>①　発災期日：平成１６年１０月２３日（土）午後5時56分
②　震　　度：７（川口町）、震度６強（小千谷市、小国町（現：長岡市）、長岡市、十日町市他　中越地方）
③　被害状況
人的被害：死者 68 人、行方不明者 0 人、重傷者 632 人、軽傷者 4,163 人
住家被害：全壊 3,175 棟（3,139 世帯）、大規模半壊 2,167 棟（2,154 世帯）、半壊 11,643 棟（11,935 世帯）
水道断水：約 129,750 戸
ガス供給停止：約 5 万 6 千戸
停　　電：約 30 万戸
避難者数：103,178 人
 </td></tr>
<tr><td colspan="2">栄養・食生活支援ポイント
(キーワード)</td><td>①避難所被災者の栄養・食生活支援のため、平成 9 年に締結した支援協定により栄養士会の協力を得ながら、保健所に栄養指導班を設置し、避難所の巡回栄養・食生活相談を実施した。
②被災以前の生活には戻れぬ被災者には、心身共に健康を回復するための長期的な支援が必要であった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">栄養・食生活対応事例</td><td rowspan="2">事例１</td><td>【問題点】
避難者の個別栄養相談
避難所生活における、精神的ストレス、疲労、偏った食生活等により、血圧の上昇、便秘、食事コントロールの不良等を訴える者が出てきた。しかし、状況把握や支援体制構築の意識共有・調整には時間を要した。</td></tr>
<tr><td>【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】
栄養指導班を設置した保健所の管理栄養士（班長）は、必要な支援を行うため、被災市町村や看護職と連携し被災者の栄養状態のアセスメントを行い、支援が必要な被災者をピックアップし、栄養指導班編成のための調整を行った。
班員である保健所管理栄養士（他地域からの派遣）は、栄養士会員とともにチームを組み、特別用途食品等を持参しながら避難所を巡回し、個別栄養相談と炊き出しの栄養管理指導を行った。</td></tr>
<tr><td>事例２</td><td>【問題点】
被災以前の生活に戻れぬ失望感等が来す精神的ストレス及び仮設住宅の入居等に伴う食環境の大きな変化により、不規則な食生活が習慣化しつつあった。</td></tr>
</table>

		【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 ①仮設住宅の集会場等を活用し、コミュニティー再生にも配慮した、運動と調理実習を組み合わせた健康支援教室を行った。 ②調理意欲が減退している被災者が多くいたことから、仮設住宅の限られた調理スペースにおいても、一鍋で、簡単に、バランスが取れた料理のレシピ集を作成し、配布した。
	事例３	【問題点】 栄養指導体制の整備 　地域防災計画には栄養指導対策が位置付けられており、栄養士会の協力（支援協定締結済）のもと保健所に栄養指導班を設置し、栄養食生活支援活動を行うこととなっていたが、活動の具体的検討が不十分であったため、対応が後手に回るケースがあった。 　また、特定給食施設に対しては、充分な支援を行うことができなかった。
		【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 ①実態把握（被災者の食生活状況調査、給食施設災害対応状況調査） ・食環境の変化が大きく、食欲や調理意欲の減退に配慮した支援が必要であることがわかった。 ・給食施設への支援は、発生初期は物的支援、長期化すると人的支援が求められることと、平常時の備えとしては 2～3 日程度は支援が無くても乗り切れる体制を想定する必要があることが示唆された。 ②具体的活動の検討 ・災害時における栄養士の活動を検討し、組織別及び時系列別に活動のポイントをまとめた「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」を作成した。 ③体制整備 ・ガイドラインの普及と、災害対策の基礎知識の向上を目的とした研修を行った。

(3) 新潟県中越沖地震

<table>
<tr><td colspan="2">地震規模・
被害状況</td><td>①　発災期日：平成１９年７月１６日（月）午前10時13分　祝日（海の日）
②　震　　度：６強（柏崎市、長岡市、刈羽村）
③　被害状況
人的被害：死者 15 人、行方不明者 0 人、重軽傷者 2,316 人、
住家被害：全壊 1,331 棟（1,199 世帯）、大規模半壊 856 棟（835 世帯）、
半壊 4,854 棟（4,739 世帯）
水道断水：61,532 戸
ガス供給停止：35,150 戸
停　　電：27,132 戸
避難者数：12,483 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">栄養・食生活支援ポイント
(キーワード)</td><td>①要援護者への栄養・食生活支援
発生直後から不足が課題となってくる。特に高齢者、乳幼児、アレルギー疾患者、腎臓病者等は一般に提供される食事での対応が困難であるため、早期のピックアップ及び支援可能である旨の周知が重要であった。
②仮設住宅入居者等のための長期的支援
生活環境や食環境の変化により、被災以前の習慣には戻りにくく、また、精神的なケアも含めた長期的な食生活支援及びその仕組みづくりが必要。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">栄養・食生活対応事例</td><td>事例１</td><td>【問題点】
要援護者の食事
初期は、高齢者、乳幼児、アレルギー疾患者、腎臓病者等の対応が課題で、徐々に糖尿病、高血圧症等の慢性疾患者の食事が課題となった。
また、中越大震災の経験を踏まえ、避難所での生活が難しい高齢者などが安心して避難生活を送れるよう、相談、介助の体制を備えた福祉避難所が設置された。
【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】
①栄養相談窓口の設置
発生翌日から、相談窓口の設置及び周知を行うとともに、避難所や災害対策本部へ行き、直後から課題となる高齢者や乳幼児の食事確保に関する調整を行った。
②福祉避難所の巡回栄養相談
福祉避難所では業者から弁当が支給されていたが、栄養指導班が巡回を行い、必要に応じて、高齢者用のかゆ食、形態調整食、とろみ剤、栄養補給食品等を提供した。福祉避難所には災害時要援護者等で「普通の食事ができない人」がいることを想定し、事前に巡回計画に組み入れておく必要がある。
③NPO と協働しアレルギー患者に対する支援体制を整備
被災市・村と調整し、アレルギーにより避難生活に苦慮している被災者がいた場合には、アレルギー対応支援を行っている NPO へ繋ぐ体制を整備した。</td></tr>
</table>

		④柏崎地域災害時食生活支援システム検討会の開催 　対象者のニーズを含む平常時の備えから食品の利用・活用までの「人」と「もの」の流れを自助・共助・公助の観点で整理し、地域防災計画における食料供給部門の充実に繋げることを目的として開催 　検討は、学識経験者、食品関連事業者、医師会、栄養士会のほか行政の防災部局も含め、要援護者や一般被災者の食生活支援等について行った。 　この検討を踏まえ、新潟県防災部局では、市町村支援の一環として「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」を作成した。
	事例２	【問題点】 　住宅の被災及び仮設住宅への入居等により、生活環境及び食環境が大きく変化したため、震災以前の生活習慣には戻りにくく、糖尿病や肥満等の生活習慣病の増加や子ども達の肥満が問題となり、地域全体への長期的な食環境支援の仕組みが必要となった。 【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 ①ケーブルテレビを活用した普及啓発 　肥満や生活習慣病の予防を啓発するため、大学と連携して、ケーブルテレビで放映するための「運動と健康的な食生活の番組」のＤＶＤ（各放映時間約 15 分）作成した。 （柏崎保健所・刈羽村） 　運動編：楽しくできるリズム体操、こんなにかんたん！筋力トレーニング 　食事編：親子でかんたんクッキング、身につけよう正しい食事マナー 　　かしかりちゃん、おしえて！バランスの良い食事のコツ ②移動販売車と連携した食事バランスガイドや簡単レシピの普及 ③食育普及活動と連動した、家庭に対する災害時の食の備えの普及 　市の食育普及計画の策定を支援し、目標に「家庭での備蓄率の向上」を位置付け、「災害時の食の備えリーフレット」を作成し、被災地域の家庭（柏崎市、刈羽村）に全戸配布した。 ④食育関連事業者と連携した災害食の PR ⑤炊き出し用献立集の作成 　自衛隊との炊き出しメニューの調整が課題となったことから、子どもから高齢者までの幅広い年代者が利用することを踏まえ、地域の食習慣等を考慮し、季節別毎に一週間分の炊き出し用の献立集を作成した。

(4) 能登半島地震

<table>
<tr><td colspan="2">地震規模・
被害状況</td><td>①　発災期日：平成１９年３月２５日（日）９時４２分
②　震　　度：６強（輪島市、七尾市、穴水町）
③　被害状況
人的被害：死者 1 人、重傷者 88 人、軽傷者 250 人
住家被害：全壊 686、半壊 1,740 棟
水道断水：約 13,290 戸
停　　電：約 11 万戸
電話不通：260 回線
避難者数：2,624 人

「平成 19 年能登半島地震災害記録誌」（石川県危機対策課）より</td></tr>
<tr><td colspan="2">栄養・食生活支援ポイント
(キーワード)</td><td>①食の問題は、災害発生当初から即時に生じてくるため、早期から管理栄養士の現地派遣による栄養・食生活支援が必要である。
②避難者の食事を対象に応じた適切なものにするためには、長期化をも想定した自衛隊への適切な支援依頼と、自治体の献立等住民に合わせた調整が必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">栄養・食生活対応事例</td><td rowspan="2">事例１</td><td>【問題点】
①市町村要請により自衛隊から、発災当日の夕食から「おにぎり」、翌日からは「おにぎり 2 個とカップみそ汁」が提供されたが、自衛隊に対して副食を依頼していなかったため、主食に偏った食事提供になった。
②副食提供後も内容が自衛官用献立のため、高齢者の嗜好や身体状況に合わず、献立変更が必要となった。</td></tr>
<tr><td>【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】
①市町災害対策本部に情報提供し、自衛隊による副食提供を開始した。
②献立内容について具体的な指導及び調整を行うとともに、強化米導入を提案し実施した。
③野菜ジュース等支援食料の供給調整や特別用途食品等の活用により、避難者全体の食事調整を行い、野菜摂取減によるビタミン不足を補った改善した。</td></tr>
<tr><td>事例２</td><td>【問題点】
①震災 3 日目の夕方から、被災者に体調不良、食欲不振、便秘、下痢等が多発した。
②糖尿病・高血圧等の慢性疾患をもつ患者に病態悪化が見え始めた。
乳幼児やアレルギー食等についての食事指導・個別対応が求められた。</td></tr>
</table>

		【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 ①輪島市に対し栄養指導班の設置を要請し、石川県栄養士会の協力を得て巡回指導・個別相談等を行った。 ②慢性疾患をもつ患者には、提供食でも対応できる自己管理方法を指導した。食事に対する危機感から提供食を完食する傾向があり、疾患に応じた量、食品選択ができるように栄養指導を行った。 ③特別用途食品の提供を行った。特に食物せんい飲料、ビタミン強化飲料、濃厚流動食等活用し、慢疾患患者のみならず低栄養予防等も含め、個々に応じて配布した。 ④乳幼児、アレルギー疾患児に対する支援物資等の調整を行った。
	事例３	【問題点】 ①仮設住宅等への移行期になると、これまでの食事提供等による依存型生活により、生活意欲が低下していた避難者に対する食生活の自立支援が必要であった。 ②仮設住宅入居後、自宅避難者も含めた食の自立を促す継続的な支援が必要となった。
		【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 ①仮設住宅等への移行をふまえた食の自立のため、仮設住宅の設備に合わせた料理講習会（IH 使用）を企画・実施した。 ②高齢者の生活意欲を高めるため、仮設住宅のみならず、地域単位で講習会を開催し、仲間づくりを支援した。 ③県栄養士会の公益事業を活用し、健康づくりのための食事相談会を開催した。

(5)岩手・宮城内陸地震

<table>
<tr><td colspan="2">地震規模・
被害状況</td><td>①　発災期日：平成20年6月14日（土）8時43分
②　震　　度：６強(岩手県奥州市、宮城県栗原市)
③　被害状況
人的被害：死者 17 人、重傷者 70 人、軽傷者 356 人、行方不明 6 人
住家被害：全壊 30 棟、半壊 146 棟、一部破損 2,521 棟、建物火災 4 棟
水道断水：約 5,560 戸
停　　電：約 2.9 万世帯
避難者数：最大 1,250 人
仮設住宅：奥州市 8 戸、栗原市 65 戸
 </td></tr>
<tr><td colspan="2">栄養・食生活支援
ポイント
(キーワード)</td><td>①栄養・食生活支援の必要性の中から、災害時健康食生活支援対応会議を立ち上げ、関係者の共有と役割分担を確認したことにより、効果的な連携活動が展開でき、住民の健康保持を可能とした。
②仮設住宅の建設において、過去の被災地情報から最良の食生活環境が整備されるよう働きかけることができた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">栄養・食生活対応事例</td><td rowspan="2">事例１</td><td>【問題点】
避難所で暮らす高齢者の健康が悪化していること、余震の恐怖で苦しむ地域住民の「心のケア」には栄養と睡眠が一番効果的との医師からの指導があったこと、また合併間もない市町村内での支援方策を共有し、早急に栄養指導計画を検討する必要があった。</td></tr>
<tr><td>【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】
市町村健康増進担当課、教育委員会、栄養士会、食生活改善推進員代表、病院管理栄養士等による「災害時健康食生活支援対応会議」を開催し、情報を共有し栄養指導班の立ち上げについて全員了承。
「心のケア」地域支援については県栄養士会が協力、必要な特別用途食品の手配は保健所から大手食品関連企業に依頼、避難所の炊出しは食生活改善推進員が協力等、機能分担によって円滑な住民支援が可能になった。</td></tr>
<tr><td></td><td>事例２</td><td>【問題点】
断水になったため、特定給食施設の給食が実施困難になっているとの情報を得たため当該施設に出向き、施設の設置目的に応じた支援を実施した。
①高齢者入所施設において水不足、ディスポ食器も入手できない。
②保護者は通常通り勤務に行かなければならない中で、保育所が長期の休園と給食停止を決定。調理室の天井が一部損壊している。
③学校給食センターのボイラーが故障し、周辺道路に亀裂が生じた。

どんな場面でも、おいしいものをいただく時は笑顔になります。(一関市避難所)</td></tr>
</table>

	事例２	【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 ①の施設には、洗浄を要しない給食提供（備蓄食品活用）を確認し、自衛隊に給水活動を要請。 ②の施設には、保護者の勤労支援が設置目的であることを理解いただき休園を中止。全世帯断水中での弁当持参も無理であるため、自衛隊給水が得られる保育所での給食実施を求めた。食品衛生担当から安全な給食実施に向けた指導を行った上で、できるだけ早期の給食を開始した。保護者から大きく感謝された。 ③の施設では、現施設における給食実施は不可能であると判断し、隣接施設で代替実施を検討。保健所からは施設栄養士及び調理師に対し災害時における食生活対応及び安全な給食実施の重要性について指導し、スムーズな対応となった。
	事例３	【問題点】 避難所生活が一カ月を過ぎ、仮設住宅建設が検討され始めた。しかし、過去の被災地で建設された住宅は、玄関がなく脱いた靴がずぶ濡れ、台所のガス台が一口で調理台が狭くて料理ができない、風呂場には洗い場がない、窓は一重サッシで寒い等、快適な食生活環境をつくる必要があった。
		【管理栄養士の専門性を発揮した支援内容】 仮設住宅の建設に当たる県庁地域福祉課担当に実情と、被災者の健康を守るための食環境の確保の必要性を説明し、極力配慮するよう申し入れをした。設計図面上においても具体的な助言を行った結果、玄関には風除室とスロープに手すりが付けられ、キッチンは２口コンロと適度な広さの調理台が確保できた。 風呂には更衣室と洗い場がつき、居住室の壁は防音、断熱とし、窓も二重サッシと各室冷暖房が備えられた。入居者８世帯は過去最良の居住空間を得た。

第２章

栄養・食生活支援の法的根拠

保健所管理栄養士へのメッセージ：

地域保健支援、特定給食施設指導にかかる法的枠組みや

関係通知等を知り、対応根拠、方法を理解してほしい。

目　次

1　国の災害等に関する計画

（1）災害対策基本法 …… 22
（2）災害救助法 …… 22
（3）防災基本計画 …… 23
（4）農林水産省防災業務計画 …… 24
（5）厚生労働省防災業務計画 …… 27
（6）防衛省防災業務計画 …… 29
（7）文部科学省防災業務計画 …… 29

2　国の災害等に関する指針

（1）大規模災害における応急救助の指針について …… 29
（2）新型インフルエンザ対策ガイドライン …… 32
（3）新型インフルエンザ対策行動計画 …… 35
（4）地域における行政栄養士業務の基本指針 …… 36

3　特定給食施設指導にかかる通知等

（1）社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について …… 37
（2）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 …… 38
（3）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について …… 38
（4）養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 …… 39
（5）養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について …… 39

第2章　栄養・食生活支援の法的根拠

1　国の災害等に関する計画　（保健指導、栄養・食生活関係のみを抜粋）

（1）災害対策基本法

（昭和 36 年 11 月 15 日　法律第 223 号、最終改正　平成 19 年 3 月 31 日）

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（国の責務）

第３条　国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

２　国は前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

（２）災害救助法

（昭和 22 年 10 月 18 日　法律第 118 号　最終改正　平成 18 年 6 月 7 日）（法律第 53 号）

第１章　総則

第１条　この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第２条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第２章　救助

第２２条　都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第２３条　救助の種類は、次のとおりとする。

1. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

（３）防災基本計画

（平成 20 年 2 月中央防災会議）

第２編　震災対策編

第２章

第６節　食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

○　被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、以下の通り活動する。

（１）非常災害対策本部等による調整等

○　非常本部等は、調達、供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。

（２）地方公共団体による物資の調達、供給

○　被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

○　被災地方公共団体及び各省庁は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省）又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。

（３）物資関係省庁の活動

○　厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。

○　厚生労働省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○　農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○　経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○　総務省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

○　物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行うものとする。

第７節　保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

○　避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

１　保健衛生

○　厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

○　特に、高齢者、障害者等災害時用援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

○　地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

○　厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

○　地方公共団体は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

○　厚生労働省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

（４）農林水産省防災業務計画

（修正　平成 20 年 10 月 1 日　20 経営第 3514 号）

第１編　総則

第４節　食料等の供給体制の整備

災害時に応急用食料（飲料を含む。以下同じ。）等農林水産省の所管に係る物資を円滑に調達・供給するための体制整備を図るものとする。

第２編　震災対策編

第１章　災害予防

第５節　震災時における食料の調達・供給体制の整備

１　応急用食料の調達・供給に関する基本方針

震災時における応急用食料の調達・供給については、次により、農林水産省、都道府県及び市町村が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制の整備を図るものとする。

（１）農林水産省は、都道府県の要請に基づき、全国的な見地から、被災地域への応急用食料その他所管する物資の調達・供給に関する調整ができるよう、支援体制の整備に努めるものとする。

（２）都道府県は、市町村の行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、地域防災計画に従い、必要な体制を整備するものとする。

（３）市町村は、震災時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、地域防災計画に従い、その備蓄並びに調達、輸送及び配送に関する体制を整備するものとする。

この場合、市町村相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な支援体制についても整備するものとする。

（４）震災時においては、国民が、主体的に、自ら災害に備えるための手段を講じることが基本であり、家庭等において３日分程度の応急用食料等の備蓄に努めることが重要である。このため、農林水産省は、都道府県、市町村等と協力して、防災知識の普及の一環として、自主的な応急用食料の備蓄の重要性について啓発宣伝を行うものとする。

２　農林水産省における応急用食料の調達・供給体制の整備

農林水産省においては、震災時を想定した応急用食料の調達・供給を次により行うものとする。

（１）農林水産省は、主食系の食料として、米穀を整備する。

（２）農林水産省は、震災が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン、水（ペットボトル）等について、関係業者又はその団体等に対して、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。

なお、精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）については、毎年定期的に、調達可能量(流通在庫量等)を調査し、各業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知するものとする。

（３）農林水産省は、自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で、輸送方法，輸送経路、緊急通行車両指定等のあり方について検討を行い、被災地への供給が円滑に行われるように努めるものとする。

（４）震災時の緊急輸送活動に資するため、老朽化した卸売市場施設の再整備を推進することとし、震災時においても被災地域等への生鮮食料品等の円滑な流通が確保されるよう努めるものとする。

第２章　災害応急対策

第２節　震災に関する情報の収集、報告等

２　応急用食料等の確保に関する情報収集及び報告

震災が発生した場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を、調達･供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告するものとする。

第５節　応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

１　応急用食料の調達・供給

震災が発生した場合において、応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、都道府県と密接な連携の下に、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努めるものとする。

（１）農林水産省は、毎年定期的に実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料（出荷要請をする物資を含む。）の供給可能量を緊急に調査し、これを関係都道府県に提示するとともに、その他の生鮮食料品等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して逐次供給可能量を提示するものとする。

（２）農林水産省は、都道府県知事から具体的な要請があった応急用食料について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについては関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行うものとする。

（３）農林水産省は、関係業者又はその団体等からの応急用食料の無償提供の申し出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、関係都道府県に連絡し、輸送手段のあっせん等供給体制を講じるものとする。

（４）農林水産省は、応急用食料の輸送について、関係行政機関、関係業者又はその団体等と協議し、輸送方法や輸送経路の選定、緊急通行車両の指定等が適切に行われるよう必要な調整等を行うものとする。

その際、必要に応じ、自衛隊の車両、ヘリコプター、船舶等による輸送要請を行うほか、関係業者又はその団体等が所有する車両や船舶、水産庁所属船舶等の活用等可能な限り輸送手段の多元化を図るものとする。

（５）都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料の供給を行うものとする。

その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言するものとする。

（６）市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引渡された応急用食料の円滑な供給を行うものとする。

２　災害復旧用材の調達・供給

震災が発生した場合において災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する必要が生じたとき、林野庁は、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行うとともに、関係省庁等に緊急輸送の要請を行うものとする。

第７節　その他の対策

３　食料等の需給及び価格に関する点検指導

農林水産省は、震災に伴い主要な食料の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合には、小売店の巡回点検を行って食料の需給・価格等の動向を把握し、これらに異常が認められる場合には、生産者団体に緊急出荷を要請する等所要の措置を講じるものとする。

また、地方公共団体は，地域防災計画に従い、国と連携し、特に被災地及びその周辺における食料等の生活関連物資の需給状況及び価格の動向を、さらに、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視･調査し、震災時におけるこれからの物資の需給及び価格の安定を図るものとする。

４　消費者相談の実施

地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、必要に応じ、食料の円滑な供給の確保、価格の動向等に資する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置するものとする。

また、農林水産省は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長に対してその緊急相談窓口の設置を要請するものとする。

５　ボランティアの活用

必要に応じて地域住民やボランティア活動の支援を受けるものとするが、その場合、安全管理、活動環境の整備等を図るものとする。

（５）厚生労働省防災業務計画

（修正　平成 21 年 3 月 10 日厚生労働省発社援 110310001 号）

第２編　災害応急対策

第２章　災害救助法の適用

第２節　　災害救助法による救助の実施

第２　炊き出しその他による食品及び飲料水の供与

１　被災都道府県は、事業者等の協力を得て、食品及び飲料水の提供に努めるとともに、直ちに用意できない場合は、差し当たり、当該都道府県が備蓄している乾パン、缶詰等の食品の供与を速やかに行う。

２　被災都道府県は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理施設を利用すること等による炊出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

3　被災都道府県は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努める。

4　被災都道府県は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の供与のための体制を緊急整備する。

第３章　医療・保健に係る対策

第４節　公衆衛生医師及び保健師等による健康管理

1　被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。

（1）公衆衛生医師及び保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。

（2）被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。

（3）被災者等及び救護活動並びに健康管理に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センター等においてメンタルヘルスケアを実施すること。

2　被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師及び保健師等の派遣を要請する。

3　厚生労働省健康局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生医師及び保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。

第４章　福祉に係る対策

第３節　社会福祉施設に係る対策

1　被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

2　被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

3　被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。

4　被災都道府県・市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

（1）ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。

（2）復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

（3）ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

5　被災都道府県及び厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県

等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを助言することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

（６）防衛省防災業務計画

（平成 19 年 9 月 1 日）

第三　災害時における措置

８　災害派遣時に実施する救援活動

（９）炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

（７）文部科学省防災業務計画

（修正　平成 20 年 6 月 30 日文科施第 138 号）

第２章　災害応急対策

第４節　教育に関する応急措置

（２）　教育に関する応急措置に対する援助

・　学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関して必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

また、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

第８節　被災者の救護活動への連携、協力

（１）物資等の援助

・　被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、物資、食料、被災者受け入れ施設の提供等の援助の促進が図られるよう、関係大学及び関係機関に対し、協力を要請する。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出しについて、関係都道府県及び関係機関に対し、協力を要請する。

２　国の災害等に関する指針　（保健指導、栄養・食生活関係のみを抜粋）

（１）大規模災害における応急救助の指針について

「大規模災害における応急救助の指針について」の一部改正について（通知）

平成 19 年 6 月 1 日厚生労働省社会・援護局総務課長通知　援総発第 0601001 号）

はじめに

平成７年１月の阪神･淡路大震災は、災害救助法に基づく応急救助のあり方について数多くの教訓を残した。本指針はこの教訓を踏まえ、平成９年６月に大規模災害における応急救助を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項を取りまとめたところであるが、その後、調査研究結果等を踏まえ平成 14 年に改正が行われ、今般、さらに新潟県中越地震及び近年の災害における応急救助の対応を踏まえ、新たに改正を行ったものである。

今後、各都道府県におかれては、本指針に基づき、地域の実情に即した実施体制を整備するとともに、災害発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努められたい。

なお、本指針は、主として大規模な地震災害を念頭にとりまとめたものであるが、災害の規模や態様は千差万別であることから、災害発生時には、本指針に基づきつつも、臨機応変な対応が必要であることを念のため申し添える。

第１　応急救助の実施体制の整備

１　人的体制の整備

（１）　要員の確保

ア　災害が発生し、又は発生する恐れのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集する体制を整備しておくこと。

イ　平常時から、災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと。

ウ　職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくこと。

エ　交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、他部局や地方機関の職員の応援等の補完体制を整備しておくこと。

（２）　資質の向上

迅速かつ的確な救助を実施することができるよう、救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修や訓練を行っておくこと。

（３）　職員の登録

災害を経験した都道府県においては、災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくこと。

２　応援体制の整備

（１）　災害援助協定の締結

イ　食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設、応急修理の実施等事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。

また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別の配慮を要するもの（以下、「要援護者」という。）に必要な生活必需品等の調達に係る協定も締結しておくこと。

ウ　ア及びイに定める協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容、方法、費用負担のあり方等について明確にしておくこと。

エ　被災都道府県自身の被災により、被災都道府県から応援要請が行われないことも想定されるため、このような場合における応援派遣に関する手続きについても明確にしておくこと。

（２）　応援派遣

ア　応援を行おうとする都道府県（以下、「応援都道府県」という。）は、救助の種類、場所、期間等の救助内容について事前に被災都道府県と調整を図るとともに、厚生労働省

に連絡して実施すること。

イ　被災都道府県と連絡が取れないなどの理由により調整が図れない場合は、厚生労働省と調整を図って実施すること。

ウ　応援都道府県は、被災都道府県の被災状況によっては現地において衣食住に関する支援が受けられないことも想定し、これらに係る最低限の装備については自ら携行すること。

エ　応援都道府県は、派遣職員の中からあらかじめ責任者（長）を定めること。応援職員に対する指揮は、原則としてその責任者（長）が行うこと。

オ　現地では情報の混乱等が生じていることも想定されるので、責任者(長)には、様々な状況下においても的確な判断を下し、責任を持って対応できる者を選定すること。

カ　大規模災害を経験し、救助を実践した都道府県は、国の要請に基づいて、職員を被災都道府県へ派遣し、救助の支援や助言を行うこと。

第２節　応急救助の実施

１　避難所の設置

（４）避難所における備蓄

ア　避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水、生活必需品等を備蓄しておくことが望ましいこと。

イ　この場合、避難所に指定される施設は、他の用途に使用されていることから、施設の管理者等の理解を得た上で実施すること。

ウ　避難所における都道府県の備蓄については、基金による分散備蓄と認められるので、基金を活用しての備蓄について検討すること。

３　食料・飲料水の供給

（１）　食料等の迅速な供給

食料・飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等を図っておくこと。

（２）　要援護者に配慮した食料の備蓄

備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に要援護者の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。

（３）　食料の質の確保

ア　食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要援護者に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。

イ　ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

ウ　一定の期間が経過した段階においては、被災者自らが生活を再開していくという観点から、また、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、被災者自身による炊事が重要であることから、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境作りを進めること。

第７　住民に対する啓発

災害に備え、平常時から住民自らが次のことに取り組むよう、広報活動等を通じて啓発を行うこと。

１　避難所と避難経路の確認、非常時の持出品の準備、3 日分程度の食料・飲料水、生活必需品等の備蓄に努めること。

（２）新型インフルエンザ対策ガイドライン（栄養・食生活支援関係部分抜粋）

（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議　平成 21 年 2 月 17 日）

「感染症拡大防止に関するガイドライン」

別添「新型インフルエンザの地域封じ込めについて」

５　地域封じ込めにおける関係者の役割

①　都道府県等

・　都道府県は、感染症法第 44 条の３の規定に基づき、住民に対し外出自粛の要請を行うとともに、都道府県等の職員に個々の世帯を訪問させ、食料品・生活必需品等の支給を行う。世帯数の多さなどのため、訪問が困難である場合、一般住民に対しては、地域内の集積拠点までの食料品・生活必需品等を輸送し、集積拠点に集まった者に配分する。なお、集積拠点への外出は、外出自粛の要請の例外となる。集積拠点までは、都道府県等の職員が自ら輸送するか、又は自衛隊に輸送を要請する。

・　支援を必要とする高齢者、障害者等のいる世帯、病院・入所施設等に対しては、集積拠点での配分は困難であることから、市町村の協力を得て、感染症法第 44 条の３第３項の規定に基づき、個々の世帯・施設を訪問し、食料品・生活必需品等を支給する。

・　救援物資については、都道府県等は地域外等の民間事業者に拠出要請を行うほか、都道府県等が一般災害用に備蓄しているものを活用するとともに、不足する場合は、都道府県等から新型インフルエンザ対策本部への要請があれば、その決定により、関係省庁備蓄分(有償)の放出等によって支援する。

・　プロパンガスについては、その取り扱いに資格が必要であり、販売事業者による個々の世帯への配送が必要となっている。このため、都道府県等は、販売事業者に最低限の営業の継続を要請する。

②　市町村

・　学校等の臨時休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について、関係者に協力を要請する。事業者については、住民の最低限の生活維持のために不可欠な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう要請する。

また、公共交通機関の運行自粛要請に当たっては、混乱が生じないよう、地域内外の住民や利用者に周知徹底し、理解を求める。

市町村が一般災害用に備蓄している物資の放出を行う。また、都道府県等に協力し、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等の支給を行う。住民数の多さなどのために、訪問が困難である場合、一般住民に対しては、地域内の集積拠点での食料品・生活必需品等を輸送し、集積拠点に集まった者に配分する。

「医療体制に関するガイドライン」

第２章　発生前からすすめるべき医療体制の整備

４）医療機関の収容能力を超えた場合の準備

○　医療機関以外において医療を提供する場として、感染拡大の防止や衛生面から、次に掲げる条件を満たす公的研修施設等の宿泊場所が望ましい。

・多数の患者の宿泊が可能なスペース、ベッド等があること
・化粧室やシャワーなど、衛生設備が整っていること
・食事の提供ができること
・冷・暖房の機能があること
・十分な駐車スペースや交通の便があること

「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」

第２章　各段階における対策

１　新型インフルエンザの発生前（前段階）の準備

（１）個人、家庭及び地域での対策

３）社会・経済活動に影響が出た場合への備え

○　新型インフルエンザが発生した場合、感染拡大を防止するために、①新型インフルエンザの患者やその同居者等の外出の自粛をはじめ、地域における人と人との接触機会を減らすための外出自粛、②学校、保育施設等（以下「学校等」という。）の臨時休業、③企業の不要不急の業務の縮小・停止、④集会等の中止、延期等の呼びかけがなされることになる。

４）家庭での備蓄

○　新型インフルエンザが海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザが国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響がてることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則である。

○　このため、災害時のように最低原（２週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。（別添２参照）

（２）住民生活の支援

２）支援を必要とする高齢者世帯、障害者世帯等の把握

○　市区町村は、自治会等と連携して独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障害者の世帯など新型インフルエンザの流行により孤立化し、生活に障害を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。

３）食料品・生活必需品等の提供の準備

○　新型インフルエンザが発生した時には、感染の原因となる接触の機会を減らすため、外出も最低限まで控えることが推奨される。また、食料品・生活必需品等の製造・販売事業者については、新型インフルエンザ発生時においても事業の継続を要請する方針であるが、流通、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。このため、各市区町村では、地域に必要な物資の量、流通、物流の体制等を踏まえ、地方自治体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の流通・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組をすすめることが必要である。

○　新型インフルエンザのまん延により、住民が自ら食料品・生活必需品等を購入することが困難となる地域が想定される状況になった場合には、例えば、食料品・生活必需品等を地域内の集積拠点（広場、公民館等）まで搬送し、そこに集まった者に配分することも考えられる。

○　支援を必要とする高齢者、障害者等世帯や病院、入所施設等に対しては、地域の代表者や市区町村の職員等が、個々の世帯、施設を訪問し、食料品・生活必需品等を配布する方法も考えられる。

（別添２）個人での備蓄物品の例

○食料品（長期保存可能なもの）の例

米
乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）
切り餅
コーンフレーク・シリアル類
乾パン
各種調味料
レトルト・フリーズドライ食品
冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）
インスタントラーメン、即席めん
缶詰
菓子類
ミネラルウォーター
ペットボトルや缶入りの飲料
育児用調製粉乳

○日用品・医療品の例

マスク（不織布製マスク）

体温計
ゴム手袋（破れにくいもの）
水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
消毒用アルコール（アルコールが 60～80％程度含まれている消毒薬）
常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
絆創膏
ガーゼ・コットン
トイレットペーパー
ティッシュペーパー
保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）
洗剤（衣類・食器等）・石鹸
シャンプー・リンス
紙おむつ
生理用品（女性用）
ごみ用ビニール袋
ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
カセットコンロ
ボンベ
懐中電灯
乾電池

（３）新型インフルエンザ対策行動計画

（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議　平成 21 年 2 月改定）

第三段階　感染症拡大期／まん延期／回復期

「医療」

【在宅患者への支援】

・ 都道府県及び市区町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問介護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。（厚生労働省）

「社会・経済機能の維持」

【社会的弱者への支援】

・ 市町村に対し、在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。（厚生労働省）

（４）地域における行政栄養士業務の基本指針　（抜粋）

（平成 20 年 10 月 10 日　健習発第 1010001 号通知）

別紙

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善基本指針」

この指針は、地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進するに当たり、行政栄養士が、都道府県、保健所設置市、特別区の本庁、保健所、市町村において、それぞれ担うべき業務に係る基本的な考え方とその具体的な内容を示したものである。

１　市町村

市町村における行政栄養士は、市町村が住民の健康の保持推進を目的とする基礎的な役割を果たす地方公共団体と位置付けられ、住民の身近な健康問題に取り組むこととされていることから、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談や栄養指導を始めとする健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を関係者と協働して企画立案し、実施するとともに、その評価を行うこと。また、住民の参画及び関係機関等との連携のもとに、各種計画（１（２）に揚げる市町村の各種計画をいう。）を策定し、地域の特性に応じた施策を推進すること。

（８）健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機の発生に備え、住民が日頃から正しい知識の習得に努め、自らの主体的な判断のもと食品を選択し入手できるよう、健康保護を視点とした適切な情報提供を図ること。

特に、災害の発生に備えて、住民に対し食料の備蓄促進のための普及啓発を行うとともに、病者、高齢者、乳幼児等の災害時に特に食生活支援を要する者の把握を行うほか、近隣の市町村及び関係機関との連携・協力により災害時の適正な食料供給体制の整備に努めること。

また、健康危機発生時には、被災者数のほか、ライフライン及び食料供給源等の被災状況を把握し、近隣の市町村及び関係機関との連絡調整を図りながら、被災者の身体状況に応じた食料提供や栄養管理等を適切に行うこと。

２　都道府県、保健所設置市、特別区の保健所

保健所における行政栄養士は、管内における健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を効果的に実施するため、保健所内の他職種と協働し、市町村及び関係機関等の協力を得て、広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組むこと。また、管内の健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組の拠点として、関係部局との調整を図りながら、事業を企画立案するとともに、健康情報の収集・分析・提供、市町村に対する技術的支援、地域保健に携わる人材の資質の向上を図ること。

（１１）　健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水汚染、災害等の飲食に関する健康危機の発生に備え、住民の健康の

保護を視点とした適切な情報の提供を行うとともに、健康危機発生時における被害を最小限にに留め、早期回復を支援するための体制整備を図ること。

特に、市町村及び特定給食施設等に対し、健康危機発生時の適正な食料提供体制の整備や食料の備蓄促進を支援するとともに、市町村及び関係機関との連携体制の構築や関係者の意識の向上を図ること。

健康危機発生時には、市町村、特定給食施設、関係機関との連絡調整を図り、被災状況に応じて食料確保及び人的支援を行いながら、被災者への身体状況に応じた食料提供、栄養管理等を行うこと。

また、健康危機発生後においても、引き続き被災地域の食生活支援等に努めること。

３　特定給食施設指導にかかる通知等　（保健指導、栄養・食生活関係のみを抜粋）

（１）社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について

（昭和 55 年 1 月 16 日　社施第５号通知）

大規模地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「大規模地震対策特別措置法」（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）の制定後、国、地方公共団体をはじめ関係各方面で地震防災対策等を充実、強化が図られているところであるが、社会福祉施設は地震災害の際に特に配慮を要する老人、心身障害者、児童等が入所しているため、その地震防災対策を確立することが強く要請されている。

今般、社会福祉施設における地震防災対策を推進するために、「地震防災応急計画作成要領」及び「地震防災応急計画作成例」を別紙１及び別紙２のとおり定めたいので御了知のうえ、関係社会福祉施設の地震防災対策の推進についての特段の指導を願いたい。

※　１　当該施設

当該施設 【別紙１】	○児童福祉法：助産、乳児院、保育所、児童養護等 ○身体障害者福祉法：身体障害者社会参加施設 ○生活保護法：救護、更正、医療保護、授産施設 ○社会福祉事業法：社会福祉相談、医療福祉事業所、 ○売春防止法：婦人保護施設 ○精神薄弱者福祉法：障害者支援施設 ○老人福祉法：老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※　２　地震防災応急計画作成例　　【別紙２】

第１章　総則：

（備蓄）

第８条　備蓄班は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

（炊出し）

第２３条　応急物資班は、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、炊き出し、飲料水の供給等を行うものとする。

（２）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（平成 11 年 3 月 31 日　厚生省令第 46 号　最終改正　平成 20 年 9 月 1 日）

第１章　総則

（この省令の趣旨）

第１条　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第１７条第１項の規定による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（食事）

第１７条　特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

２　特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

（３）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

（老発第 214 号　平成 12 年 3 月 17 日通知）

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第１７条に第１項の規定に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）については、平成 11 年 3 月 31 日付け厚生省令第４６号をもって公布され、平成 12 年 4 月 1 日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

第４　処遇に関する事項

５　食事（基準第１７条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

（１）食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

（２）調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

（３）適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降とすること。

（４）食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は特別養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

（５）居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

（６）栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

（７）食事内容の検討について

食事内容については当該施設の医師又は栄養士（入所定員が４０人を超えない特別養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

（４）養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号最終改正：平成 20 年 9 月 1 日厚生労働省令第 137 号通知）

（この省令の趣旨）

第１条　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１７条第１項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

（食事）

第１７条　養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（５）養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

（平成 12 年 3 月 30 日　老発第 307 号通知）

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）については、平成 11 年 3 月 31 日付け厚生省令第 46 号をもって公布され、また、平成 18 年 3 月 28 日付け厚生労働省令第 55 号をもってその一部が改正され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行につい

て」(昭和 41 年 8 月 26 日社第 186 号厚生事務次官通達)、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について」(昭和 41 年 12 月 16 日社老第 149 号社会局長通知)、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに併設する小規模特別養護老人ホームの設備運営について」(平成 2 年 3 月 23 日老福第 45 号大臣官房老人保健福祉部長通知)及び「離島、山村、過疎地域並びに大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域に設置する小規模特別養護老人ホームについて」(平成 7 年 9 月 26 日老計第 131 号老人保健福祉局長通知)は、平成 12 年 3 月 31 をもって廃止する。

4　食事(基準第１７条)

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

（１）食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（２）調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

（３）適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降とすること。

（４）食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行なう等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

（５）居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

（６）栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

（７）食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が５０人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

第３章

メイキングガイドライン

保健所管理栄養士へのメッセージ：

危機管理（クライシスマネジメント）とリスクマネジメント

を基本とした栄養マネジメントについて考えてほしい。

第3章　メイキングガイドライン

1　危機管理（ｸﾗｲｼｽﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ）からみた栄養・食生活支援の在り方

危機管理については、1995 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として危機管理システム開発の検討が始まり、2001 年 3 月に JIS Q2001 として「リスクマネジメントシステム構築の指針」が制定されている。その内容は、組織内のリスクの発見、自然災害、ヒューマンエラーなど組織としてのマイナスの影響を与える要件をＰＤＣＡサイクルにおけるリスクの低減や活動及び顕在化した場合の緊急の対応についての定義である。

また、国際規格である ISO 9000 や ISO 14001 についても「品質管理」という認識のなかで、行政システム改革の基本理念である「住民満足度の向上」と「生活者起点の行政」への転換という方向性を確実なものとするために導入されている。

これらのことから、危機管理は事前に対応する担当を明確にしておくことが非常に重要とされており、その中で、「命を守る」「地域住民・利用者に安心を与える」「地域等とのコミュニケーションを図る」「食生活（支援体制）を確保する」施設においては、「その後の安定した給食の提供」を重点的に考えることが大切であり、我々、管理栄養士を中心とした食に携わる関係者の意識を構築させることからはじめなければならない。

その手法として、地域住民及び施設利用者の食生活の補完すべき事項をチェックし、食に関する危機管理対応のあり方を考えてみなければならない。

危機管理（クライシスマネジメント）とリスクマネジメントを基本とした栄養マネジメントについて、どのように考えればいいのかを整理する。

栄養マネジメントは人の栄養素の代謝を良好な状態にして、健康を維持していくことである。目的を達成するために、その手順とシステムを明確にし、構成員の技能や考え方を尊重し、協力し合って問題解決にあたるものである。

リスクマネジメントはリスク一般を対象とすることに対して、危機管理（クライシスマネジメント）はリスク中の異常性の強い災害や持続性の強い偶発事故などを対象に、難局に直面した場合の決断、指揮、命令、実行の総体をいうこととされている。

従って、危機管理は、震災に代表される災害や感染症予防など事前に予知しにくく、また、その影響が広域に及び大きな衝撃を与えるものとされており、災害が起きてからではなく、起こる前からの事前の準備が重要である。

企業の危機管理（クライシスマネジメント）とＰＤＣＡサイクルについて見てみると、JIS Q2001 を例に危機管理（クライシスマネジメント）システムを構築する基本的な要素として 7 つの項目が挙げられている。

① 危機管理システム構築・維持のための体制整備
② 危機管理方針の表明
③ 危機管理計画の策定(Plan)
④ 危機管理活動計画の実施 (Do)

⑤ 危機管理システムの評価と改善(Check)
（危機管理システムに関する是正・改善の実施）(Action)
⑥ 最高経営者のレビュー（Action)
⑦ システム維持のための仕組み

これは、ISO9000 や ISO14000 で求められている Plan（計画）、Do（実施）Check（点検）Action（見直し）であり、このサイクルに従って、組織の危機管理システムを構築・維持していくものである。

2　危機管理システム構築・維持のための体制整備

上記の７項目のうち、①の危機管理システム構築・維持のための体制整備について考えてみると、災害など健康危機管理時において、被災者支援活動の中での栄養･食生活支援者は、とかく優先順位が低いと考えられがちである。

しかし、救急医療の必要な被災者以外は、避難所が設置され「住」が確保されるとともに、直ちに「食」が必要となる。また、給食施設においては、どのような場合においても利用者への「食事提供」は絶やすことはできない。

地震等の自然災害は、地域的なダメージを受けることが多く、医療や福祉との関連も含めて市町村単位のみでなく広域的に体制を整備することが必要となる。

保健所管理栄養士は、これらを踏まえ、市町村や給食施設等が、いざという時に住民や施設利用者に対し安全適切に食事の提供を行うことができるよう、下記の手順を参考にコーディネーターとしての能力を発揮し支援体制を整備する。

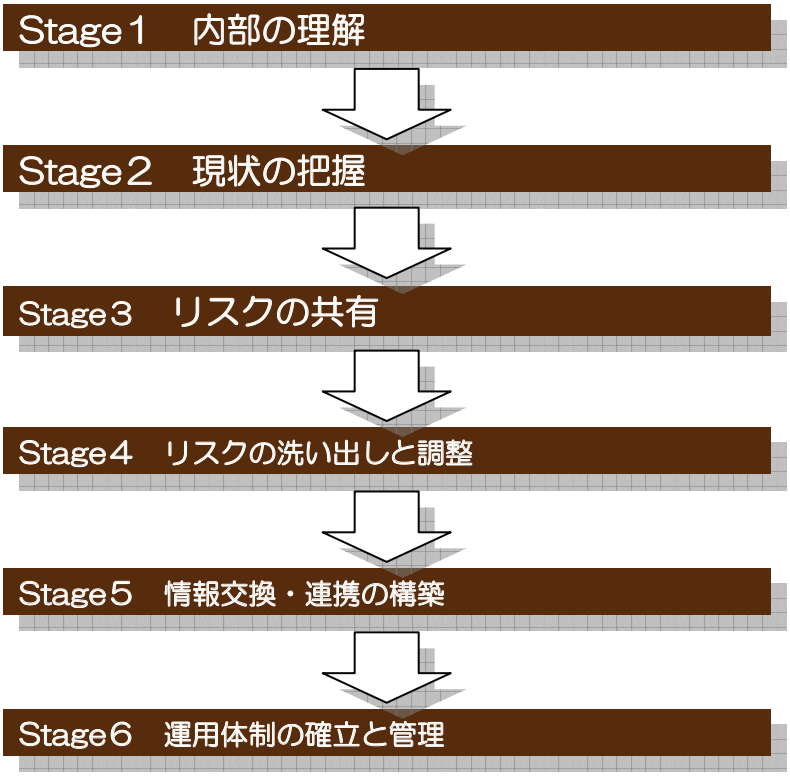

Stage１　内部の理解

- 上司等に、事業主旨を説明し理解を得る
- 所長に、事業主旨を説明し理解を得る
- 所内関係各課等に説明し理解を得る
  （栄養士以外の職員にも協力を得る）

Point1：なぜ保健所がこの事業を行う必要があるのか
Point2：保健所の事業として、今取り組む必要があるのか
Point3：予算はどうするのか
Point4：最終的に何を目指すのか

Stage２　現状の把握

- 調査、インタビュー、自己チェック方式等を活用して、管内の現状を把握する（意識によって回答に差がでてくることに注意する）
- 現状把握することで、対象の意識を高める効果も期待できる

Point1：マニュアルの有無でなく、内容をどう把握するか
Point2：把握した内容を、どのように評価し、活用するのか

Stage３　リスクの共有

- 市町村や給食施設の担当者（管理栄養士・栄養士等）が事業の必要性を理解する
- 中心となるべき管理栄養士・栄養士等が事業主旨に賛同し、主体的に取り組むことが重要
- 関係機関のキーパーソン(課長･施設長等)に理解を得る
  ：担当者が活動するためには、その上司等の理解を得ることが不可欠である
  ：各種会議や協議会等既存の組織等を活用すると効率的に実施できる
- 防災部局や自衛隊等防災関係機関に理解を得、目的の共有化を図る

Point1：各機関にとってのメリットは何か
Point2：それぞれの予算的な負担はどれくらいか
Point3：各機関及び地域として何を目指すのか

Stage４　リスクの洗い出しと調整

- 研修会等で問題･課題の提起や情報提供を行うことにより、具体的な取り組みがイメージできるようにする
- 担当者が主体的に取り組む意欲を持つよう、市町村内や給食施設内の調整へも支援する
- 共通のフォーマット作成や、報告時期を決めて課題を提供するなど、担当者が取り組み易いような体制でアプローチする

Point1：先進事例にはどのようなものがあるか

Stage５　情報交換・連携の構築

- 担当者同士の他、課長・施設長等同士の情報交換を促す
- 広域的な視点を促し、協定等相互支援体制の構築を促す

Point1：情報交換、連携がなぜ必要なのか
Point2：広域的な相互支援体制の必要性

Stage６　運用体制の確立と管理

- 定期的に取組状況を把握
- 情報交換や研修会等での最新情報の提供等を行う
- 定期的に訓練等での演習を行い、机上の計画が実際に運用できるものかを評価・検証し、見直す

Point1：実地訓練がなぜ必要か
Point2：長期的に何を目指すのか

（参考文献）
「災害危機管理のすすめ–事前対策とその実際」（高見尚武、2004）
「震災危機管理(ｸﾗｲｼｽﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)とその実際 - 阪神・淡路大震災の教訓から - 」
［財団法人　ひょうご経済研究所，平成１８年３月］

３　モデル地区介入調査結果
事例１　保健所と市町村との連携の場合

災害時栄養・食生活支援における市町村との連携
～　岡山県美作保健所勝英支所の取組　～

（平成 20 年度から平成 21 年度までの経過）

（１）はじめに

災害時において、住民の生命の確保は行政において重要な役割であり、特に、栄養・食生活の的確な支援が、被災者の生命維持に大きな影響を与える。そのため、平常時から、住民に最も近い立場である市町において、栄養・食生活支援体制を整備しておくことが必要であることから、保健所及び陸上自衛隊等との連携による、市町村における栄養・食生活支援体制の構築を図るための取組を行った。

（２）この取組で目指したこと及び成果

●市町村での活用を目指した「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」の作成
●保健所・市町村等関係者によるネットワークの構築等栄養・食生活支援体制の整備

◆市町村等関係者が災害時の栄養・食生活支援の必要性を理解し、ネットワーク会議を組織して検討することができた。
◆「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）及び「住民向け普及啓発用リーフレット」を作成した。
◆ 行政のみならず地域住民も巻き込んだ体制整備が必要なことから、県事業として取り組むことへの理解が得られ、平成 21 年度より部局協働事業として予算化することができた。

【みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク（協働事業）のイメージ図】

災害発生時

災害が発生した場合、短期での対応はもとより、避難生活が中長期した場合にも、対象者に対応した食事が確保・提供できるなど、健康状態を維持できる体制を図ることが必要である。

乳幼児
アレルギー対応のミルク・離乳食の不足

高齢者
嚥下機能の落ちた人は食事が食べられなく、低栄養状態になる

疾病保有者
適正な食事を摂取出来ず病状が悪化

災害時食生活支援ネットワーク

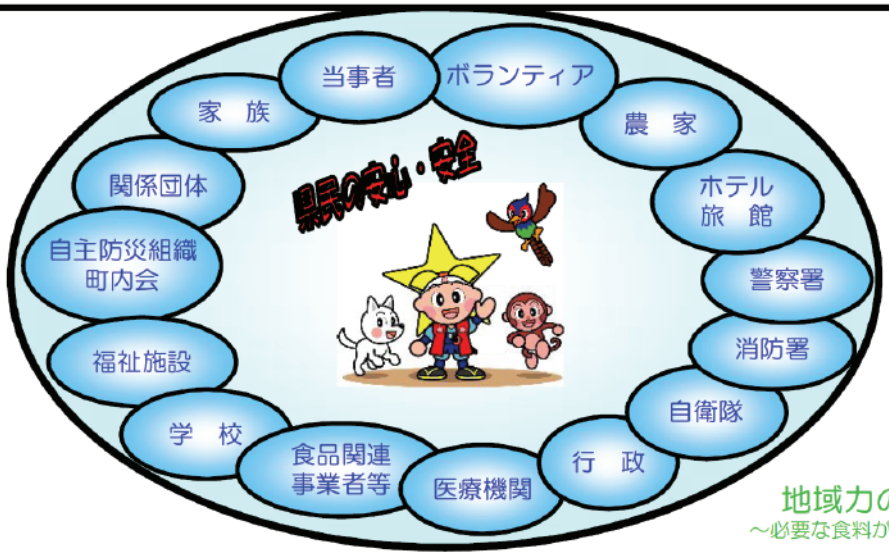

地域力のアップ
～必要な食料が届けられる等～

災害時食生活支援ネットワーク会議

【1年目】
- 災害時食生活支援マニュアルの作成
- 災害時に活用できる献立の検討
- 災害時の食生活考えるシンポジウムの開催
- 普及啓発グッズの作成

【2年目】
- 災害時栄養・食生活支援体制の検証
  <モデル地区での取組>
- マニュアルの再検討
- 災害時の食生活を考えるシンポジウムの開催

災害時でも自分にあった食事が食べられる

（３）美作保健所勝英支所モデルのポイント

●予算がなくてもできることからスタート

事業に取り組むにあたり、所内の理解を得ることや、管内市町村に対し栄養担当者を通じて災害時の栄養・食生活支援体制の現状を把握すること等、予算が無くてもできることから始め、関係者の意識を高めながら徐々に事業を広げていった。

●災害時を想定した栄養・食生活支援のシミュレーション等による意識の啓発

研究班が開催する「保健所管理栄養士の災害時の栄養・食生活支援ガイドライン」活用スタディ研修会の手法を取り入れたシミュレーションによる研修会や、関係者の連絡会議等を開催し、各市町村の栄養士のみならず防災担当者等を含めた、関係者への災害時の栄養・食生活支援の重要性と体制整備の必要性を啓発し、意識を高めることができた。

●勝英支所だけでなく、美作県民局として取り組むためのアプローチ

県の防災部局は、保健所単位でなく県民局単位で組織されていることから、当初から県民局の防災部局の参画を促した。

平成２１年度に組織改編により勝英保健所から美作保健所勝英支所となったことから、美作保健所として取り組むことが必要であると考え、本所への働きかけを行い、市町村の状況把握などから参画を促した。

また所内においては、衛生課や企画調整情報課等の参画を求め、所全体で取り組むための体制を整備した。

これらのことが、県として取り組むための部局協働事業につながった。

●効果的な体制整備のための幅広いネットワークの構築

災害時の栄養・食生活支援において自衛隊は重要な位置づけであるため、当初から自衛隊の参画を促し、市町村等への自衛隊に対する理解を促した。

また行政のみでなく地域住民（被災者(弱者)、支援者(ボランティア、隣人等)を巻き込み、地域で災害に対応できる力(地域力)を高めることを目指し、ワーキンググループを設置して取り組んだ。

（４）取組に関わった部署及び組織の概要と役割

●美作保健所勝英支所地域保健課（旧勝英保健所保健課）

当事業の主担当課であり、健康増進、母子保健、特定疾患、精神保健、感染症対策等の業務を行っている。

●美作保健所企画調整情報課（旧勝英保健所企画調整情報班）

保健所の企画運営を担う課であり、所内外の組織との調整等を行っている。

●美作保健所衛生課（旧勝英保健所衛生課）

食品や飲用水の安全を確保するとともに、薬、理・美容室等の衛生に関する業務を中心に行っている。

●勝英地域事務所地域総務課（旧美作県民局勝英支局総務課）

勝英地域事務所を総括する課であり、各課との調整を行うほか、組織内外との連絡調整を行っている。

●陸上自衛隊日本原駐屯地

美作保健所勝英支所管内である奈義町内に所在し、第１３特科隊等が駐在する陸上

自衛隊の駐屯地である。

●勝英栄養改善協議会

勝英地域で食生活改善を目的に活動するボランティア団体であり、美作保健所勝英支所管内４市町村栄養改善協議会から構成する。全国的には、「食生活改善推進員団体連絡協議会」（ヘルスメイト）と呼ばれているが、岡山県では、戦後の栄養状態が悪い時代から栄養改善を目的に活動を始めたことから、現在もこの名称を用いており、地域では「栄養委員」との愛称で呼ばれている。

●岡山県栄養士会勝英支部

勝英地域の栄養士による組織であり、岡山県栄養士会の下部組織である。行政や学校、医療機関、児童福祉施設、地域活動に従事する栄養士から構成される団体である。

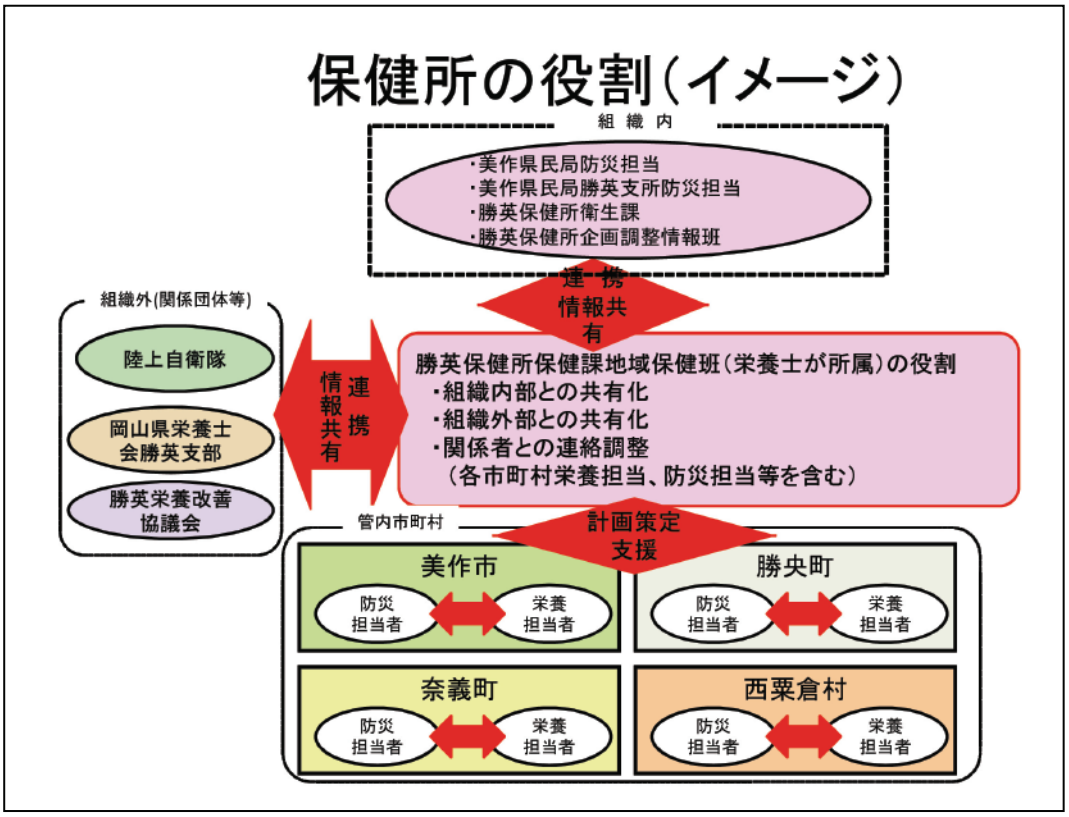

（５）美作保健所勝英支所管内の地域特性

●管内市町村数

４市町村（県全体：27 市町村）

●管内人口

４９，６７５人

（県全体：1,943,665 人）

〈H21.10.1 現在〉

※内訳　美作市　30,770 人

勝央町　11,163 人

奈義町　6,141 人

西粟倉村　1,601 人

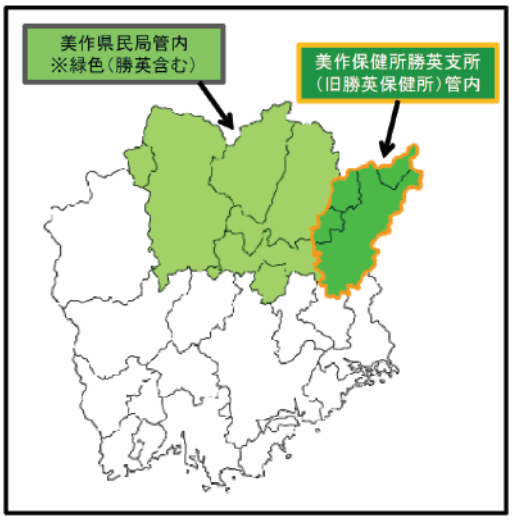

●市町村栄養士配置状況

美 作 市：栄養士３名、非常勤栄養士１名

※平成 21 年度より、管理栄養士２名、栄養士２名、非常勤栄養士１名

勝 央 町：管理栄養士１名

奈 義 町：管理栄養士１名

西粟倉村：未配置

※平成 21 年度より、社会福祉協議会に配属されている管理栄養士に業務の一部を委託（社会福祉協議会が支出する人件費のうち、３分の１を保健福祉課が予算化し、委託した。）

（６）事業に取り組む前の管内の状況

●美作保健所勝英支所管内市町村の災害時における栄養・食生活支援体制等

管内４市町村には、災害対策基本法に基づく「市町村地域防災計画」を策定していたが、その中に記載されている「食糧の供給」については、一般人を対象とした「米穀」「乾パン」の確保であり、災害時要支援者となる「乳幼児」「高齢者」「難病患者」等への対応については十分とは言えない状況であった。

●市町村栄養士の配置状況と組織体制

市町村における栄養・食生活支援体制整備の主担当となるべき行政栄養士の配置状況は、管内４市町村のうち、１市には複数配置（３名）、２町には管理栄養士が１名ずつ配置されていたが、１村には栄養士が未配置であった。

また市町村の多くは、保健衛生部門と防災を所管する総務部門が別になっており、また設置されている場所も、総務部門が市役所（町役場）に対して、保健衛生部門は保健センターに設置されるなど、自治体の中でも設置場所が異なり物理的にも距離があることから、日頃から連携をとって事業に取り組むことが少ない状況であった。

●関係団体の状況

勝英栄養改善協議会は、地域で食生活改善のボランティア活動を展開している団体

ということもあり、阪神・淡路大震災で炊き出しなどを経験し、災害時における食生活の支援の必要性を認識しており、本事業への協力を得ることができた。

岡山県栄養士会勝英支部では、平成２０年から災害時の食生活支援についての取り組みを展開しており、本事業への協力が得られることとなった。

平成 19 年度までの状況と今後の方向性で感じたこと・課題

・既に、管内市町村には防災計画が策定されていたものの、策定後に見直しなどを行っている市町村は少ない。
・また、保健福祉部門に勤務する職員の中には、自分のまちの防災計画を知らない者もいた。
・防災計画に記載されている保健福祉部門の役割は、安否確認や炊き出し、消毒等であった。
・日頃の業務の中で、保健福祉部門が防災担当部門と連携することは少ない。（保健所、市町村とも同じ状況である）

（７）体制整備のための流れ（事業取組経過）

Stage１　内部の理解

第１取組	上司・所長等に趣旨説明、承諾を得る
第２取組	所内の方針決定！
第３取組	関係部署と調整と具体的計画の策定

Stage２　現状の把握

第４取組	市町村の組織・体制・意識等の把握
第５取組	関係団体等の組織・体制・意識等の把握

Stage３　リスクの共有

第６取組	市町村への事業説明・協力依頼
第７取組	関係機関・団体等への事業説明・協力依頼
第８取組	県内保健所への啓発

Stage４　リスクの洗い出しと調整

第９取組	災害時シミュレーションによる啓発
第10取組	災害時を想定したフェイズ毎の対応の検討

Stage５　情報交換・連携の構築

第11取組	防災部局との具体的連携
第12取組	役割を明確にした関係者間の具体的連携の構築
第13取組	地域住民等に向けた啓発活動の企画等

Stage６　運用体制の確立と管理

第14取組	予算化へのアプローチ
第15取組	ワーキンググループによる総合調整
第16取組	意見聴取と施策に反映する体制づくり

（８）２年間の取組の詳細経過

平成20年度

第１取組　上司・所長等に趣旨説明、承諾を得る	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 5 月	事業を行うかどうか
担当者の思い	
・所長以下関係者の理解を得て、保健所全体で取り組むことが必要 ・防災担当課ではない保健衛生課でどこまでできるか不安	
検討内容	
検討メンバー：保健所長、保健衛生課長、班長、担当 選択結果： ・災害時の栄養・食生活支援について、勝英地域での体制整備が十分でないため、取り組むべき事業であると判断した。	

第２取組　所内の方針決定	Stage２：内部の理解
平成 20 年 5 月	保健所事業として取り組む体制づくり-①
担当者の思い	
・所内・所外が一体となって事業に取り組みたい ・防災に関する事務分掌は保健所に無いため、余計な仕事と扱われないか懸念	
検討内容	
・保健課・衛生課・企画調整情報班で取り組む方向で、意識統一を図ることとする。 ・市町村の防災担当課への指導は美作県民局が直接行っていることから、勝英支局に了解を得た後、美作県民局への協力を依頼することとする。	

第３取組　関係部署との調整及び具体的計画の作成	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 5 月	保健所事業として取り組む体制づくり-②
担当者の思い	
・栄養士以外の職員にも理解と協力を得て、保健所全体で取り組むことが必要 ・実施期間を単年とし、進捗状況によりスケジュールを見直す必要がある	
検討内容	※資料 No. 3 参照（平成２１年度は資料 No. 4 参照）
・事業の重要性を所内の関係者全員が認識した後、事業としての位置づけを明確にするため、「災害時栄養・食生活支援体制整備事業実施要領」を定めて実施することとする。 ・実施期間を１年とし、進捗状況によって計画を見直すこととする。	

第４取組　市町村の組織・体制・意識等の把握	Stage2　現状の把握
平成 20 年 5～7 月	市町村の意識を高めるアプローチ
把握の状況	
・災害が少なく、市町職員を含む住民の災害に対する意識が低い ・市町村での保健衛生部門と防災部局の連携はほとんどない	
結　果	※資料 No. 5 参照
・栄養担当者が事業に取り組めるよう、保健衛生課長会議で事業説明を行った。 ・防災部局との連携が取れるよう、市町村において防災部局へ協力の依頼をした。 ・栄養担当者への事業説明と協力の依頼をした。 ・市町の体制整備状況をチェックシート（新潟県）により自己チェックすることにより、市町村栄養担当者の意識を啓発した。	

第５取組　関係団体等の組織・体制・意識等の把握	Stage2 現状の把握
平成 20 年 5～7 月	災害時に協力を得ることが必要な関係団体の現状等の把握
把握の状況	
・食生活に関する団体は「岡山県栄養士会勝英支部」及び「勝英栄養改善協議会」	
結　果	
・岡山県栄養士会勝英支部では、平成２０年から災害時の食生活支援についての取り組みを展開した。 ・勝英栄養改善協議会は、阪神・淡路大震災で炊き出しなどを経験し、災害時における食生活の支援の必要性を認識した。	

第６取組　市町村への事業説明・協力依頼	Stage3 ﾘｽｸの共有
平成 20 年 5～7 月	課長、管理栄養士、防災部局等　→　それぞれにアプローチ
課長・防災部局等	
・市町村栄養担当者が取り組むには、担当課長の理解が不可欠である。 ・「市町村保健・衛生課長会議」において事業説明及び協力の依頼をした。 ・市町村保健担当課長から、各防災担当課へ協力するよう依頼した。 ・市町村個別訪問により、保健担当課長及び防災部局課長へ直接依頼し、積極的な協力を得た。	
管理栄養士等	
・各市町村で中心となるべき栄養担当者が、事業主旨に賛同し主体的に取り組むことが重要である。 ・定例開催の「市町村健康増進・栄養改善業務推進会議」を活用し、事業説明と協力の依頼をした。 ・各市町村に防災計画はあるが栄養・食生活支援についての具体的マニュアルがないことから事業に理解を示し協力的であった。	

第７取組　関係機関・団体等への事業説明・協力依頼	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 7 月	防災部局・自衛隊・関係団体へのアプローチ
県防災部局	
・勝英支所を含む地域の防災担当である、美作県民局勝英支局防災担当者への事業説明と協力依頼した。 ・市町村防災を統括する美作県民局の防災担当者への事業説明・協力依頼した。	
自衛隊	
・自衛隊の支援は災害発生時において不可欠であり、平時の連携が必要である。 ・自衛隊へ出向き、事業の必要性を説明・協力依頼した。	
関係団体	
・「岡山県栄養士会勝英支部」「勝英栄養改善協議会」への事業説明・協力依頼した。	

第８取組　県内保健所への啓発	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 21 年 2 月	保健所保健課地域保健班長会議の活用
目　的	
・勝英支所だけの取り組みでなく、すべての保健所で取り組むべき課題であることを伝える	
内　容	
・県内全保健所の保健課長及び地域保健班長が集まる会議を活用し、勝英での取組状況を報告し、事業の必要性に対する理解を促した。	

第９取組　災害時シミュレーションによる啓発	Stage４ ﾘｽｸ調整
平成 20 年 9 月	第１回連絡会議の開催
目　的	
・関係者が具体的な災害時のイメージを持って、体制整備について効果的な検討を行う	
内　容	※資料 No. 6～資料 No. 8 参照
・被災体験を聞いたうえで、災害時を想定したシミュレーションを行い、必要な対応とそのための対策を検討した。 ※研究班が開催する「保健所管理栄養士の災害時の栄養・食生活支援ガイドライン」活用スタディ研修会の手法を導入した。 ・事業主旨を共有して取り組むため、市町及び県の防災部局に参加してもらい、一緒に検討した。 →美作県民局地域防災官の参加希望によりアドバイザーとして参加した。 防災部局内での栄養・食生活支援への理解促進につながった。 ・作業シートを準備し、会議後に各市町で検討することを促した。	

結　果
・ある程度災害時のイメージはつかめたが、具体的な対策を抽出するには至らず、会議後の各市町での検討までにはつながらなかった。

第10取組　災害時を想定したフェイズ毎の対応の検討	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成20年9～11月	第２回連絡会議の開催
目　的	
・関係者がより具体的な災害時のイメージを持って、体制整備について効果的な検討を行う。	
内　容	※資料No.9～資料No.10参照
・現状認識のため、再度市町村のチェックシート（新潟県）を実施 ・具体的イメージが持てるよう、フェイズ毎で「いつ」「誰が」「何を」すべきかを検討した。	
結　果	
・具体的な課題・対策を抽出した。 ・結果を市町村健康増進栄養改善業務推進会議において「災害時の栄養・食支援活動の課題・対策」としてまとめ、市町村における動きを引き出すことをねらいとして市町村へ提示した。	

第11取組　防災部局との具体的連携	Stage5 連携構築
平成21年2月	防災フォーラムにおける意見交換
目　的	
・災害時の栄養・食生活支援について、関係者間の意見交換を行うとともに、県民への啓発を行う。	
内　容	
・防災部局が所管する防災フォーラムに参加することで、関係者との意見交換の場を得た。	
結　果	
・次年度の事業展開に大きな力となった。	

平成20年度の取組のまとめ・平成21年度に向けた展望

・これまで災害が少ない地域であったこともあり、各市町村では災害時での食に関する対策が十分ではなかった。
・この取組が、市町村にとって意識改革（災害時の食生活支援の必要性）を認識してもらえるきっかけとなり、さらに、地域住民にも意識を持ってもらえるような働きかけを行う必要がある。

平成21年度

第12取組　役割を明確にした関係者間の具体的連携の構築①	Stage5 連携構築
平成21年5月	食生活支援ネットワーク会議の設置
目　的	
・本事業２年目を中心的に動かす組織であり、市町村防災担当者及び栄養業務担当者、陸上自衛隊、勝英栄養改善協議会（食生活改善推進員）、岡山県栄養士会勝英支部等により構成される。	
内　容	※資料No.2参照
・本年度の方針等を検討するとともに、地域で活用できるマニュアルを作成するために必要なことを検討し、誰が、どのように作成すれば良いのか方針を決める。	
結　果	
・本事業を進める上での意識統一を図ることができる ・マニュアルについては、保健所と市町村栄養業務担当者が中心となり素案を作成し、関係者等との意見を得ながら内容を充実させる。 ・結果的には、２年目は素案の柱のみを提示し、翌年度から本格的な作成に入ることとした。	

第12取組　役割を明確にした関係者間の具体的連携の構築②	Stage5 連携構築
平成21年5月	「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」ワーキンググループの設置
目　的	
・協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」の企画立案等を行う組織であり、美作保健所（勝英支所含む）及び勝英地域事務所勝英地域総務課等の職員で構成する。	
内　容	※資料No.2参照
・今年度、県知事へ提案する協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」について、具体的な内容を検討する。	
結　果	
・美作保健所企画調整情報課や衛生課、美作保健所勝英支所難病担当者、勝英地域事務所勝英地域総務課の職員で構成することから、幅広い視点で内容を検討することができた。	

第１３取組　地域住民等に向けた啓発活動の企画等	Stage5 連携構築
平成 21 年 9 月～　平成 22 年 3 月	行政のみでなく県民活動としての体制整備

目　的

・防災部局と連携し、防災の日に行う住民への普及活動に参加し、食料の備蓄の必要性を伝える

内　容　※資料 No. 15 参照

・市内で行う防災の日のキャンペーンで、食料備蓄に関するチラシを作成し、地域住民へ配布する。
・美作県民局防災担当部局及び市町村防災担当部局と連携し、独自に作成したリーフレット「災害時の“食”の備え」を防災フォーラム等に参加する住民へ配布する。
・リーフレット「災害時の“食”の備え」を作成したことを住民へ周知するため、マスコミ等を活用する。
・さらに、勝英地域事務所ホームページに掲載することで県内外への情報発信を図る。

結　果

・美作県民局防災部局及び市町村が開催した防災フォーラム等でリーフレット「災害時の“食”の備え」を参加者（約 1,000 名）に配布した。
・また、会場には備蓄食品を展示するなどして、平常時からの食の備えの必要性を伝えた。

第１４取組　予算化へのアプローチ	Stage6 運用体制
平成 21 年 5 月	事業展開の見直しと、継続のための予算化

目　的

・本事業を継続させるために必要な予算を確保するため、年度初めであっても確保できる予算項目を洗い出し、保健所等の関係者で検討する

内　容　※資料 No. 2 参照

・年度初めに予算を確保できる可能性がある事業は、次の３事業であった
　1　地域課題：本庁保健福祉部担当課が予算を持っており、県内保健所ごとに地域課題を解決するための事業に予算化される。
　2　事業調整費：美作県民局が地域課題を解決するために行う事業に対して予算化される。
　3　協働事業：美作県民局から県知事へ提案できる事業である。この事業は行政が主導で行うものではなく、協働の視点を盛り込んだ事業でなければならない。提案後、全県で展開する必要が認められた場合には県庁で予算化されるが、全県での展開が認められない場合には、美作県民局の事業調整費で対応することとなる。但し、協働事業を実施するためには、本格実施の前年度からワーキンググループを設置して企画立案し、それらの内容について、協働相手と想定される一般住民等からの意見を聴取し、事業の充実化を図る必要がある。

結　果
・事業調整費を確保することで、リーフレット「災害時の“食”の備え」を作成することができたほか、美作県民局防災担当部局が実施する防災フォーラムにおいて、食生活支援に関する必要な経費（講師、備蓄食品の展示、配布等）を支出することができた。 ・さらに、次年度作成する「勝英版災害時食生活支援マニュアル」の骨子を作成することで、事業の継続性を確保した。 ・また、協働事業を提案することで、次年度以降の予算を確保することができた。 ・結果的に協働事業を提案することで、県知事にも本事業の重要性を認識してもらうことができ、県庁防災担当課及び保健福祉担当課との連携も図ることができた。

第１５取組　ワーキンググループによる総合調整	Stage６ 運用体制
平成 21 年 6 月	
目　的	
・協働事業の企画運営等を中心的に行うワーキンググループを設置し、併せて、３事業（災害時栄養・食生活支援体制整備事業、事業調整費、協働事業）の調整を行う。	
内　容	※資料 No. 1～資料 No. 2 参照
・次年度から取り組む協働事業の内容や関係組織や関係団体等の選出等を行うとともに、３事業の進行管理や総合調整等を行う。	
結　果	
・ワーキンググループのメンバーは、美作保健所（勝英支所）が中心となったが、勝英地域総務課防災担当者にも加わってもらうことで、勝英地域事務所が実施する「防災の日」キャンペーンにも加わることができた。	

第 16 取組　意見聴取と施策に反映する体制づくり	Stage６ 運用体制
平成 22 年 2 月	災害弱者等を含めた幅広い意見聴取と体制への反映
目　的	
・次年度から本格的に実施する協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」について、ワーキンググループが提案する事業内容に対して、協働相手となる関係者等から意見聴取を行う	
内　容	
・これまで、ワーキンググループが検討してきた協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」について説明し、参加した関係者から、より効果的に事業を展開するための意見聴取を行った。	

結　果

・美作市では、台風９号による豪雨災害があり、被災者等から経験を踏まえた意見を聞くことができた
・住民は行政だけに頼っても無理であることを認識しており、地域のつながりを重視するとともに、行政にはコーディネーター役になるよう求めた。

平成 21 年度の取組のまとめ・今後に向けた展望

・当初、予算が無い中で始めた事業であったが、様々な連携により次年度以降も継続できる予算を確保することができた。
・さらに、当初は行政が主導で取り組んできたが、住民は災害時での食生活支援を全て行政に委ねることは無理であることを認識していた。
・このことを認識した上で、行政でできることをしっかり検討するとともに、それらを踏まえ、「自助・共助・公助」の観点から必要なものを考えなければならない。

事例２　保健所と特定給食施設との連携の場合

災害時栄養・食生活支援における施設間給食支援ネットワークの構築に向けて
～　山形県村山保健所の取組　～

（平成 20 年度から平成 21 年度までの経過）

（１）はじめに

特定給食施設等においては、災害時においても入所者に対しては“安全・安心な給食”を提供する責務があるが、山形県では自然災害が少なく、平常時からの体制整備が課題であったことから、庁内関係部署と連携を図りながら特定給食施設等における栄養食生活支援体制の整備（自助）及び施設間支援ネットワークを構築（共助・公助）するための取組を行った。

（２）この取組で目指したこと及び成果

- 特定給食施設等内における災害時体制の整備（自助）
- 災害時においても病態管理された食事を提供することを目指した施設間支援ネットワークの構築（共助・公助）

- ◆ 特別養護老人ホーム施設間相互支援協定が締結された。
- ◆ 被災経験が無い地域においても、施設内の災害体制の充実の必要性が認識され、マニュアル策定が進んだ。
- ◆ 給食提供における施設間支援に向けた具体的な検討が行えるまでの合意を施設長も含めた形で得ることができた。

【 災害時施設間給食提供支援ネットワークのイメージ図 】

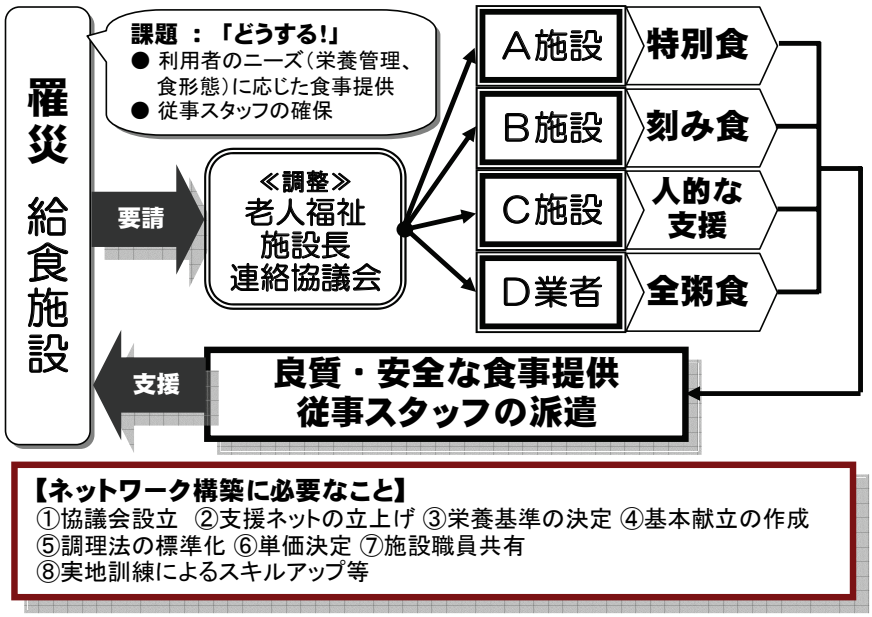

（3）村山保健所モデルのポイント

● **老人福祉施設をターゲット施設とした**

全ての給食施設を対象とするのではなく、まずは、要援護者が多く入所し、対応の個別性が高く、災害時においては地域の高齢者の受け入れの必要性もあることから、施設の自助力が最も求められると思われる老人福祉施設からネットワーク化を試みた。

● **給食部門を始め介護部門も含めた施設機能全体の支援体制**

庁内の福祉部門（福祉企画課）と連携することにより、総合支庁全体事業として位置付け、施設機能全体の支援体制構築に向けた支援を行うことができた。

● **山形県老人福祉施設協議会特養部会に働きかけた**

山形県老人福祉施設協議会特養部会村山地区会が中心となり、「村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定」を締結し、施設全体の相互支援体制が構築された。この動きと合わせて食支援ネットワークの構築を進めている。

● **具体的イメージを重視した丁寧な研修会**

施設間の支援ネットワークを構築するためには、個々の施設自体の災害体制を充実させる必要がある。

被災経験が無い地域においても対策が進むよう、施設担当者が対策の具体的イメージが持てる研修会を企画した。

（4）取組に関わった部署及び組織の概要と役割

● **山形県村山保健所地域保健予防課　健康増進担当**

当事業の主担当課　健康づくり、栄養改善、歯科保健を担当。管理栄養士４名、保健師１名、歯科医師（兼務）１名で構成

● **山形県村山総合支庁保健福祉環境部　福祉企画課**

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導、指導監査業務、介護保険関連等の業務を行っており、保健所とは日ごろから関係施設の特定給食施設指導業務で連携している。

● **山形県老人福祉施設協議会特養部会村山地区会**

任意の団体ではあるが、全国組織もある。施設間の情報交換や職種ごとの研修会を開催している。特養部会のほか、経費、養護部会などがある。

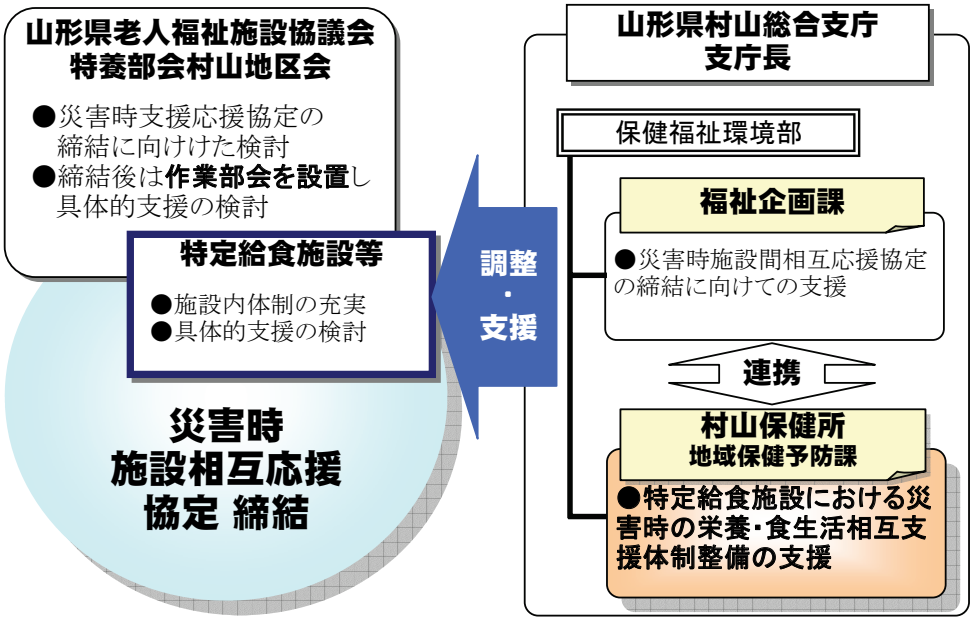

（5）村山保健所管内の地域特性

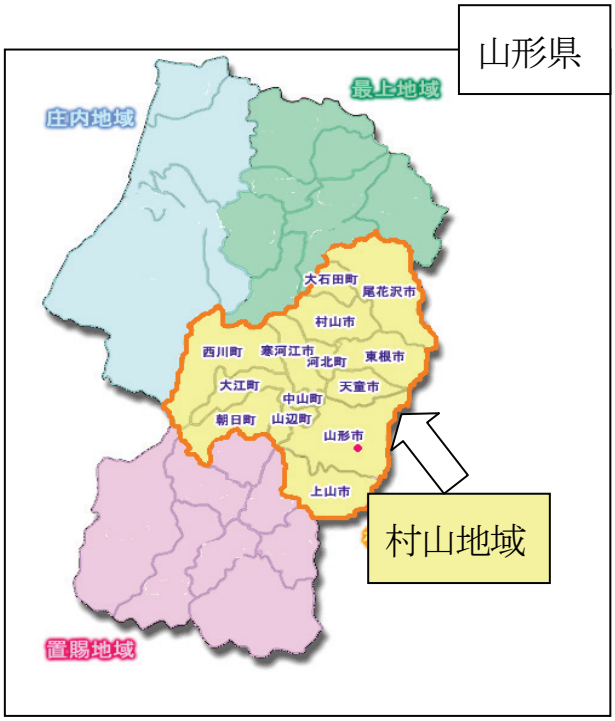

● **管内市町村数**

14 市町　（県全体：35 市町村）

● **管内人口**

約 575 千人

（県全体：約 1,208 千人）

● **給食施設数**

特定給食施設 178 施設

（県全体：４５９施設）

準特定給食施設 130 施設

（県全体：４００施設）

◎ 県全体の 1/3 施設を所管している。

＊　管内に陸上自衛隊の駐屯地がある。

（6）事業に取り組む前の管内の状況

● **健康増進法に基づく給食施設指導**

老人福祉施設等については、２～３年かけて、給食施設の巡回指導を行い、防災意識の向上、マニュアルの策定及び備蓄の整備に関する指導・助言を行っていた。

しかし、自衛隊が来てくれる、委託会社が対応してくれる、予算がないなど、防災に対する意識は薄かった。担当においても法的根拠を示しての指導ではなかった。

● **管内給食施設の非常時体制の状況調査の実施（平成 19 年 11 月）**

災害時、感染症発生時及び食中毒時の「給食提供」に係るマニュアルの策定状況を確認するために「給食施設栄養管理状況報告書」の提出に併せ実施した。

＜マニュアル策定状況＞

項　目	介護老人保健施設	老人福祉施設
災害時	８６．７％	５７．１％
感染症	１００　％	８３．７％
食中毒	９３．３％	８３．７％

● **給食施設の管理栄養士を対象とした研修会の開催（平成 20 年２月）**

災害時体制整備の意識向上を図るため、「特定給食施設等における食にかかる危機管理対策」をテーマに給食施設の管理栄養士を対象として研修会を実施した。

＜内容＞

講演「自然災害時における給食施設の対応について
～新潟県中越地震・中越沖地震での体験から～」

講師：新潟県上越地域振興局健康福祉部 課長代理　杉田 弘子　氏

平成 19 年度までの状況と今後の方向性で感じたこと・課題

災害発生時、給食施設には自衛隊の支援はなく、自力で３日間程度をしのぐ必要があることを理解してほしい。給食部門を委託している施設においても、委託契約上支援体制があるか確認の必要があることを知ってほしい。

（7）体制整備のための流れ（事業取組経過）

Stage１　内部の理解

第１取組　所内“初”打合せ
第３取組　所内の方針決定！
第４取組　関係部署と調整＆支庁長からの指示

Stage２　現状の把握

第２取組　関係機関と庁内関係部署へアプローチ
第８取組　給食施設に対する“第２弾”調査実施

Stage３　リスクの共有

第５取組　具体的計画の策定
第６取組　老人福祉施設協議会との調整
第９取組　自助力を強化するための方策を考える・・・①
第10取組　関係部署との調整
第12取組　施設長会議へのアプローチ・・・①

Stage４　リスクの洗い出しと調整

第７取組　平成２０年度 第１回研修会の開催
第11取組　平成２０年度 第２回研修会の開催
第13取組　自助力を強化するための方策を考える・・・②
第14取組　施設長会議へのアプローチ・・・②
第15取組　支援協定の締結
第16取組　平成２１年度 第１回研修会の開催
第18取組　平成２１年度 第２回研修会の開催

Stage５　情報交換・連携の構築

第17取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・·①
第20取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・·②

Stage６　運用体制の確立と管理

第19取組　給食施設に対する“第３弾”調査実施

（8）２年間の取組の詳細経過

平成20年度

第１取組　所内“初”打合せ	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 5～7 月	担当案の作成と所内の打合せ

担当案

・３食提供施設への支援を最優先と考える。
・病院、老人福祉施設、老人保健施設の３種類の施設を対象としたネットワークの構築を計画する。

所内検討

検討メンバー：保健所長、地域保健予防課長、課長補佐、担当

上司の指示：

・ ３食提供施設を優先的に実施する。
・ 体制構築後の継続性を考えると、施設の主体性が重要である。行政主導ではなく、関係施設の主体性を引き出す支援をすること。
・ 病院では食事の種類も多く病態との関係もあり、食の相互支援を考えるには難しいのではないか。

第２取組　関係機関と庁内関係部署へアプローチ	Stage２：現状の把握
平成 20 年 7 月	山形県老人福祉施設協議会と福祉企画課の現状把握

関係機関

山形県老人福祉施設協議会の状況

【村山地区代表との話し合い】

・山形県内の庄内地域と置賜地域の老人福祉施設協議会では、既に施設間の災害支援協定が締結されていた。（置賜地域の締結式に出席）
・村山地域においては、まだ締結されていないが、協定の必要性は感じており、設立を希望している。全ての施設から同意が得られるよう調整が必要。
・給食支援の部分も栄養士と連携し、勉強会の開催を希望していた。

関係部署

山形県村山総合支庁保健福祉環境部福祉企画課、県内保健所

・山形県内の庄内地域と置賜地域の老人福祉施設協議会では、既に施設間の災害支援協定が締結されており、リストも整っていた。
・ただし、栄養士の関わりや給食支援の視点は含まれていなかった。
・村山総合支庁長からは、災害時の応援協定について検討するよう福祉企画課に対して指示が出ていた。

＊担当者こぼれ話

⇒ 山形県老人福祉施設協議会に対して情報収集をした経緯

＊年度当初から、体制構築のプロセスを考えていたところ、仕事帰りの車中のラジオから、置賜地域の災害支援協定締結のニュースをキャッチすることができた！これが関係機関や部署へのアプローチへとつながった。

第３取組　所内の方針決定！	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 7 月	現状を踏まえ所内で取組の方針を決定
所内検討	

検討メンバー：保健所長、地域保健予防課長、課長補佐、担当

方針内容

・老人福祉施設協議会として、災害時応援協定が締結され、その中で給食施設が盛り込まれることが望ましい。

・管内の給食施設数が多いことから、先行事例として、老人福祉施設にターゲットを絞って進めていく。

第４取組　関係部署と調整＆支庁長からの指示	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 7 月	福祉企画課と連携の合意
関係部署	

・福祉企画課に所内の検討経過及び方針を報告し、支庁長から指示が出ている、施設間の災害支援協定の締結に、給食提供の視点も含め、両課連携して支援できるよう依頼し、合意を得る。

→ その後、９月に老人福祉施設連絡協議会施設長会議に福祉企画課が出席し、県の支援を求められた。それを受けて、平成２１年度予算に支援事業費を要求する準備を始めた。

第５取組　具体的計画の作成	Stage３ リスクの共有
平成 20 年 8 月	ネットワーク化に向けた実施要領を作成（いよいよ始動！）
実施起案	＊資料 No.１参照　平成２０年度実施要領

事 業 名：「平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領」

対象施設：老人福祉施設、介護老人福祉施設　５６施設

地　　域：管内全て（旧３地区）

事業内容：３本柱で計画

① 災害時における栄養・食生活支援体制の整備

・実態調査、被災施設の入所者の受入、施設間相互支援ネットワークへの参画などについての希望調査

・調査結果に基づく体制整備に向けた指導、支援

② 施設間給食支援ネットワークの構築

・ワーキンググループの開催（３回程度）

＊後ほど計画変更され、研修会を丁寧に行うこととなった。

・具体的な給食支援ネットワークの構築に向けた検討

③ 研修会の開催

・自助力の向上とネットワーク構築に関する研修

第６取組　老人福祉施設協議会との調整	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 9 月	老人福祉施設協議会施設長会議開催
結　果	

福祉企画課が出席（結果について報告を得る）

・施設間の災害時支援協定の締結に向けて、会からも県の支援を求められた。
・これを受け、福祉企画課では支援事業費を平成２１年度予算要求する準備を始めた。
・平成２１年度の締結を目指し、支援することとした。

第７取組　平成 20 年度 第１回研修会の開催	Stage４　リスクの洗い出し
平成 20 年 9 月	管理栄養士、栄養士を対象とした研修会を開催
目　的	

・　施設内の備え及び体制構築の必要性の共有
・　施設栄養士の災害時の役割を認識する

内　容	＊　資料 No. 2 参照　研修計画 ＊　資料 No. 3 参照　研修会次第

「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割」

①　事業説明

「災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業」を踏まえ、施設内体制の整備及び施設間支援の必要性について説明を行った。

②　法的根拠と過去の被災地報告から

岩手・宮城内陸地震の体験から、災害時対応に係る法的枠組み、被災の実情について説明、報告した。

③　グループ・ワーク

今後、施設内で体制を整備する際に必要なこと及び課題をグループで検討した。

結　果

・災害時における特定給食施設の栄養士の役割の重要性を共有できた。
・グループワークでの課題整理に、掘り下げシート（資料№.4参照）を使用したことにより、平常時の具体的対策が検討でき、各施設における災害時の食支援体制の整備と今後の施設間ネットワーク構築に向けた基盤づくりができた。
・研修会参加者の達成度を把握する ため、アンケートを実施した。
〇自分の意見を十分に話すことができた。〇施設における災害時の管理栄養士の役割がわかった。〇平常時に準備しておくことがわかった。
・ネットワーク構築に向けた詳細検討を行うためのワーキンググループのメンバーを募集したが、初回研修ではメンバーが集まらず、研修会として進めることとなった。

第８取組　給食施設に対する“第２弾”調査実施	Stage２ 現状の把握
平成 20 年 10 月	研修会を踏まえ、再度、施設における状況調査を実施
目　的	
・研修会後の各施設における進捗状況を把握する。 ・第２回研修会の企画の基礎資料とする。	
内　容	＊資料 No. 5 参照　災害時の給食提供に関する実態調査票
・災害時の給食提供に関する実態調査 １災害時対応マニュアルの整備状況（マニュアルの策定状況、項目・内容） ２備蓄等災害時食料の整備及び運用（備蓄の場所、備蓄の内容、献立の有無、利用計画の有無） ３外部との連携体制の明確化（災害対策本部の把握、ライフライン遮断時の連絡先、食材・人員等の支援要求先）	
結　果	＊資料 No. 6 参照　実態調査結果
・マニュアル策定率が前年度調査結果と比べ、６４％から２１％へと約 1/3 に減少した。 （内訳）老人福祉施設　５７．１％　から　２８．２％ 介護老人保健施設　８６．７％　から　７．９％ （考えられる理由） ＊研修会に参加したことにより、既存のマニュアルが災害時の給食提供という視点のものではなかったことに気づいたため。	

第９取組　自助力を強化するための方策を考える・・①	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 10 月	取組を踏まえ課題整理及び今後の方策検討
方策内容	
・第１回目の研修会以降、８割の施設で、マニュアルや備蓄に関する検討を始めていることから、まずは、全施設にマニュアルを整備することを目指し、支援を行う。 ・施設の管理栄養士の理解はもちろんのこと、施設長にマニュアル策定の必要性を認識してもらう必要があるため、施設長会議などの一堂に会する場においてプレゼンできるよう関係部署と調整する。	

第１０取組　関係部署との調整	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 12 月	事業を予算化し、位置づけを明確にした
福祉企画課	
・「災害時における高齢者等救援ネットワーク事業」を平成２１年度から予算化した（福祉企画課が計上）。	

・その中に、災害時食支援ネットワークを位置付けた。
・平成２１年度以降は、村山総合支庁プロジェクト事業の一つして、福祉企画課と保健所が連携を取りながら進めていくこととなった。

第１１取組　平成２０年度 第２回研修会の開催	Stage４ リスクの洗い出しと調整
平成 20 年 12 月	マニュアル策定の促進を目指した研修会
目　的	
・施設内体制の充実 ・第１回研修会での課題とその解決方法を自施設でのマニュアル策定に生かすために必要なことの確認。 ・実態調査結果の共有	
内　容	＊　資料 No. 7 参照　研修会次第 ＊　資料 No. 8 参照　調査結果
対象：管理栄養士・栄養士 ①　報告：１０月に実施した第２弾調査結果の報告 ②　グループワーク テーマ「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割 ～　災害時の給食提供マニュアルの作成・整備に向けて　～」 ・第１回研修会のグループワークの続き ・マニュアルに盛り込むべき項目のより具体的な内容を検討	
結　果	
今後の課題 ・特別な配慮が必要な利用者が増えており、そのための備蓄食品の検討が必要である。（胃瘻、経管栄養の容器、取扱の衛生管理など） ・より具体的なイメージができるよう、実際に被災経験がある施設の話が聞きたいとの要望があった。	

第１２取組　施設長会議へのアプローチ	Stage３ リスクの共有
平成 21 年 3 月	老人福祉施設協議会施設長会議に福祉企画課と出席
内　容	
議題：村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定について ・協定内容の検討 ・平成２１年度に支庁が実施する「災害時における高齢者等救援ネットワーク事業」について説明 ・保健所から、上記事業に併せて、災害時食支援ネットワークを推進していくこと及び２回の研修会の取組報告	
結　果	
・早急な協定締結について合意がなされた。（想定より早く締結できそうである。）	

・これまでの取組を全施設の長に報告することができた。また、施設内の体制整備としてマニュアル策定の必要性を直に訴えることができた。
・しかし、食支援ネットワークについては、理解が難しい施設長もいた。
→ ＊食事提供を委託しており、受託業者に責任を持たせている場合
＊法人内で対応できそうな場合。

平成２０年度の取組みのまとめ・平成２１年度に向けた展望

・ ２回の研修会を通し、施設栄養士は災害時に入所者に対する食事提供のため、平常時から体制整備が必要であることを認識できたが、マニュアル策定までにはいたっていない。
・ 施設内で施設長、他職種とのコンセンサスをいかに取るかが課題である。
・ より具体的なイメージができるよう、実際に被災経験のある施設の栄養士から話が聞きたいとの要望もあり、マニュアル策定１００%を目指し、被災経験のある施設栄養士による研修会の開催や必要な情報の提供を行っていく。
・ 施設間相互支援ネットワークについては、村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定の締結を待ち、その中で「食支援のネットワーク」が構築できるよう関係機関と連携をとりながら進めていく。

平成21年度

第 13 取組　自助力を強化するための方策を考える…②	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成 21 年 4 月	今年度の活動計画を考える。
方策内容	

・災害時対策の具体的なイメージができない栄養士もいることから、被災経験者から対応の実際が聞ける研修会を開催すると共に、マニュアルの具体的な例を示す必要がある。
・施設間ネットワークの構築の第一歩として、まずは、各施設が提供している栄養素等基準値、食形態及び食数の把握を行う。

第 14 取組　施設長会議へのアプローチ…②	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成 21 年 6 月	協定締結に向けた最終調整のための役員会
内　容	

福祉企画課が出席（報告を受ける）
・応援協定の締結に向け、老人福祉施設協議会に入会していない、非会員の施設も含めて、全施設、地域全体で協定締結ができるよう提案した。
→ その結果、協議会の役員が、非会員施設に対して説明と勧誘を行うことへと繋がった。
・実働的な協定になるよう協定書案を確認

第15取組　支援協定の締結	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成21年8月	いよいよ協定締結！
協定締結式	＊資料No. 8-1　締結式次第、資料No. 8-2　協定書

・締結式は村山総合支庁の講堂にて行われた。
・村山地区の特別養護老人ホーム全施設の施設長が出席し、締結された。
・今後は、食支援の部分も含めた作業部会を設置し、詳細を詰めていくこととなった。保健所にも参画が求められた。
・食支援ネットワークについても進めていくことができる。

第16取組　H21年度第1回研修会の開催	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成21年8月	マニュアル策定の促進を目指した研修会
目　的	＊　資料No.　9参照　２１年度実施要領 ＊　資料No. 10参照　食事の種類と食数調査票

・被災経験のある施設栄養士の講演から施設栄養士としての対応をイメージする。
・具体的な様式とともにマニュアル例を示すことより、自施設のマニュアル策定に向け支援を強める。
・ネットワーク化に向けた事前準備として栄養基準の決定、基本献立の作成のため、施設の食事の状況を把握する。
　→　研修会開催通知にあわせ調査実施

内　容	＊資料No. 11参照　研修会次第

対象：管理栄養士
① 講演Ⅰ「災害時における給食施設の対応」
　＊被災経験のある給食施設の管理栄養士の講演
② 講演Ⅱ「給食施設に求められる対策（自助、共助、公助）
　～新潟県災害時栄養・食生活支援活動ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ実践編から～」
③ 報告「災害時の給食提供マニュアルの策定状況及び食種と食数調査」
④ グループワーク「災害時の給食提供に関するマニュアルの策定に向けて」
　「マニュアル例」（資料No. 12参照）の提示と検討

結　果

・施設から投げ掛けられる課題が具体化してきた。マニュアル策定が進みそうではあるが、短期間での解決が難しい課題も多い。施設内での検討の場をいかに設けるか。
・備蓄の予算化と収納保管場所の問題。
・新型インフルエンザとの関係から備蓄量の検討。
・栄養基準決定や基本献立作成に向けた調査から、きざみ食の程度、とろみ食やソフト食など形態と食事名の統一や濃厚流動食の種類が多いことが課題である。

第17取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・①	Stage5 連携構築
平成21年9月	作業部会への支援

目　的

ネットワークの具体化のための検討

内　容

出席者：幹事施設の長（4施設）、福祉企画課、担当

【議題】

・支援内容の調査、応援手続き、年間計画の策定

・研修会の開催計画

→ 被災経験がある施設長や防災担当者を講師とした研修を年度内に実施する。施設内での共有を計るため、研修会の午前中に施設長の補佐的担当者、防災担当者を対象に会議を開催し、応援協定内容、運用についての理解を深める必要がある。

結　果

第2回研修会の開催に向けて

・栄養士を対象にした第2回研修会も同日午前の開催にして、午後は施設長とともに防災研修に参加できるように計画する。

第18取組　平成21年度第2回研修会の開催	Stage4　リスクの洗い出しと調整
平成22年2月	支援ネットワークのイメージを具体的にする

目　的

・ 実際、地震が起きた時を想定し、給食提供に向けシミュレーションする。

・ 施設間支援ネットワークが運用されている実際を知り、イメージを持つ。

・ 午後に開催の施設防災研修会と同日開催にすることで、施設内で情報の共有を図れるようにする。

内　容

＊資料No. 13 参照　研修会次第

＊資料No. 14 参照　シミュレーション「災害時の設定」

対象：管理栄養士

① グループワーク（シミュレーション）

地震発生時を想定し、災害時の給食提供に関するマニュアルに基づき、給食を提供するまでの流れをシミュレーションした。

② 講話

「災害時施設間給食支援ネットワークの実施について」

・既に施設間支援ネットワークを構築し、運用している兵庫県の実際

結　果

・シミュレーションにより、発生直後の給食をいかにして提供するかのイメージが具体的に掴めたようで、参加者の満足度は高かった。

・ネットワークの構築についても、先行事例を聞くことにより、理解が進み、今後の検討に前向きになった様子がうかがえた。

・だた、施設個々で見ると対策が進まない施設もあるため、その要因を明らかにし巡回指導等の機会に個別の支援が必要である。

第１９取組　給食施設に対する“第３弾”調査実施	Stage６　運用体制の確立と管理
平成 22 年 3 月	事業を踏まえ、再度、施設における状況調査を実施

目　的

・現在の各施設における進捗状況を把握する。事業評価
・来年度からの支援体制の基礎資料とする。

内　容　＊資料 No. 15 参照　　実態調査票

災害時の給食提供に関する実態調査　（新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン - 実践編 - 平常時のセルフチェック票　改）

1　危機管理体制の整備
（1）災害時対応マニュアルの整備状況（マニュアルの策定状況、項目・内容、マニュアルについて検討する場の有無）
（2）体制強化（訓練や研修に実施）
2　備蓄等災害時食糧の確保
（1）備蓄の整備（備蓄の場所、備蓄の内容、備蓄量
（2）備蓄の運用（献立の有無、利用計画の有無、一覧の作成）
3　外部との連携体制の明確化
（1）地域の災害対策体制の把握（災害対策本部の把握、ライフライン遮断時の連絡先）
（2）給食施設の相互支援体制（業者、系列施設との取り決めの有無、食材・人員等の支援要求先）

結　果

・配布５８施設、回収５２施設、回収率９０％。
・策定済みは１２施設で、平成２０年１０月調査時より５施設増えた。
・未策定（策定中を含む）４０施設のうち、マニュアルについて検討する場がないと答えた施設は７６％であった。
・第２回研修会後の参加者アンケートでも、策定が進まない要因として最も多かったのが「施設内で検討する機会がない」５３％であった。
・マニュアル策定に向け、施設内で管理栄養士がどこにアクションを起こすかが課題。
・給食施設巡回指導の折などに各施設での状態に応じた支援をしていく。

第 20 取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・②	Stage５ 連携構築
平成 22 年 3 月	作業部会への出席

目　的

・ネットワークの運用に向けた情報の共有
・食支援ネットワークの取組みへの理解を得る。

内　容

出席者：幹事施設の長（３施設）、福祉企画課、担当

【議題】

- 応援協定施設実態調査の実施について（施設としての備蓄品、災害用機材、保有車両の提供の可否、職員の応援体制の可否）
- 新設施設との協定方法、取扱いについて
- 幹事施設が被災した場合の対応について
- 次年度の年間計画（総会、担当者（作業部）会議、研修会、通報訓練）

結　果

- 先にネットワークが締結された地域より実効性の確保に向けて動き出している。
- 作業部会に出席することにより、食支援のネットワークの進め方について共有できた。→ネットワークの相互支援グループを応援協定書の大規模災害時連絡網と併せることで了承を得た。
- 幹事施設の栄養士が復命した第２回研修会資料や依頼中の実態調査票などを施設長から参考になると資料として出席者に配布された。

平成２１年度の取組のまとめ・今後に向けた展望

- 施設の体制整備に向けた支援として、災害時の給食提供に関するマニュアルの策定を目指して被災施設の栄養士を講師とした研修会の開催、マニュアル例の提示をしてきたがマニュアル策定率は低い。
- ３月の実態調査をもとに、マニュアル策定に至らない要因を把握し、２２年度の給食施設巡回指導の機会を捉えて個別に支援していく。
- 食支援ネットワークの構築については、災害時施設相互応援協定の締結を受け、給食の提供についての応援要請があったときに応援できる体制を構築していくことになる。
- どの施設がネットワークを組むかは協定書の連絡網に順ずることとした。
- 来年度は、どの食事をどの施設から運ぶかについての検討に入る。
- 研修会での先行事例では、必ずしも基本（統一）献立による食事の提供だけではないことがわかったので、予算、保管場所、扱いやすさなどいろいろな側面から備蓄や給食の提供方法を検討していく。
- モデル地区としては、保健所管内の特養、養護、老健を対象としたが、すべての給食施設を対象にした災害時給食支援ネットワークの構築を目指す。

４　関係資料

事例１　保健所と市町村との連携

資料Ｎｏ		ページ
1	事業全体図（イメージ）	77
2	【目標】市町村における災害時の栄養・食生活支援体制整備の充実	78
3	平成２０年度災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領	79
4	平成２１年度災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領	80
5	市町村　平常時のセルフチェック	81
6	平成２０年度第１回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議	82
7	平成２０年度第１回連絡会議　スタディの進め方	83
8	平成２０年度第１回連絡会議後の市町村体制確認シート	84
9	平成２０年度第２回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議	85
10	平成２０年度第２回連絡会議タイムスケジュール	87
11	平成２１年度災害時の栄養・食生活支援に関するアンケート	88
12	災害時食生活支援ネットワークが取り組む事業	89
13	平成２１年度第１回災害時食生活支援ネットワーク会議	90
14-1	防災週間配布チラシ　災害時の“食”の備え	91
14-2	食のチェック表	92
15-1	家庭配布用リーフレット	93
15-2	家庭配布用リーフレット	94
16	食生活支援マニュアルに盛り込む内容（案）	95
17	防災のまちづくりフォーラム in 美作	96

資料 No1

事 業 全 体 図 （ イ メ ー ジ ）

★平成20年度の実績を踏まえ、今年度からワーキンググループが中心となり協働事業へ展開

平成20年度

①保健所と市町村との連携に関する検討
〇災害時栄養・食生活支援体制整備事業

（市町村）

（美作県民局）

（勝英保健所）

（ボランティア）

（陸上自衛隊）

WG

平成21年度

①保健所と市町村との連携に関する検討
〇災害時栄養・食生活支援体制整備事業
（H21年度で終了）

②災害時の食事ホッと事業（事業調整費）
〇防災フォーラムの開催
〇リーフレットの作成　等

③みんなでつくる災害時の食生活支援
ネットワーク（協働事業）
〇地域で支援できるネットワークの構築

（勝英保健所）

（美作県民局）

（ボランティア）

勝英保健所
勝英支所

（陸上自衛隊）

（市町村）

（自主防災組織）

（警察・消防）

仕組みづくり

平成22年度～

安全・安心なまちづくり

【WGで目指すもの】
★地域全体における災害時の栄養・食生活体制の充実
★災害時での食生活に関する安心・安全なまちづくり
★住民一人ひとりが災害に備え、お互いを支援できる地域づくり

③みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク
（協働事業）
〇地域で支援できるネットワークの構築

そのために必要な取組とは？

資料　No2

【目標】市町村における災害時の栄養・食生活支援体制整備の充実

	事　　業　　名		
	①災害時栄養・食生活支援体制整備事業	②災害時の食事ホッと事業	③みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク
具体的な指標	市町村版マニュアルの作成 勝英版マニュアルの作成	防災フォーラムへの参画	地域の関係者との協働による災害時の栄養・食生活支援体制の充実
関係者	★食生活支援ネットワーク会議 メンバー 市町村防災及び栄養業務担当者、陸上自衛隊日本原駐屯地担当官、岡山県栄養士会勝英支部長、勝英栄養改善協議会長、美作県民局・勝英支局担当者	**★ワーキンググループメンバー** 美作保健所企画調整情報課、美作保健所衛生課、美作保健所勝英支所保健課、美作県民局勝英地域総務課	★ネットワークメンバー（予定） 市町村防災及び栄養業務担当者、陸上自衛隊日本原駐屯地担当官、岡山県栄養士会勝英支部長、勝英栄養改善協議会長、美作県民局・勝英支局担当者、自主防災組織、警察、消防
事業実施期間	平成２０年度～平成２１年度（２カ年）	平成２１年度（１カ年）	平成２２年度～平成２３年度（２カ年：予定）
予算措置	な　し	事業調整費	協働事業
平成２０年度	連絡会議の開催（年２回）		
平成２１年度	・連絡会議の開催（年２回） （ネットワーク会議）	ワーキンググループの開催（年５回） ・防災の日チラシの作成 ・普及啓発用リーフレットの作成 ・防災フォーラムシンポジストの選出 ・勝英版栄養・食生活支援マニュアル（骨子）の作成	※事業開始に向けた準備・企画として、**ワーキンググループ**を設置（「②災害時の食事ホッと事業」と同じ組織である。） ・次年度から実施する「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」についての具体的な企画検討 ・住民などからの意見を聴取するための「協働プラザ」を開催
平成２２年度			※平成２１年度に企画した内容により事業を実施

資料　No３

災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領

（実施目的）

１　災害時において、住民の生命の確保は行政において重要な役割であり、特に、栄養・食生活の的確な支援が被災者の生命維持に大きな影響を与える。そのため、平常時から住民に近い立場である市町村において、栄養・食生活支援体制を整備しておくことが必要であることから、保健所及び陸上自衛隊等との連携による市町村における栄養・食生活支援体制の構築を図るための介入調査等を実施し、平常時から備えるべき内容の検討等を行う。

（実施主体）

２　実施主体は、勝英保健所及び地域保健総合推進事業「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的な支援に関する検討事業」研究班（以下、「事業研究班」という。）とする。

（実施期間）

３　本事業の実施期間は、平成２０年７月１日から平成２１年３月３１日までとする。

（実施地域）

４　勝英保健所管内市町村を対象とする。

（実施内容）

５　事業の進め方

本事業を進めるにあたり、各市町村の実態を把握し、関係者による連絡会議を開催するなど栄養・食生活支援体制についての検討を行い、市町村での栄養・食生活支援体制の充実を図るための「栄養・食生活支援マニュアル」（仮称）を作成する。

６　連絡会議の開催

美作県民局（勝英保健所含む）関係職員、各市町村栄養業務担当者及び防災担当者等、地域関係団体（岡山県栄養士会勝英支部、勝英栄養改善協議会代表等）、陸上自衛隊日本原駐屯地災害担当、事業研究班委員等が、市町村での栄養・食生活支援体制のあり方について検討する。（年２回程度）

７　実態調査等の実施

各市町村における災害時の栄養・食生活支援体制についての実態を把握するための実態調査を実施する。（年２回程度）

資料　No４

災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領

（実施目的）

１　災害時において、住民の生命の確保は行政において重要な役割であり、特に、栄養・食生活の的確な支援が被災者の生命維持に大きな影響を与える。そのため、平常時から住民に近い立場である市町村において、栄養・食生活支援体制を整備しておくことが必要であることから、保健所及び陸上自衛隊等との連携による市町村における栄養・食生活支援体制の構築を図るための介入調査等を実施し、平常時から備えるべき内容の検討等を行う。

（実施主体）

２　実施主体は、勝英保健所及び地域保健総合推進事業「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的な支援に関する検討事業」研究班（以下、「事業研究班」という。）とする。

（実施期間）

３　本事業の実施期間は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までとする。

（実施地域）

４　美作保健所勝英支所管内市町村を対象とする。

（実施内容）

５　事業の進め方

関係者による連絡会議を開催するなど栄養・食生活支援体制についての検討を行い、市町村での活用を目指した「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）をもとに、美作保健所勝英支所及び市町村並びに関係者等によるネットワーク構築等の体制整備を図る。

６　連絡会議の開催

美作県民局（美作保健所及び美作保健所勝英支所含む）関係職員、各市町村栄養業務担当者及び防災担当者等、地域関係団体（岡山県栄養士会勝英支部、勝英栄養改善協議会代表等）、陸上自衛隊日本原駐屯地災害担当、地域自主防災組織等が、市町村での栄養・食生活支援体制のあり方について検討する。（年２回程度）

７　「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）の作成

災害時における栄養・食生活支援のあり方を整理し、各市町村において平常時から備えるべき事項等を整理した「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）を作成する。

８　実態調査の実施

災害時の栄養・食生活支援体制について、体制整備の進捗状況を把握するための実態調査を実施する。

資料　No5

市町村　平常時のセルフチェック

市町村名　：

セルフチェック項目				チェック
1 市町村防災計画における栄養指導体制の整備	（1）市町村防災計画「栄養・食生活支援」内容の把握	①	自市町村防災計画内容を把握している	
			（防災計画　担当課名　　）	
			（防災計画内容を協議する会議名　　、年　　回　開催）	
			↳（会議の構成者：　　）	
		②	防災計画における所属課の役割を把握している	
		③	防災計画に栄養・食生活支援の内容が記載されている	
		④	③の栄養・食生活支援内容において栄養・食生活支援担当者（市町村栄養士等）の具体的な役割が決められている	
		（役割の内容）	・ ・ ・ ・ ・	
	（2）連携体制の強化	①	課内で災害時の役割分担を共有している	
		②	庁内他課の栄養・食生活支援関係者（他課所属栄養士等）と災害時の役割分担を共有している	
		③	災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者（保健師等）と共有している。	
2 災害時の備蓄等の食料の確保	（1）市町村備蓄状況の確認	①	市町村防災計画における食料・水供給方法、供給先・輸送方法を確認している	
		②	災害時用食料・水の量・保管場所・種類を確認している	
	（2）協定確認	①	食料についての協定内容を把握している	
	（3）普及啓発	①	家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している	
	（4）連携	①	防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類、量について検討している	
3 炊き出し体制の整備	（1）炊き出し方法の確認	①	防災計画における炊き出し内容（場所、熱源・調理機器・食器等の確保など）を確認している	
		②	炊き出し用の献立例がある（1週間程度）	
		③	炊き出しを実施するための人材育成・研修をしている	
	（2）連携	①	防災担当課及び公立給食施設（学校、保育園他）と連携し、炊き出し体制について確立されている	
4 災害時要援護者の把握と支援体制整備	（1）要援護者の把握	①	災害時に食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者（保健師等）と共有している	

（例）

対象者	利用できる台帳	担当課
妊産婦	母子手帳交付台帳	（母子担当課）
乳　児	乳児健診台帳	（母子担当課）
高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿　等	（地域包括支援センター）
慢性疾患患者		（老人保健担当課）
食物アレルギー	保育園、学校把握台帳	（保育園、学校等）
障害者	手帳交付台帳	（福祉担当課）

	（2）要援護者用の食料	①	要援護者に提供できる食品の備蓄内容を把握している	
		②	要援護者用食品を入手できる業者を把握している	
			・ ・ ・	
	（3）普及啓発	①	自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している	
	（3）支援体制	①	災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている	
		②	災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者（保健師等）と連携を図っている	
5 公立給食施設（保育園・学校）における災害対応への周知、確認		①	災害時の食事提供内容が記載された災害時対応マニュアルがあるか確認している	
		②	備蓄食品の整備について確認している	
6 災害時の連携体制づくり		①	関係機関へ、災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている	
		②	防災担当課はじめ、庁内関係課及び県地域機関、栄養士会、食生活改善推進委員協議会などの関係機関と災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している（会議及び研修会にて）	

「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン－実践編－」一部改変

資料　No6

第１回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議

日　時　平成２０年９月８日（月）
　　１３：３０～１６：００
場　所　勝英支局別館第１会議室

１　開会あいさつ

２　事例報告　【資料１】
「能登半島地震の対応から」　石川県健康福祉部子育て支援課専門員　濱口優子

３　市町村状況調査報告　【資料２】
「市町村平常時のセルフチェックについて」　勝英保健所保健課　焔硝岩政樹

４　ケーススタディ【別紙１】

（１）グループ検討

（２）発表

（３）講評
　　助言者　　美作県民局　地域防災監　黒籔　太朗
　　石川県健康福祉部子育て支援課　専門員　濱口優子

５　市町村課題整理【別紙２】

６　その他

７　次回連絡会議

８　閉会あいさつ

資料　No７

〈スタディの進め方〉

テーマ　「災害時における市町村の栄養・食生活支援」

～シミュレーションによる具体的な活動～

◆各グループで作業を進めます。
◆各グループで「司会」、「記録」、「発表者」を決めます。
◆自己紹介は簡単にしましょう。

時　間	内　　容
14:15～	**１　災害時にすべきことを書き出す**　付箋（黄）に書き出す ○災害が発生した場合を想定し、「栄養・食生活支援」について、何をすべきか書き出します。 **２　書き出された内容をグループに分ける**　グルーピング ○「１」で書き出した内容を、いくつかのグループに分類します。 ※人のこと、物のこと等 ○分けられたグループに標題（テーマ）を決めて、模造紙へ書き込みます。
14:45～	**３　抽出された課題に対して必要なこと**　付箋（青）に書き出す ○書き出された課題に対して、解決のために必要なことを書き出します。 **４　平常時から何をやっておくこと**　グルーピング ○抽出された課題を解決するため、平常時からやっておくべきことを書き出します。
15:10～	**５　発表のための整理**　まとめ ○１グループ３分程度で発表できるようにまとめます。

資料　No8

市町村体制確認シート

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区　　分	内　　容
1　現　　状	自分のまちの現状を抽出
2　課　　題	現状から問題点（課題）を抽出
3　解決できる課題	抽出された課題のうち、解決できる課題を書き出す
4　解決困難な課題	解決困難な理由を書く
5　課題解決方法	解決可能な課題について、解決するための具体的方策等（連携先、連携方法等）

資料　No9

第２回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議

日　時　平成２０年１２月１１日（木）
　　１３：３０～１６：００
場　所　勝英支局別館第２会議室

１　開会あいさつ

２　報　　告
（１）保健所と市町村との役割分担について

（２）市町村平常時のセルフチェックについて　【資料１】

３　検討事項
（１）市町村で対応すべき災害時の栄養・食生活支援活動について【別紙様式】

（２）今後の市町村体制整備について

（３）今後のスケジュールについて

閉会あいさつ

（別紙様式）

災害時の栄養・食生活支援活動の課題・対策

フェイズ	災害地域の栄養・食生活上の課題	考えられる対応策
フェイズ０ （概ね震災発生から ２４時間以内）		
フェイズ１ （概ね震災発生から ７２時間以内）		
フェイズ２ （概ね４日目から １ヶ月まで）		
フェイズ３ （概ね１ヶ月以降）		

資料　No10

第２回連絡会議タイムスケジュール

〈司会：＊＊〉

13:30~　あいさつ　勝英保健所長
　　研究班検討委員代表
　　※研究班趣旨等の説明含めて簡単に

あらかじめ、参加者を２グループに分けておく

13:35~　オリエンテーション

13:40~　報告「保健所と市町村との役割分担について」（５分）
　　目的：第３回検討会の内容等について

13:45~　報告「市町村平常時のセルフチェックについて」【資料１】
　　（３分×４市町村＝１５分）
　　目的：他の市町村での進捗状況を報告させる

・パソコン
・プロジェクター

14:00~　検討事項
「市町村で対応すべき災害時の栄養・食生活支援活動について」
　14:00～14:15　フェイズごとで求められる活動が違うことを説明【資料３】

14:15～14:20　討議の進め方の説明（５分）
　　作業の流れについての説明、パワーポイントで説明

14:20~　グループでの作業（７０分）
　　目的：災害時に必要な具体的支援について認識させる
　①具体的な内容を書き出す(14:20~)
　②書き出された内容をフェイズ毎で整理する(14:40~)
　③具体的な内容について対応策を書き出す(15:00~)
　④発表のための整理(15:20~)

・付箋紙
・模造紙
・マジック

15:30~　発表

15:40~　講評
　　助言者：美作県民局協働推進室　地域防災監
　　研究班検討委員

15:50~　今後の市町村体制整備について
　※各市町村の出席者から、今後の進め方についてコメントさせる
　　目的：各市町村がこれから取り組むべき内容・方法を明確にさせる

15:58～　今後のスケジュールについて

16:00~　閉会

１　連絡会議後に各市町村が具体的に動くよう保健所が支援する。

【最終目標】
１　勝英地域市町村連携体制ガイドラインの作成
２　市町村連携体制の強化（協定等）

資料　No11

（別紙）

災害時の栄養・食生活支援に関するアンケート

該当するものに〇を付けてください。（又は、具体的な内容をご記入ください）

市町村名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当業務：　防　災　・　栄　養

	項　　目	回　答
1	あなたのまち（市町村）の防災計画を知っていますか。	は　い　・　いいえ
2	災害が発生した時の自分の役割を知っていますか。	は　い　・　いいえ
3	災害が発生した時に、職員として的確に行動することができますか。	は　い　・　いいえ
4	備蓄食品の内容を知っていますか。	は　い　・　いいえ
5	備蓄食品の保管場所を知っていますか。	は　い　・　いいえ
6	備蓄に必要な食品を把握する必要があると思いますか。	は　い　・　いいえ
7	備蓄食品を確認していますか。	は　い　・　いいえ
8	災害時において、栄養・食生活支援で何ができるか知っていますか。	は　い　・　いいえ
9	災害時に栄養・食生活支援が必要であると思いますか。	は　い　・　いいえ
10	災害時に必要な人へ的確な栄養・食生活支援をすることができますか。	は　い　・　いいえ
11	災害時における栄養・食生活支援の体制整備について知っていますか。	は　い　・　いいえ
12	災害時の栄養・食生活支援について、防災担当者と栄養担当者との連携が必要であると思いますか。	は　い　・　いいえ
13	防災担当者と栄養担当者との連携による栄養・食生活支援の体制整備ができていますか。	は　い　・　いいえ

御協力ありがとうございました。

〈アンケートに対する問い合わせ先、送付先〉

〒707-8585　美作市入田２９１－２

美作保健所勝英支所（担当：焔硝岩）

TEL (0868) 73-4055　FAX (0868) 72-3731

資料　No12

災害時食生活支援ネットワークが取り組む事業

【1年目に取り組む事業】

①災害時食生活支援ネットワークの設置及び会議の開催

・別記メンバーにより、要支援者に対し、どのような支援が必要であるかなどの検討を行うとともに、お互いのノウハウを伝え、それぞれの役割を検討する。

〈期待する役割〉（例）
◆当事者・家族：必要な支援の提示等
◆関係団体：専門知識を有する職能団体による人的支援、ノウハウの提供等
◆自主防災組織：地域で暮らす要支援者の情報の把握、災害時での支援等
◆福祉施設：高齢者等の避難所としての場の提供、高齢者用のための食事の提供等
◆食品関連事業者：疾病を有する者への「治療食」や「高齢者用食品」の提供等
◆医療機関：専門職種の協力により、医学的に栄養管理が必要な者への食事の提供、治療食の情報などノウハウの提供、技術的支援等
◆行政：必要な備蓄食品の確保、要支援者の把握、情報の提供等
◆ホテル・旅館：避難所としての場の提供、食事の提供等
◆農家：食料の提供、避難所としての場の提供等
◆ボランティア：勝英栄養改善協議会等の団体による食支援等

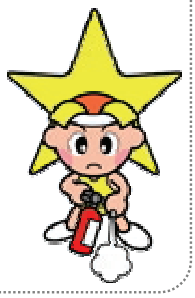

・本ネットワークは事業全体を企画運営していく組織である。

②災害時食生活支援のための標準マニュアルの作成

・災害時要支援者の食事の内容や備蓄食品の種類、食材の活用方法、保管場所を明確にする。
　被災現場において、支援物資や炊き出しによって届いた食事を、要支援者に適した状態（「おにぎりをお粥にする」、「とろみを付ける」、「刻み食にする」など）にできるような内容を盛り込む。
・援助物資（食品）等の流通経路等を明確にする。
・当事者や自主防災組織等の関係者らの役割を明確にする。

③災害時の食生活支援を考えるシンポジウムの開催

・被災経験者及び食生活支援経験者によるシンポジウムを開催する。
・参加者への普及啓発を図る。

④災害時に活用できる食生活支援のための献立の検討

・災害時要支援者への食生活支援として、被災現場でも簡単に作れ、素早く提供できる献立を、一般住民や大学等の関係者から募集するなどして、現場で活用できる献立を検討する。

⑤普及啓発グッズの作成

・各世帯へ配付する災害時の備え（食事編）リーフレットや、炊き出し現場でも災害時要支援者のための食事が作れるような献立集「食事ホッとカード」を作成する。

【2年目に取り組む事業】

①災害時食生活支援ネットワーク会議の開催

③災害時の食生活支援を考えるシンポジウムの開催

⑥災害時栄養・食生活支援体制の検証（モデル地域での取組）

・1年目に作成した「災害時食生活支援のための標準マニュアル」や「食事ホッとカード」等も用い、災害発生を想定し、災害時栄養・食生活支援体制の構築が図られているか検証する。

⑦災害時食生活支援のための標準マニュアルの再検討

・1年目に作成したマニュアルを用いてモデル地区において検証を行うとともに、必要に応じてマニュアルの再検討を行う。

資料　No13

平成２１年度

第１回災害時食生活支援ネットワーク会議

日時　平成２１年９月２９日（火）
　　９：３０～１１：３０
場所　勝英地域事務所別棟大会議室

あいさつ

議題
１　ネットワーク会議の位置づけについて

２　防災フォーラムへの参画について

３　普及啓発用リーフレットについて

４　栄養・食生活支援マニュアルについて

５　台風９号での美作市の対応について

６　今後のスケジュール
（１）　　第２回災害時食生活支援ネットワーク会議の日程
　　平成２１年１２月　　日（　　）

資料
１　３事業の一覧図
２　防災フォーラムの食生活支援シンポジスト一覧
３　既存リーフレット
　（北海道、佐賀県、福岡県、兵庫県、栄養士会等）
４　他県のマニュアル
　（新潟県、岩手県）

資料　No14-1

このたびの豪雨災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

いざという時の心構え

災害時の"食"の備え

◆災害が起きた時、あなたの食料は大丈夫ですか？

災害は、いつ起きるかわかりません。
いざという時のために、自分や家族の食料を３日間分は備蓄しておきましょう。

◆あなたのお家に、高齢者の方はいませんか？

お年寄りの中には、普通の食事が食べられない方がおられます。
個人に適した食料を準備しておきましょう。

◆あなたのお家は、赤ちゃんや幼児はいませんか？

赤ちゃんや幼児の中には、アレルギーのある子どもがいますが、これらの子どもたちは、普通のミルクや食事を食べることができません。
それぞれにあったミルクや食料を準備しておきましょう。

◆あなたのお家に、糖尿病や腎臓病、難病等で、食事に気をつけている方はいませんか？

糖尿病や腎臓病、難病等で食事の制限がある方は、個人に適した食事をとることが大切です。
必要な食料を確保しておきましょう。

食事に気をつける必要がある方

高齢者

赤ちゃん
幼　児

食事療法を受けている方
（糖尿病・腎臓病・難病など）

災害が起きた時は、ご近所へも声かけを♪

あなたの近所に、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者の方はいませんか？
災害が起きた時、高齢者は一人で生活することは困難です。
みなさんと一緒に生活できるよう地域の情報を共有しましょう。

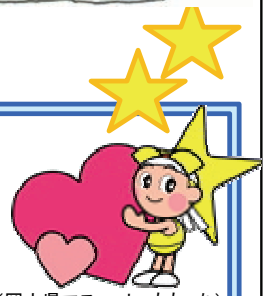

（岡山県マスコット　ももっち）

岡山県美作県民局勝英地域事務所

資料　No14-2

これがあれば安心

食のチェック表

災害が起きた時、あなたの家族の食料は大丈夫ですか？
いざという時のことを考え、あなたの家の備蓄をチェックしてみましょう。

チェック項目（□にチェックしてみましょう）	備考（分量等）
◆ご家庭の備蓄の状況◆	
□　あなたの家には、災害用の備蓄食品が3日分以上ありますか。	
（備蓄の状況）	
□飲料水（目安：1人1日3リットル×家族の人数×3日分）	
□無洗米	
□乾麺	
□カップメン	
□小麦粉	
□片栗粉	
□缶入りパン・乾パン	
□レトルト食品	
□缶詰	
□　あなたの家に、アレルギーのある方がいますか。	
（アレルギーのある家族がいる家）	
□アレルギー用ミルク	
□アレルゲン除去食品	
□　あなたの家に、食事に配慮が必要な高齢者がいますか。	
（高齢者がいる家）	
□高齢者用かゆ	
□主菜となる食品（やわらかタイプ）	
□飲み込みが悪い方用のとろみ調整食品	
□　あなたの家に、食事治療をしている方がいますか。	
（病気で食事治療が必要な方）	
□腎臓病でたんぱく制限のある方用の食品	
□糖尿病でエネルギーの管理が必要な方用の食品	
□栄養補給のための食品	

資料　No15-1

これがあれば安心
食のチェック表

災害が起きた時、あなたの家族の食料は大丈夫ですか?
いざという時のことを考え、あなたの家の備蓄をチェックしてみましょう。

チェック項目（□にチェックしてみましょう）	備考（分量等）
◆ご家庭の備蓄の状況◆	
□　あなたの家には、災害用の備蓄食品が３日分以上ありますか。	
（備蓄の状況）	
□飲料水（目安：１人１日２リットル × 家族の人数 ×３日分）	
□無洗米	
□乾麺	
□カップメン	
□缶入りパン・乾パン	
□レトルト食品	
□缶詰	
□　熱源はありますか	
□カセットコンロ（固形燃料）など	
□　あなたの家に、アレルギーのある方がいますか。	
（アレルギーのある家族がいる家）	
□アレルギー用ミルク	
□アレルゲン除去食品	
□　あなたの家に、食事に配慮が必要なお年寄りがいますか。	
（食事に配慮の必要なお年寄りがいる家）	
□高齢者用かゆ	
□主菜となる食品（やわらかタイプ）	
□飲み込みが悪い方用のとろみ調整食品	
□　あなたの家に、食事の治療をしている方がいますか。	
（病気で食事の治療が必要な方）	
□腎臓病でたんぱく制限のある方の食品	
□糖尿病でエネルギーの管理が必要な方の食品	
□栄養補給のための食品	
□その他 特別な食事が必要な方の食品	

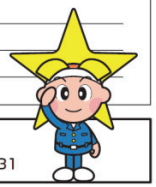

〈発行〉食生活支援ネットワーク会議／岡山県美作保健所勝英支所
〒707-8585　美作市入田 291-2　Tel:(0868)73-4055　Fax:(0868)72-3731

あなたの街で災害が起きたら・・・

災害時の”食”の備え

災害は油断しているときに起きてしまいます。
いざという時に、あなたの家の備蓄は大丈夫ですか？
このパンフレットを参考に、各家庭での「災害時の食の備え」を見直してください。

◆いざという時のために、家族の人数に応じて、飲料水や食料等を備えておきましょう。
◆赤ちゃんやお年寄りなど、家族にあわせた食品を準備しておきましょう。
◆備蓄食品の保存場所は、取り出しやすい場所で、家族の目につきやすい場所にしましょう。

食生活支援ネットワーク会議

資料　No15-2

いざという時のために、3日分程度の食の備えをしましょう。

・災害が発生して、支援体制が整うまでに約3日間かかると言われています。その間、自力で乗り切るためにも、防災袋に備蓄食品を備えておきましょう。

防災袋に入れる持ち出し用食料品の例（1人あたり1日分の食品）

ライフライン（ガス・電気・水道）が止まることも考えて、熱源・調理器具なども準備をしましょう。

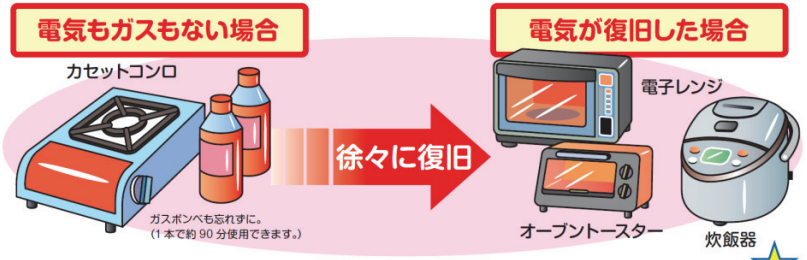

災害が起きた時は、ご近所へも声かけを♪★

（岡山県マスコット　ももっち）

あなたの近所に、お年寄りだけの世帯や一人暮らしのお年寄りはいませんか？
災害が起きた時、お年寄りは一人で避難・生活することが難しい方もおられます。
みなさんと一緒に生活できるよう地域の情報を共有しましょう。

ご家族に、食事に気をつける必要がある方はいませんか？

◆乳幼児がいる場合

○災害時には体調の変化があり、母乳が出にくくなる場合があります。粉ミルクやほ乳瓶などを準備しておきましょう。
○食物アレルギーの乳幼児がいる場合は、アレルギー用食品を日頃から準備しておきましょう。

※離乳食やアレルギー用ミルク等は、お近くの薬局等で販売しています。

◆高齢者がいる場合

○固い物が食べられない、食べ物が飲み込みにくい（咀嚼嚥下困難）方がいる場合は、柔らかくて食べやすい備蓄品を用意しておきましょう。
○のどの渇きを感じにくくなるので、水分補給用の水を準備しておきましょう。
○ストレス等で食欲が低下することがあります。栄養が不足しないよう気をつけましょう。

※固い物が食べられない方は、離乳食などを利用することもできます。これらの食品は薬局等で販売しています。

◆食事療法を受けている方（糖尿病・腎臓病・難病など）がいる場合

○糖尿病や腎臓病、難病の患者さんは、毎日の食事が大切です。
○個人に適した食事をしなければ、病状を悪化させることがあります。
○非常時でも利用できる備蓄品を準備しておきましょう。

※エネルギーが計算されたセット食（1食分）や低たんぱく食品なども薬局等で販売されていますので、事前に確認しておくと便利です。

備蓄品の保管上の注意点

●備蓄食品の賞味期限が過ぎないように気をつけましょう。
9月1日の防災の日など、毎年、日を決めて新しいものに入れ替えましょう。

●缶入り飲料水はアルミ缶のものを選びましょう
スチール缶はさびやすいので気をつけましょう

●容器は丈夫なものを選びましょう。
袋入りのものは、害虫やネズミなどから守るために、プラスチックの容器などに入れて保管しましょう。

●備蓄食品は冷暗所で保管しましょう。
食品は、日当たりの良い所や、湿度の高い所はいたみが早いので、冷暗所に保管しましょう。

衛生面にも気をつけましょう

食中毒予防

●食事の準備又は、食事をする前には、ウエットティッシュなどで手をふきましょう。

●おにぎりなどは素手で扱わずに、ラップなどを利用しましょう。

●生水は飲まないようにしましょう。

●缶詰やレトルトパックは、開けたら早めに使いきりましょう。

資料　No16

食生活支援マニュアルに盛り込む内容（案）
～大規模震災を想定した取組～

項目	項目
1　なぜ、「災害時の食生活支援」が必要なの？ ・フェイズ毎で起きる課題 **2　災害対策に関する基礎知識** （1）法的根拠 （2）岡山県（県民局）の体制 岡山県地域防災計画 （3）市町村の体制 市町村防災計画 （4）平常時に関すること （5）災害時に関すること 福祉避難所の設置 **3　災害時食生活支援（要支援者）の食事の特徴は** （1）疾病を有する者 ア　糖尿病 イ　腎臓病、透析患者 ウ　高血圧症 エ　難病 （2）アレルギー、アトピー等のある乳幼児 （3）咀嚼嚥下機能が低下している高齢者 （4）その他 **4　災害時に必要となる要支援者の食料とは** （1）糖尿病の方に必要な食事の種類 （2）腎臓病、透析患者に必要な食事の種類 （3）高血圧の方に必要な食事の種類 （4）難病の方に必要な食事の種類 ア　潰瘍性大腸炎 イ　クローン病 **5　それぞれの役割** （1）本人、家族〈自助〉 ア　本人 イ　家族 （2）自主防災組織、町内会、近隣〈共助〉 ア　自主防災組織 イ　町内会 ウ　近隣 （3）行政、自衛隊〈公助〉 ア　市町村 イ　県（保健所） ウ　自衛隊 **6　食料の確保について** （1）要支援者に必要な食事を確保するためには （2）食品関連事業者からの協力 （特定保健用食品等の提供） （3）関係団体との連携 （4）医療機関との連携 **7　食料の入手経路**	**8　支援物資を活用した献立** （1）電気が使える時、電気が使えない時 （2）水が確保できる時、水が確保できない時 （3）ガスが使える時、ガスが使えない時 （4）「おにぎり」「白飯」を咀嚼機能が低下した 高齢者用の食事にするには （5）コンビニ弁当を糖尿病の方へ提供するには （6）アレルギーのある乳幼児に提供できる食事は **9　要支援者に食事を提供するには** 方法（誰が、どこで、何をするのか） **10　フェイズ毎の具体的な支援** **11　社会資源の活用** （1）特定給食施設（学校、保育所等） （2）民間企業（食品会社等） （3）関係団体（栄養士会、栄養改善協議会等） **12　平常時にできること** （1）住民への普及啓発 （2）訓練 （3）自主防災組織の活動を知る （4）家庭で備えておきたいもの ア　備蓄しておきたい食品 イ　乳幼児や高齢者、治療食を利用している方がいる家 ウ　備えておきたい調理器具 電気が使える場合、電気が使えない場合 エ　備えておきたい衛生用品、衣類 オ　備えておきたい備品（ラジオ、懐中電灯等） （5）セルフチェック項目 ア　行政 イ　個人 ウ　地域 **13　風水害を想定した取組** **14　資料** （1）過去の事例 平成21年8月台風9号による美作市での水害 （2）いざという時に活用できる資料 チラシ、指導票、炊き出し献立 （3）家庭で備える非常食

防災のまちづくりフォーラムin美作

資料　No17

災害について考えてみませんか？
ぜひご参加ください！

参加無料

演　題①:『 地域の力（防災）が命を守る 』
～自助・共助は～

講　師:　国立大学法人福井大学
講　師　　松森 和人 氏

講師紹介
・1960年生まれ
・福井県出身
　元岡山県防災対策基本条例制定委員会委員
　前NPO法人ふくい災害ボランティアネット理事長
　内閣府災害ボランティア検討会委員
・平成21年まちの防災研究会　発足。
・「地域防災力向上（自主防災組織の育成）と災害時援護者対策をのテーマを 中心に全国で活躍中。

演　題②:『 災害時の食事を考えよう 』
～新潟県地震の経験から～

講　師:　新潟県十日町保健所
主　任　　磯部　澄枝 氏

平成9年　管理栄養士登録
平成11年4月～　新潟県入庁　新潟県にしき園　勤務
平成14年4月～　新潟県新発田健康福祉環境事務所（新発田保健所）勤務
平成16年4月～　新潟県福祉保健部健康対策課　勤務
・H16.10.23 中越大震災発生
・H19. 7.16　中越沖地震発生
平成20年4月～　新潟県十日町地域振興局健康福祉部（十日町保健所）勤務
★「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的支援に関する検討事業」検討委員

と　き

平成２２年３月７日（日）
13:30～16:30
受付:13:00～（1）開　会
（1）ビデオ上映
（2）講　演①
（3）講　演②

ところ

美作市作東バレンタインプラザ
所在地:美作市江見945番地
電　話:0868－75－1111

対　象

どなたでも自由に参加できます。

主　催

岡山県美作県民局・美作市

事例２　保健所と特定給食施設との連携

資料Ｎｏ　　ページ

1　平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領 …… 98

2　災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業研修会研修計画 …… 99

3　平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会次第 …… 100

4　災害時の食生活支援グループワーク課題掘り下げシート …… 101

5　災害時の給食提供に関する実態調査票 …… 102

6　〃　調査結果 …… 104

7　平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第２回研修会次第 …… 105

8　村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定締結

8-1　災害時における特別養護老人ホーム施設間相互応援協定締結式次第 …… 106

8-2　村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書 …… 107

9　平成２１年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領 …… 108

10　食事の種類と食数調査 …… 109

11　平成２１年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会次第 …… 111

12　災害時の給食提供マニュアル（例示）…… 112

13　平成２１年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業に伴う第２回研修会次第 …… 113

14　第２回研修会シミュレーション資料

14-1　災害状況設定 …… 114

14-2　シミュレーション内容 …… 115

15　給食施設　災害時における給食提供に関する実態調査 …… 116

資料　No1

平成20年度村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領

【目　　的】　災害発生時、特定給食施設等においては、入所者に対する“安全・安心な給食の提供”が最大の課題であり、施設点検、食材・人材確保を適切迅速に行わなければならない。病院では入院治療患者が増大すること、老人施設等では近隣の被災住民の避難場所となることも多く、災害時を想定した実践的な対応マニュアルや備蓄食品の準備は必須である。

また、病態管理に基づく食事提供は一般営業施設委託が困難であることや、自然災害は地域内が同じ被害状況であるため、配食可能で広域的な給食支援ネットワークの構築についても検討する必要がある。

このため、保健所において実態調査等を実施し、平常時から特定給食施設等における栄養・食生活支援体制の整備や施設間給食支援ネットワークの構築に向けた支援、検討を行なう。

なお、今年度は老人福祉施設、介護老人保健施設を対象に実施する。

【実施主体】　山形県村山総合支庁保健福祉環境部（村山保健所）

【期　　間】　平成２０年８月～平成２１年３月

【対　　象】　管内特定給食施設等のうち、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)、介護老人保険施設　５７施設

【内　　容】

（1）　災害時における栄養・食生活支援体制の整備

管内対象施設に対し、災害時の給食提供に関するマニュアルの整備状況や備蓄の状況、支援能力、支援希望などの実態について調査するとともに、地域住民、被災施設の入所者の受け入れ、施設間相互支援ネットワークへの参画などについての希望調査を行なう。また、調査結果に基づく栄養・食生活支援体制整備に向けた指導、支援を行なう。

＊支援能力等

調理予備能力、人材派遣予備能力、調理器材提供（貸し出し）能力、備蓄食品提供能力、運搬車両貸し出し能力 等

（2）　施設間給食支援ネットワークの構築

ワーキンググループを設置し、(1)の実態調査及び意識調査結果を踏まえ、具体的な給食支援ネットワークの構築に向けた検討を行なう。

ワーキンググループの設置

対象施設の管理栄養士等　　８人程度

(山形地区　４人、西村山地区　２人、北村山地区　２人)

開催回数　　３回程度

（3）研修会の開催

事業の実施にあたり、研修会を開催し、趣旨の説明と実施について依頼する。

対象　①　各施設長

②　各施設の管理栄養士等

資料　No2

災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業研修会　　研修計画

(2008.09.26 村山保健所)

講義主題	災害時の食生活支援（自施設内、施設間相互）
期日等	平成20年９月２６日(金)　１４：００～１６：００　衛生研究所　講堂（保健所隣）
指導スタッフ	澤口眞規子(岩手県奥州保健所保健衛生課　健康推進総括主任主査) 千葉　昌樹（北海道保健福祉部福祉局指導監査課法人運営グループ主査（社会福祉法人）） 伊藤佳代子（山形県村山保健所地域保健予防課　健康増進主査）
学習目標	１　災害発生時の動きを確認する。(マニュアルに沿って、給食の提供) ２　災害発生時、施設相互間の食支援のネットワークの構築
進め方 (分担と日程)	※　出席者　４５人　　全体を６グループに編成 （介護老人保健施設　１　老人福祉施設　　山形　３、西と北　２（直営１　委託１）） １　導入　14:10　【担当:澤口　ppt 使用】 ①　法的根拠、危機管理マニュアル等、体制整備状況 ②　過去の被災地報告から説明 ③　現場対応での問題点、課題 ２　グループ・ワーキング　14:25～15:30　【担当:澤口、千葉、伊藤】 作業Ａ（３０分)①災害発生時、管理栄養士として、自施設でどのようなことが必要か。 ②カードに各自が書いて、グループ分け⇒課題の整理 作業Ｂ（３０分)①メンバー内で課題を分担 ②平常時にしておかなければならないことを、具体的な方策等をシートに整理する。 ３　全体会　15:30～16:00　【担当:澤口】 ４　まとめ　16:00～16:20　【担当:澤口、千葉】 ５　今後の日程【担当:伊藤】 施設間給食支援ネットワーク構築に向けたグループワークの設置、メンバーの選出
準備	①　澤口　　ppt の作成　１週間前までに送信のこと ②　ワーキングのカード(一人 15 枚程度)＋テーマ用カード、フェルトペン、模造紙 ③　②時に使用するシート(別途提案)
備考	集合時間：担当者は当日 12 時頃までに、村山保健所に集合 打合せ：当日、１２時頃から分担、進め方の詳細について確認 昼食：準備してあります。(地産弁当です) 夕食：手配します。

資料　No3

平成 20 年度　村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会

日　時　平成２０年９月２６日(金)
　　１４：００～１６：３０
場　所　山形県衛生研究所５階講堂

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ
　村山保健所長

３　事業説明

４　研　　修
テーマ「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割」
講　師　　岩手県奥州保健所保健衛生課
　　健康推進総括主任主査　澤口　眞規子　氏
　　北海道保健福祉部福祉局指導監査課
　　法人運営グループ主査（社会福祉法人）千葉　昌樹　氏
（１）法的根拠と過去の被災地報告から

（２）グループワーキング

（３）全体会

（４）まとめ

５　今後の日程
（１）災害時対応等実態調査及び意識調査の実態について

（２）ワーキンググループの設置と委員の選出について

６　閉　　会

資料　No4

災害時の食生活支援グループワーク課題掘り下げシート

(2008.09.26 村山保健所)

グループ名	
所　属・氏　名	
課　　題	
課題を実現させるための具体的方策等	
意見及び感想	1　自分の意見を十分に話すことができましたか。 2　施設における災害時の管理栄養士の役割がわかりましたか。 3　平常時に準備しておくことがわかりましたか。

資料　No5

FAX送信先
村山保健所　健康増進担当　伊藤　あて（FAX023－622－0191）

災害時の給食提供に関する実態調査

施設名
記入者　職
　　氏名

次の項目について、貴施設の状況について当てはまるものに○を付してください。

1　災害時対応マニュアルの整備状況について

（1）災害時における給食提供に関するマニュアルがありますか。

イ　有　　ロ　無

イと答えた方は、マニュアル名を記載し、（2）にお進みください。

マニュアル名：　（　　）

ロと答えた方は、次のうち当てはまるものに○をつけてください。

（ロと答えた方は、ここで終了です。）

a　現在、検討中

b　策定の予定は無い

（2）マニュアルには下記の内容が含まれていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

イ　連絡・指示体制

ロ　給食提供を続ける上で必要なこと

a　食料（備蓄食品）　b　水　c　食器　d　熱源　e　人員の確保

ハ　初期対応に関すること

a　発災直後の行動　b　状況確認項目　c　連絡体制

二　衛生管理に関すること

（3）マニュアルの内容について、栄養担当科を始め、施設全体で共有していますか。

イ　共有している　　ロ　共有していない

（4）マニュアルに基づく訓練や研修を行っていますか。

イ　行っている　　ロ　行っていない

2　備蓄等災害時食料の整備及び運用の状況について

（1）災害時においても給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄の場所はどこですか。

イ　施設内　　ロ　施設外

（2）備蓄している具体的な内容（人数、日数等、量）について記入ください。

イ　食料品（人数：　　人分　、　日数：　　日分）

（食品名：　　）

ロ　水　（　　ℓ）
ハ　熱　源　（種類　　、個数　　）
二　食　器　（種類　　、　個数　　）
（種類　　、　個数　　）
（種類　　、　個数　　）
（種類　　、　個数　　）
ホ　その他　（　　）

（３）施設外備蓄を行っている方にお聞きします。
保管場所と災害時の搬入方法について記入ください。
イ　保管場所（住所または施設名などで記入）
（　　）
ロ　搬入方法（自施設で、搬入を依頼している業者が搬入　などで記入）
（　　）

（４）備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成していますか。
イ　作成している　　ロ　作成していない

（５）平常時用の備蓄利用計画を作成していますか。
（普段の給食への利用、ランニングコスト）
イ　作成している　　ロ　作成していない

３　外部との連携体制の明確化について

（１）市町村の災害対策本部の設置状況を把握していますか。
（食料、物資、水等の支援要請先）
イ　いる　　ロ　いない

（２）ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の連絡先を把握していますか。
イ　電気供給先（　　）
ロ　ガス供給先（　　）
ハ　水供給先　（　　）

（３）業者（食品等納入業者、委託業者など）、系列施設及び所属団体等と災害支援に関する取り決めがありますか。
イ　有　　ロ　無
イと答えた方は、取り決め先を記載ください。
取り決め先（　　）

（４）食材、人員等が不足した場合の支援要求先が明確になっていますか。
イ　　有　　ロ　無
イと答えた方は、支援先を記載ください。
支援先（　　）

ご協力ありがとうございました。　　村山保健所

資料　No6

災害時の給食提供に関する実態調査結果（平成20年10月　実施）

１　対象施設　56施設　　回収数　52施設　　（回収率　92.9%）

２　結果の概要

（１）災害時対応マニュアルの整備状況

策定済	１２	（施設）
施設で内容を共有	１１	（〃）
訓練、研修の実施	１１	（〃）

（２）マニュアルを策定している施設（n=12）

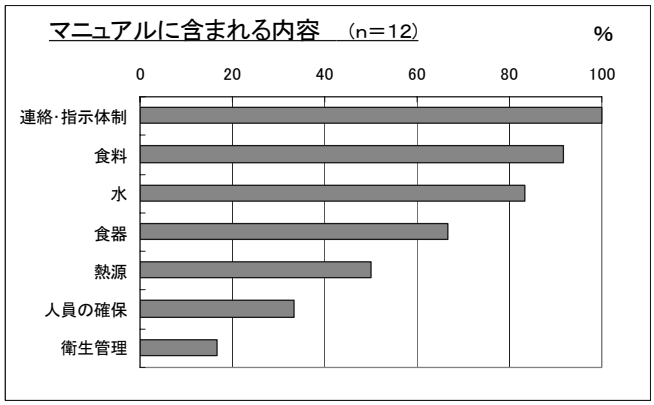

（３）マニュアルはないが備蓄をしている施設(n=52)

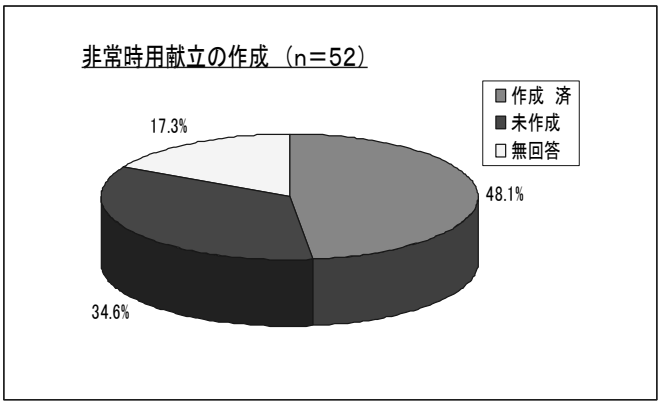

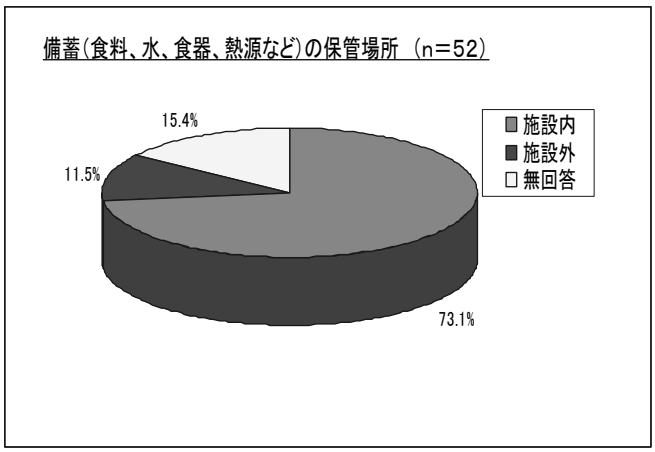

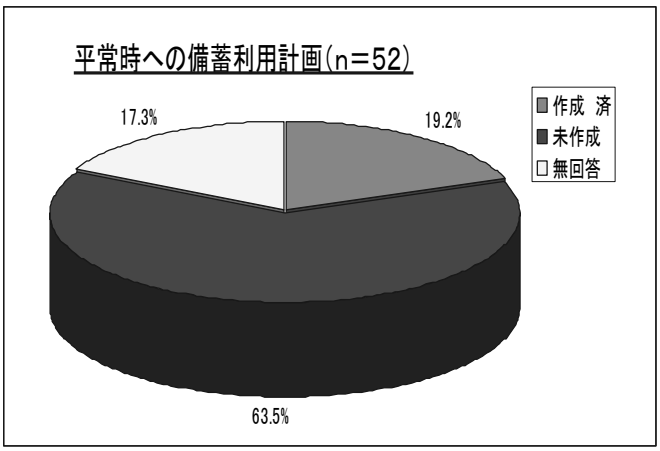

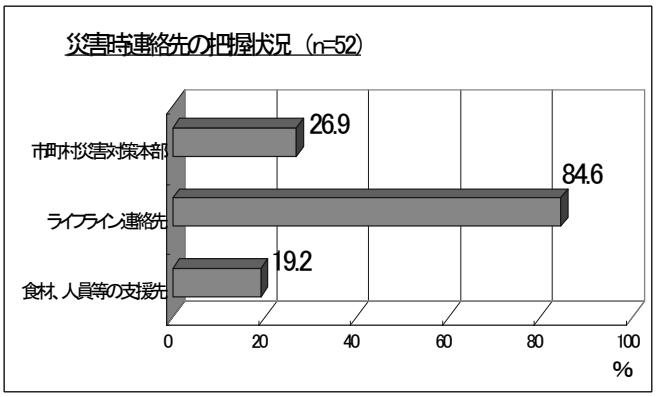

資料　No7

平成 20 年度　村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第２回研修会

日　時　平成２０年１２月１７日(水)
　　１４：００～１６：００
場　所　山形県衛生研究所５階講堂

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ
　村山保健所地域保健予防課長

３　報　　告
　「災害時の給食提供に関する実態調査」結果について

４　研　　修
　テーマ「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割」
　　～災害時の給食提供にマニュアルの作成・整備に向けて～

（１）グループワーキング
　第１回研修会での抽出課題と課題実現のための具体的方策から

（２）まとめ

５　今後の日程

６　閉　　会

資料　No8-1

災害時における特別養護老人ホーム施設間相互応援協定締結式

日　時　平成２１年８月２６日（水）１４：００～
場　所　村山総合支庁　講堂

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　協　　議
（１）村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書（案）について

（２）災害時施設相互応援協定書の締結について

（３）幹事リーダー、幹事施設の選出について

（４）今後の作業について

（５）防災講演会について

（６）その他

４　その他
（１）新型インフルエンザの現状と今後について
村山総合支庁医療監（兼）村山保健所長　山口　一郎氏

５　閉　会

資料　No8-2

村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、村山地区特別養護老人ホームにおいて、火災又は震災等の災害が発生した場合、被災していない施設が被災施設入所者の受け入れ、応援職員を派遣する等、相互の応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（応援事項）

第２条　応援項目は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲内で行うことができるものとする。

（１）　被災者の避難のための施設の提供

（２）　被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供

（３）　災害応急設置に必要な職員の派遣

（４）　災害応急措置に必要な資材物資の提供

（５）　その他、被災施設から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き等）

第３条　応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話またはファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）　災害の状況（種類、発生日時、場所）

（２）　応援要請の内容

（３）　応援要請の期間

（４）　その他必要事項

２　災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災施設において応援要請が出来ない状況にあると判断されるときは、応援要請を待たず自主的に応援出動することができるものとする。この場合は、前項の要請があったものとみなす。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により要請を受けた施設の長は、被災施設の長に対して、応援内容を電話等で連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

（応援費用の負担区分）

第５条　応援に要した費用は、原則として被災施設が負担するものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定める。

（適用）

第７条　この協定は平成２１年８月２６日から適用する。

（附則）

この協定書で定める村山地区とは、東南村山・西村山地区をいう。

この協定の締結を証するため、協定書には、村山地区特別養護老人ホーム施設長等が記名押印して、本書 30 通を作成し、各１通を保有するものとする。

平成２１年８月２６日

＊（以下、下記のとおり施設所在地、施設名、職名、施設長名　が、並ぶ）

○○郡○○町○○８３９の１

特別養護老人ホーム　○○　荘　　荘長　　○　○　　○　○　印

・　　・　　・　　・

・　　・　　・　　・

資料　No9

平成21年度村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領

【目　　的】　災害発生時、特定給食施設等においては、入所者に対する“安全・安心な給食の提供”が最大の課題であり、施設点検、食材・人材確保を適切迅速に行わなければならない。病院では入院治療患者が増大すること、老人施設等では近隣の被災住民の避難場所となることも多く、災害時を想定した実践的な対応マニュアルや備蓄食品の準備は必須である。

また、病態管理に基づく食事提供は一般営業施設委託が困難であることや、自然災害は地域内が同じ被害状況であるため、配食可能で広域的な給食支援ネットワークの構築についても検討する必要がある。

昨年度実施の実態調査では、災害時の給食提供に関するマニュアルが整備されている施設が３割程度であり、昨年度に引き続き、平常時から特定給食施設等における災害時の栄養・食生活支援体制の整備や施設間給食支援ネットワークの構築に向けた支援、検討を行なう。

【実施主体】　山形県村山総合支庁保健福祉環境部（村山保健所）

【期　　間】　平成２１年８月～平成２２年３月

【対　　象】　管内特定給食施設等のうち、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)、介護老人保健施設　５７施設

【内　　容】

（１）災害時における栄養・食生活支援体制の整備

管内対象施設に対し、災害時の給食提供に関するマニュアルの整備や備蓄の検討など栄養・食生活支援体制整備に向けた指導、支援を行なう。

（２）施設間給食支援ネットワークの構築

具体的な給食支援ネットワークの構築に向けた検討を行なう。

共有献立の検討

備蓄の状況、支援能力の検討　　など

（３）研修会の開催

研修会の開催により、事業の推進を図る。

対象　①　各施設長

②　各施設の管理栄養士等

（本事業は、平成２１年度厚生労働省地域保健総合推進事業「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的支援に関する検討事業」の一環として実施するものである。）

※施設間給食支援ネットワークの構築については、今後、協定が予定される「災害時における村山地区特別養護老人ホーム施設間相互支援ネットワーク」と連携して進めていく予定です。

資料　No10

別紙1

食事の種類と食数

（施設名　　）

区分	食種	栄養素等基準値（1日あたり）							食数		
		エネルギー（kcal）	たんぱく質（g）	脂質（g）	炭水化物（g）	塩分（g）	その他調整している栄養素 栄養素	その他調整している栄養素 基準	7月平均食数（食）	うちきざみ（食）	うちミキサー（食）
一般食	常食1										
	常食2										
	常食3										
	全粥1										
	全粥2										
	全粥3										
	7分粥										
	5分粥										
	3分粥										
	流動食										
	ソフト食										
嚥下食	嚥下食Ⅰ（開始食1）										
	嚥下食Ⅱ（開始食2）										
	嚥下食Ⅲ（開始食3）										
	嚥下食Ⅳ（5分）										
	嚥下食Ⅴ（全粥）										
糖尿食	糖尿食1（　　kcal）										
	糖尿食2（　　kcal）										
	糖尿食3（　　kcal）										
	糖尿食4（　　kcal）										
	糖尿食5（　　kcal）										
	糖尿食6（　　kcal）										
腎臓食	腎臓食1										
	腎臓食2										
脂質異常症食	脂質異常症食										
高血圧食	高血圧食										

区分	食種	栄養素等基準値（1日あたり）							食数		
		エネルギー（kcal）	たんぱく質（g）	脂質（g）	炭水化物（g）	塩分（g）	その他調整している栄養素 栄養素	その他調整している栄養素 基準	7月平均食数（食）	うちきざみ（食）	うちミキサー（食）
濃厚流動食（一般）											
濃厚流動食（特食）											
その他											

①食数は7月の平均食数とする。
②きざみ、ミキサーの欄には、7月の平均食数のうち何食提供したかを記入する。
③濃厚流動食は、食種欄に商品名と1包あたりのエネルギー量を記入する。栄養素等基準値の欄には1日あたりの栄養量を記入する。
④それぞれの区分で、他に段階があれば空欄に記入する。
⑤区分にあてはまらない食種があれば、その他に記入する。

資料　No11

平成２１年度　村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会

日　時　平成２１年８月２７日(木)
　　１４：００～１６：３０
場　所　山形県衛生研究所５階講堂

次　　第

１　開　　会　（１４：００～）

２　あいさつ
村山保健所地域保健予防課長

３　講　演１　（１４：１０～）
「災害時における給食施設の対応」
講師　特別養護老人ホーム　むつみ荘　（新潟県柏崎市）
管理栄養士　山崎　正則　氏

４　講　演２　（１５：１０～）
「給食施設に求められる対策(自助、共助、公助)」
～新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン一実践編一から～
講師　新潟県十日町保健所地域保健課　主任　磯部　澄枝　氏

（質疑・応答　１５：３０～）

５　報　告　（１５：４５～）
「災害時の給食提供マニュアルの策定状況及び食種と食数調査」結果

６　グループワーク
テーマ「災害時の給食提供に関するマニュアルの策定に向けて」
マニュアルに盛り込む項目の確認を中心に
説　明　村山保健所地域保健予防課　健康増進主査　伊藤　佳代子
助言者　名寄市立大学保健福祉学部栄養学科准教授　千葉　昌樹　氏

７　その他

８　閉　会　（～１６：３０）

資料　No12

災害時の給食提供マニュアル（例示）　（H21.8.27）

目　　的	非常時においては、ライフライン（ガス・水道・電気等）の供給が不能となり、調理器具も破損し一部又は全部使用できないことが想定される。給食施設の機能が停止してしまうような緊急時において、食事提供の混乱を回避することを目的とする。		
項　　目	内　　容【留意点】	頁	備考
1　連絡・指示体制	・給食提供決定者（責任者）の明記 ・通常の連絡網の活用 ・災害時等非常時用の作成 ・給食従事者の確保	1	
2　備蓄の整備			
① 備蓄品一覧の作成	・ 対象者(入所者)に特化した食品の備蓄 ・ 食品の他食器類、熱源、水、特別食なども含める ・ 入所者＋職員の3日分が必要 ・ 数量、保管場所、消費期限を明記	2～3 8	
② 非常時用献立と作り方	・ ３日分の献立の作成、栄養価の算出 ・ １食(１献立)ずつ、献立の手順書をマニュアルに記載。 ・ 食器、盛りつけまで入れる ・ 誰が見てもわかるようにしておく。 ・ 同じものを備蓄食品と一緒にしておく。	4～7 9～13	
3　被災状況の確認	・施設内確認項目とチェックリスト ・厨房内確認項目とチェックリスト ・地域内確認項目とチェックリストの作成	14 18	
4　入所者の摂取状況の確認	・身体状況、食形態などの確認項目とチェックリストの作成		通常の様式
5　衛生管理に関すること	・手洗い、調理器具の使用基準 ・大量調理施設衛生管理マニュアルに準ずる取扱い ・水、ガス、電気が使えない時の対応	19	
6　危機管理体制の強化	・訓練や所内研修の実施 ・施設内委員会での製作、見直し	20	
7　委託業者	・委託契約の確認 ・搬入方法の確認記載 ・委託先との取り決めの明確化、マニュアルの確認 ・施設内での担当の確認	21～25	
8　在庫管理	・ 普段の給食への利用計画 ・ 施設外保管の場合は搬入ルートと方法の確認 ・ ランニングコスト		
9　ライフラインの確保			
① 市町村の災害対策本部の設置状況の把握	・食料、物資、水等の支援要請先一覧の作成		
② ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の連絡先の把握（明記）	・電気供給先、ガス供給先、水供給先一覧の作成 ・通常供給先以外も含め、２社以上の連絡先	26	
10　外部施設等の相互支援体制	・相互支援マニュアル ・基本献立（共有献立）の作成	27～29	
１１　その他	・特定保健用食品、サプリメント等の調達 ・栄養アセスメント及びケアプランの修正 ・栄養管理実施計画の検討と評価 ・管理栄養士等による巡回指導 （声かけ、摂取状況の把握）		

＊各様式は省略

資料　No13

村山保健所管内特定給食施設等における災害時の
栄養・食生活相互支援体制整備事業に伴う第２回研修会

日　時　平成２２年２月３日(水)
　　１０：３０～１２：００
場　所　村山総合支庁６０３会議室

１　開　会

２　あいさつ
　村山保健所地域保健予防課長

３　研　修
（１）グループワーク（シミュレーション）　（１０：４０～１１：２５）
　「災害時の給食提供に関するマニュアル」に基づく給食の提供について

（２）講　話　（１１：２５～１１：５５）
　「災害時施設間給食支援ネットワークの実際について」
　　兵庫県健康福祉部健康局健康増進課
　　課長補佐兼食と栄養係長　加藤　眞奈美　氏

（３）その他

４　閉　会　（　　～１２：００）

＊１３：３０～「施設防災研修会」（村山総合支庁福祉企画課主催）に出席
　講演「災害時の施設防災体制と相互支援ネットワークの役割」
　　講師　社会福祉法人南郷福祉会理事長
　　介護老人福祉施設　いなほの里　施設長　西澤　優李子　氏

資料　No14-1

災害状況設定

1、施設人員

入居者数	100　人	施設職員	100　人
		（内　栄養士	2　　人）
		（内　調理師	9　　人）

2、食事形態

常食	20　食	ミキサー食	10　食
粥食	20　食	流動食(経管)	10　食
刻み食	20　食		
糖尿病食	10　食	減塩食	5　食

3、発災状況

平日	午前10時
ガス	地震発生により停止
水道	
電気	

※昼食準備中に発災

4、厨房人員状況

栄養士	1　人	出勤中
調理師	6　人	

5、施設設定

平屋	倒壊の恐れなし
熱源	都市ガス・・復旧の目途不明

6、備蓄品

備蓄食品及備品	3日分（別紙参照）	
経管栄養剤	10名分×1週間分あり	
保管場所	食料 →	食品庫
	水・燃料 →	外倉庫

【情報】
当日の昼のメニュー
・ごはん、粥→点火前に発災
・サケの塩焼き→生の状態
・大根金平→調理開始直前
・青菜のお浸し→仕上がるも地震により落下
・味噌汁→未調理
・パイン缶→未開封

当日の夕食分の食材納品は周辺地域の被害状況により配達が困難。よって翌日以降の生鮮食品も無し。

冷蔵庫には、卵が50個、豆腐が5丁、牛乳200mlが80個あります。また、開封された佃煮類や調味料類があります。

冷凍庫には、冷凍ハンバーグが80個と冷凍インゲンが2k、冷凍南瓜が2k、冷凍プリン・ムースが各15個、冷凍ゼリーが80個あります。

資料　No14-2

流れ

Ⅰ　**発災**

Ⅱ　**施設内被災状況確認**

	必要な事・物	気付いた事
①　ガス ②　水道 ③　電気 ④　設備	・ ・	

Ⅲ　**厨房内設備状況確認**

①　ガス ②　水道 ③　電気	・ ・	

Ⅳ　**食事提供の決定**

①献立(当日献立・非常時献立)は? ②食材料(当日分・在庫・備蓄品)は？ ③　熱源は？ ④　備蓄水は？ ⑤　食器は？ ⑥　調理場所・運搬は?	・ ・	

Ⅴ　**食事の提供**

発災時の昼提供メニュー(グループワークで考えたメニューを食種ごとに書いてみて下さい)

資料 No15

給食施設　災害時における給食提供に関する実態調査

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者：　職名＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

項目				該当するところに○又は記入して下さい。	
1 危機管理体制の整備（施設内）	(1) 災害時対応マニュアルの整備	①	災害時における給食提供に関するマニュアルがある	1 有	2 無
			（マニュアル名：　　） ←	マニュアル名を（ ）に記入	
			（作成・更新年月日：　　） ←	作成・更新年月日を（ ）に記入	
		②	マニュアルには下記内容が網羅されている		
			・連絡・指示体制	1 有	2 無
			・給食提供を続ける上で必要な食料、水、食器、熱源及び人員の確保（備蓄食品等含む）に関すること	1 有	2 無
			・外部との連絡体制に関すること	1 有	2 無
			・初期対応に関すること（発災直後の行動、状況確認項目、連絡体制等）	1 有	2 無
			・衛生管理に関すること	1 有	2 無
		③	マニュアルについて検討する場がある	1 有	2 無
			（マニュアル内容を検討する会議等名　　、年　　回　開催） ←	検討会議について（ ）に記入	
			↳（会議の構成者：　　） ←	会議の構成者を（ ）記入	
		④	マニュアルの内容について、栄養科を始め、施設全体で共有している	1 はい	2 いいえ
	(2) 体制強化	①	栄養給食担当科内において訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ
		②	施設全体において、日ごろから計画的に訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ
		③	マニュアルに基づき、地域や外部も参加した訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ
2 備蓄等災害時食糧の確保	(1) 備蓄の整備	①	災害時において給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄は施設内備蓄か施設外備蓄（敷地内の別棟に保管）か	1 施設内	2 施設外
			（施設外備蓄の保管場所：　　） ←	施設外備蓄の場合、（ ）に保管場所を記入	
			（搬入方法：　　） ←	施設外備蓄の場合、（ ）に搬入方法を記入	
		②	備蓄の必要量（人数、日数等）や種類について検討している	1 はい	2 いいえ
		③	備蓄量は、次のとおりである。（人数×日数で記入） （人数：　　人分　×　日数：　　日分） ←	備蓄数量を（ ）に記入	
		④	次の物品等について備蓄している。 （ 食料 ・ 飲料水 ・ 食器 ・ 熱源（ガスコンロ等） ・ 調理器具 ・ 衛生関係用品 ）	備蓄しているもの全てに○をつける。	

	(2) 備蓄の運用	①	備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成している	1 はい		2 いいえ
		②	平常時用の備蓄利用計画を作成している(普段の給食への利用、ランニングコスト)	1 はい		2 いいえ
		③	備蓄品一覧を作成している	1 はい		2 いいえ
		④	備蓄品の利用について施設内で共有している	1 はい		2 いいえ
3 外部との連携体制の明確化	(1) 地域の災害対策体制の把握	①	市町村の災害対策本部の設置状況を把握している(食料、物資、水等の支援要請先)	1 はい		2 いいえ
			(担当部署名: TEL) ←	連絡先を( )に記入		
		②	行政の主管課を把握している(災害対応の相談先)	1 はい		2 いいえ
			(担当部署名: TEL) ←	連絡先を( )に記入		
		③	保健所の担当課(者)を把握している(災害対応の相談先)	1 はい		2 いいえ
			(担当課(者)名: TEL) ←	連絡先を( )に記入		
		④	ライフライン(電気、ガス、水道等)遮断時の連絡先を把握しているか (通常供給先の連絡先を把握しているか。さらに、通常供給先以外に把握している連絡先は何社あるか)			
			電気 : 通常供給先 ・ 通常供給先以外 (社) ・ 把握していない ←	把握しているものに○をつける。 ( )に把握社数を記入		
			ガス : 通常供給先 ・ 通常供給先以外 (社) ・ 把握していない ←	把握しているものに○をつける。 ( )に把握社数を記入		
			水道 : 通常供給先 ・ 通常供給先以外 (社) ・ 把握していない ←	把握しているものに○をつける。 ( )に把握社数を記入		
	(2) 給食施設等の相互支援体制	①	外部業者と災害支援に関する取り決めがある	1 有		2 無
		②	系列施設と災害支援に関する取り決めがある	1 有	2 無	3 系列施設なし
		③	食材が不足した場合の支援要求先が明確になっている	1 はい		2 いいえ
		④	人員が不足した場合の支援要求先が明確になっている	1 はい		2 いいえ

御協力ありがとうございました。　　村山保健所

＊「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン－実践編－(平成20年3月　新潟県福祉保健部)
Ⅳ　平常時の災害対策の進め方のポイント 2 (2)「給食施設　平常時のセルフチェック表」　改変

【 調査票提出先 (FAX可) 】
〒990－0031
山形市十日町1丁目6－6
村山保健所
地域保健予防課　健康増進担当　宛

FAX 023－622－0191

第4章

参　考

保健所管理栄養士へのメッセージ：

地域での体制構築及び給食施設間ネットワークを構築する際の基礎的な知識として知ってほしい。

1　自衛隊と市町村の連携について

（1）自衛隊の災害派遣の概要

ア　自衛隊に対する派遣の要請（自衛隊法）

通常、都道府県知事が地域を所管している部隊長等（師団長、旅団長）へ要請

イ　派遣の要件

- 緊急性（差し迫った必要性があること）
- 公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること）
- 非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）

（2）給食支援概要

ア　非常食の提供

- 譲　与　　乾パン、缶詰等又は、炊き出し、上限８５０円 / 人・日
- 貸　付　　災害救助法等適用後、３ヶ月以内に返還、上限８５０円 / 人・日
- 基本的事項　・自治体等からの要請
  ・人員及び炊き出し器材の差し出しのみ（献立・食材・食数等は、自治体等が決定・負担）
  ・調理に必要な燃料は自衛隊側が負担

イ　非常食例

- 戦闘糧食Ｉ型

献立：８種類　　缶詰食品　　主食は、加熱（ボイル）が必要

例

番号	献立名	主　食	副　食	熱量(kcal)	重量(g)
1	乾パン	乾パン	ウィンナーソーセージ、オレンジスプレッド	1,079	411
2	鶏肉野菜煮	白飯缶	鶏肉野菜煮缶、マグロ味付け缶、たくあん漬	924	1食平均 825
3	鶏肉もつ野菜煮	赤飯缶	鶏肉もつ野菜煮、たくあん漬	1,099	
4	まぐろ味付	赤飯缶	まぐろ味付缶、コンビーフベジタブル缶、たくあん漬	1,137	
5	牛肉味付	五目飯缶	牛肉味付缶、たくあん漬	864	
6	牛肉野菜煮	とり飯缶	牛肉野菜煮缶、たくあん漬	879	
7	ます野菜煮	とり飯缶	ます野菜煮缶、たくあん漬	783	
8	味付ハンバーグ	しいたけ飯缶	味付ハンバーグ、福神漬	851	

※　提供できる品目・数量は、状況（時期等）により異なる。

● 戦闘糧食Ⅱ型

献立：２１種類　　レトルト・無菌米飯

加熱（ボイル）が必要（献立 No.7 を除く）

例

献立名			主　　食	副　　食	熱量(kcal)
1	和食	いわし野菜煮	白飯×２	いわし野菜煮	1,002
2		さば味噌煮	白飯、山菜飯	さば味噌煮	1,026
3		さんま蒲焼	白飯×２	さんま蒲焼、海苔	1,190
4		さんまピリカラ煮	白飯×２	さんまピリカラ煮、コーンスープ	1,060
5	洋食	かつおカレー煮	白飯、五目飯	かつおカレー煮	1,061
6		さばトマト煮	白飯、ドライカレー	さばトマト煮	1,066
7		ウィンナーソーセージ	小型乾パン	ウィンナーソーセージ、ツナサラダ	1,116
8	和食	肉団子	白飯、五目チャーハン	肉団子	1,100
9		やきとり	白飯、五目飯	やきとり	1,038
10		かも肉じゃが	白飯×２	かも肉じゃが、さばしょうが煮	1,040
11		とり野菜煮	白飯×２	とり野菜煮、炭焼きチキン	1,040
12	洋食	ポークソーセージステーキ	白飯、山菜飯	ポークソーセージステーキ	1,085
13		ビーフシチュー	白飯×２	ビーフシチュー、海苔	964
14		ウィンナーカレー	白飯×２	ウィンナーカレー、炭焼きチキン	1,170
15		チキントマト煮	白飯×２	チキントマト煮、コーンスープ	1,040
16		ハヤシハンバーグ	白飯×２	ハヤシハンバーグ、あぶり焼きチキン	1,100
17	中華	野菜麻婆	白飯、ドライカレー	野菜麻婆	936
18		豚甘辛煮	白飯×２	豚甘辛煮	1,002
19		豚しょうが焼き	白飯×２	豚しょうが焼き	1,036
20		豚角煮	白飯×２	豚角煮、海苔	1,185
21		中華風カルビ	白飯、赤飯	中華風カルビ、ウィンナー	1,140

※　提供できる品目・数量は、状況（時期等）により異なる。

ウ　炊き出し用器材

● 野外炊具　１号

隊員　２００人分の主食及び副食を同時に概ね４５分以内で調理

４～６人で操作、調理

※　食数は、隊員用の食事の場合であるため、炊出し支援時は約１．５倍（３００人分）の調理可能、焼き物が苦手である。

● 野外炊具　２号

隊員　　５０人分の主食及び副食を調理

エ　炊き出し支援の流れ

	自　　治　　体	自　　衛　　隊
発災	○　炊き出し支援の要請 ・被災者の状況把握 （場所、支援人員等） ・献立準備（平時から準備しておく） ・食材の調達・配分	○　派遣（炊き出し支援） ・支援場所、規模の確認 ・情報収集、支援準備 ・部隊移動、現地調査 ・炊事所の開設
派遣活動間	自治体等と自衛隊との連携した炊き出し支援（災害対策本部を通じた調整が基本）	
	・適時の情報提供（給食人員等） ・献立の変更、食材の配分等 ・救援物資、ボランティアの調整 （作業の円滑化）	・被災者ニーズに即した支援（食形態） ・情報収集、情報提供 ・食材受入れ、調理・配食 ・ボランティア等との連携
撤収	・撤収要請 自治体等の行動	・撤収 自衛隊の行動

（３）市町村行政栄養士等との連携

ア　平常時の準備

項目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
調整窓口	自治体等の窓口は、通常、防災課 または消防本部 →被災者の健康（栄養）管理に無関心	行政栄養士との連携・調整 隊区担当部隊（栄養士・炊事長）との意思疎通（支援能力等の把握）

（陸上自衛隊からのメッセージ）

①まずは顔合わせが必要！（担当者交代時も！）
②被災者のために何ができるか？何をすべきか？を主眼に意思の疎通を図る。
③相互の管区（隊区）における支援能力（量的・質的）の確認
自衛隊の炊事器材の特性や炊事組の編成など

※　隊　区　：　通常、市町村ごと担当部隊が割り振られている。
例：○○市は○○連隊第１中隊

炊事組　：　通常、隊区担当部隊それぞれに炊事組がある。（炊事組の責任者を炊事長という）
炊事組ごとの調理能力にバラツキあり（調理師免許取得者は1人いるかどうか）

栄養士　：　通常、陸自の各駐屯地に1名配置されている。（管理栄養士が多い）
特定給食施設である駐屯地食堂の栄養管理が主要業務

項　　目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
地域防災計画等	自衛隊が実施できる活動及び派遣要請要領の概要のみ記述 →具体性に欠けるため、これを補完できる細部計画が必要	活動内容の具体化 ① 基本献立の作成（食料備蓄の考え方、救援物資の活用等） ② 各避難所における炊き出し支援要領

（陸上自衛隊からのメッセージ）

① あらかじめ基本となる献立の作成が必要（陸自の支援を考慮するか検討）
被害見積に応じた備蓄（加熱・非加熱）、食材の緊急調達の可能性確認、救援協定に基づく救援物資の組込み
→ 陸自が調理担当する献立の（能力上）実効性確認
② 各避難所ごとの支援計画の確立（被害見積とリンク）
・給排水、電気、残飯処理、防疫等の考慮した支援基盤の設定（計画）
・食材等の輸送ルート確認（確保）
・被災状況及び収容人数等に応じた支援態勢の検討（陸自の担当予定区域は？）
・ボランティアの受入・運用要領（偏り防止、陸自の必要性）

項　　目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
防災訓練	自治体等によっては炊き出し訓練を実施するものの、展示・試食のみの場合有り → 行政栄養士との連携不十分	① 炊き出し訓練の実施（計画の実効性確認、支援能力向上） ② 連携要領の確認（関係団体担当者同士の意思疎通） ③ 市民への周知（PR）

（陸上自衛隊からのメッセージ）

① 見せる訓練のみならず、実効性を向上させることが重要
総合防災訓練とは違う時期に設定し、実務者レベルで実施・検証するのも一案
② 被災時から、時系列に応じた各担当者の行動や連携の要領をシミュレーション
それぞれの結節において、成果・問題点・処置対策などノウハウを積み上げる
→ 成果を計画やマニュアルの修正に反映（一回作ったら終わりではない、逐次改善）
③ 訓練そのもののPRのほか避難所における給食の要領もPR（情報提供）が必要
基本献立、非常食の食べ方、温食提供の要領、避難所以外での食事要領　等
→ この防災訓練時に備蓄の更新時期を設定し、市民に試食・提供するのも一案
※　温　食　：　適温食ともいう。通常、避難所等において炊事器材を用いて調理加熱した食事をいう。カップ麺やレトルトを加熱しただけのものも温食という時もある。

イ　災害時（炊き出し支援間）

項　目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
被災者ニーズの把握・反映	通常、対策本部経由でニーズが伝達される。 （① 相互に結節が増加②最大公約数的処置） → 本来のニーズに基づく「迅速」かつ「きめ細やか」な対応が困難	保健所職員（保健師または管理栄養士）等の現場進出 （対策本部及び各避難所）→常駐または巡回、これらの組合せ ① 適宜の献立変更（量・質） ② 給食形態への対応

（陸上自衛隊からのメッセージ）

○ 医師・保健師・管理栄養士が健康危機管理の目線で被災者の状況を把握
特に個別管理（観察）すべき健常者以外の被災者へのケアが重要
・時間の経過、気候、調達可能食材や救援物資を献立に反映
・被災者の活動状況に応じた食形態を考慮
→自宅・職場等での復旧作業等、避難所から離れて活動（弁当食処置）
・医療や介護等と連携した献立及び特別食の調理
→炊事員に対する調理指導、衛生管理の徹底（防疫処置）
※　弁当食　：　携行食ともいう。レトルトや缶詰等の携行容易な食材の支給のほか、使い捨て容器を利用するなどコンビニ弁当スタイルでの温食の支給をいう。

項　目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
救援物資及びボランティアの活用	① 被災地・被災者のニーズに応じた救援物資とは限らない。 → 偏在による過剰在庫は変敗 ② ボランティアの統制・運用が困難（気まま、かつ偏在しがち） → 自衛隊との競合（非代替性に反する。）	① 適宜の献立変更による計画的な使用、適正な在庫管理 → 調達経費の抑制 ② 行政上の必要性に基づき、情報発信、誘導（統制・運用） → 自衛隊：所要大かつ長期的

（陸上自衛隊からのメッセージ）

①各避難所間における不公平感を局限
・全体のバランスを着意し、救援物資を分配し、基本献立に組み込む。
・付加的な支給は、士気高揚、精神安定などメンタルヘルスに貢献
→救援物資の効果的な活用により（食材調達）経費の抑制が可能
②ボランティアの活動状況を適時に把握し、必要により統制・運用
陸自部隊との棲み分けが必要
→陸自部隊：自衛隊の組織力を真に必要とする地域への投入
保有能力上、支援所要が大きく長期化が見積もられる地域

（平成２０年度保健所管理栄養士政策能力向上シンポジウムにおける　防衛省　二見氏の資料から）

例　示

送信期日　平成　　年　　月　　日　　時

給　食　支　援　要　請　連　絡　票

○　○　都道府県知事　様

○　○　市町村長

用　件

件名　　炊き出し支援のお願いについて

○　○　市町村において、自衛隊による炊き出し支援を要請します。

開始日時	平成　　年　　月　　日（　　） 午前（午後）時から	
支援場所	○　○　市町村○　○　番地 （　○　○　小　学　校　）	
炊き出し人員	人　分	
炊き出し内容	主　食	ご飯　　粥
	副　食	有　　無
	汁	有　　無
支援場所責任者 職・氏名		
特記事項	例 高齢者が多いため、主食は軟らかめにしてください。材料につきましては、ＪＡから直接支援場所へ平成　　年　　月　　日（　　）午前（午後）時までに届けられるとの確認済みです。	

発信元

担当者　防災課担当　○　○　○　○

電　話　○　○　○　○－○　○－○　○　○　○（内線）

ファックス　○　○　○　○－○　○－○　○　○　○

※　自衛隊としての書式がないので参考として作成

２　兵庫県における給食施設連携ネットワーク
事例　兵庫県南但給食施設協議会相互支援マニュアル

兵庫県では、平成９年度に各県健康福祉事務所が中心となって緊急時の相互支援体制の構築を主な目的とする給食施設協議会を設立した。各協議会では相互支援マニュアルを策定しており、ここでは「南但給食施設協議会相互支援マニュアル」の一部を例として紹介します。南但給食施設協議会では、部会ごとに検討してきた支援体制を、平成 14 年３月に１つのマニュアルにまとめた。平成１９年３月には全面改定を行うなど、その後も、必要に応じて改定を行っている。

＊協議会会員は施設。役員は施設の代表者。

マニュアル内容

1　目的
2　会員一覧
3　会員所在地（地図）
4　部会毎支援体制図
　①　病院・診療所
　②　福祉施設（入所）
　③　学校・福祉（通所：市別に作成）
　　・　通報連絡網　　・　搬送コース、時間
　　・　支援依頼 FAX 様式　　・　搬入搬出口等
5　緊急時給食の衛生管理
6　搬送車契約書
7　施設の見取り図
8　会則

【①病院・診療所部会】

支援を行う施設名と食種・食数（抜粋）

支援受施設名	支援施設名	食種・食数	他施設への支援	
			可能人数	可能物
公立Ｙ病院 420 床 並食 90 軟菜食 140 刻み食 40 ﾐｷｻｰ食 10 流動食 5 経管栄養 25 糖尿病食 40 塩分制限食 30 脂肪制限食 10 低残渣食 10 ｶﾘｳﾑ制限 10	Ｔ病院	特別食の主食及びその他粥 流動食 5（おもゆ含む）	栄養士 調理師 その他 5 名	厨房 調理器具類 食料品
	Ｍクリニック	ミキサー食 10（主・副とも） 経管栄養 25		
	Ｏ病院	副食のみ（糖尿病食 40　脂肪制限食 10　きざみ食 30）		
	Ｗ医療ｾﾝﾀｰ	副食のみ（塩分制限食 30　低残渣食 10）		
	Ｙ医療ｾﾝﾀｰ	副食のみ（きざみ食 10）		
	その他	一般食は給食会社等より。病院の備蓄食品も利用。 老健（給食会社）・Ｍ病院より支援（並食 90　軟菜食 140　カリウム制限食 10　その他 10）主副食共		

（平成２０年５月改定）

＊　支援の要望があった施設に、支援施設が「食種・食数」欄に基づき支援する。

＊　「他施設への支援」欄には、公立Ｙ病院が他の施設に支援する場合の支援内容を記載している。

【②福祉施設（入所）部会】

施設別支援体制一覧表　（抜粋）

被災施設	人員派遣施設	定員	みじん	ミキサー	療養食他	備　考	デイ
かるべの郷 あじさい・さざんか	八鹿老健、おおやの郷 はちぶせの里、琴弾の丘	110	１７食 妙見荘	１３食 妙見荘		（副支援施設） おおやの郷	55
特別養護老人ホーム 妙見荘	八鹿老健、はちぶせの里 琴弾の丘	120	２０食 あじさい・さざんか	２４食 おおやの郷	腎１食、糖３食 あじさい・さざんか	（副支援施設） 琴弾の丘	25

（平成２１年３月改定）

＜留意事項＞

- １日は備蓄食品にて各施設で対応する。
- 支援は昼・夕食のみとし、朝食は各施設で対応する。（例：パン、牛乳、果物等）
- 普通食については、各施設で外注にて対応する。（事前に依頼出来る業者の調整を図っておく）
- 災害時においては、デイサービス（普通食以外）についても依頼対象となる場合もある。
- 人員派遣施設は、支援食到着３０分前には被災施設に到着する。

【③学校・福祉施設（通所）部会】　　連絡網

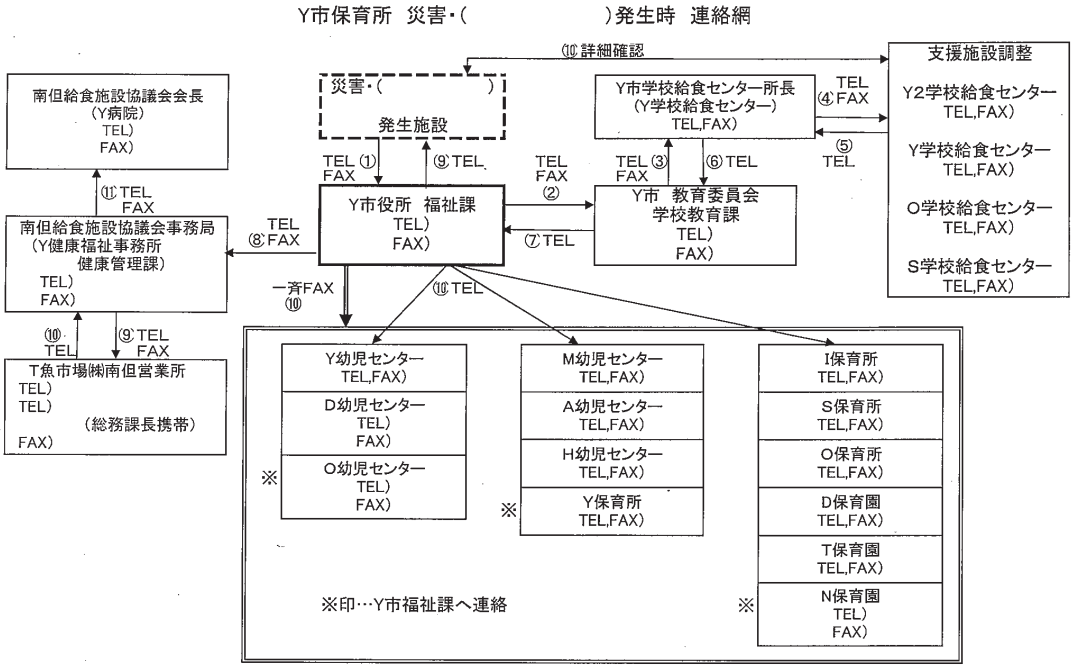

（平成20年12月改定）

第２・３部会（学校・保育所）Ａ市

緊　急　Ｆ　Ａ　Ｘ

平成　　年　　月　　日

Ａ市幼児対策室長　様
Ａ健康福祉事務所事務局　様
南但給食施設協議会　　会長　様
Ａ市学校給食センター所長　様

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害・食中毒発生に係る給食支援の要請について

当施設において　・食中毒　・災　害　が発生しましたので、下記の通り支援を要請いたします。

記

発　生　日　時	平成　　年　　月　　日　　曜日　　時　　分頃
給　食　停　止	平成　　年　　月　　日　　曜日　　時　　分
支援要請期間 及び搬入希望時間	平成　　年　　月　　日　　曜日　　時　　より 平成　　年　　月　　日　　曜日　　時　　まで
搬入場所	
搬入口	

１．支援希望食数

食事支援	種　　類	食数　(アレルギー食数)	必要日数	摘要
主食	０～２歳児	食	日	
	３～４歳児	食	日	
	職　　員	食	日	
副食	０歳児	食　（　　食）	日	
	１歳児	食　（　　食）	日	
	２歳児	食　（　　食）	日	
	３歳児	食　（　　食）	日	
	４歳児	食　（　　食）	日	
	５歳児	食　（　　食）	日	
	職　　員	食	日	

２．ｱﾚﾙｷﾞｰ・その他の連絡事項（ｱﾚﾙｷﾞｰ等について詳細は必要に応じ別紙添付　有・無）

３．施設の見取り図（概略）に、搬入場所・搬入口等を記入して添付します。

上記の内容を確認しました。【支援施設が記入】
＊支援施設（　　）　＊搬送車（　提供できる　出来ない　）

（平成２０年１２月改定）

○　相互支援実地訓練・相互支援体制整備状況

協議会設立時から、各部会がワーキング会議を設置し、支援体制構築を検討してきた。まず、各会員施設に支援可能事項の調査を行い、この調査を基に、支援体制を検討した。以降、継続して状況調査を行っている。具体的な検討は各部会のワーキングで行い、協議会全体での調整が必要な時は全部会で検討し、相互支援のマニュアルを作成した。作成後は、マニュアルの改定のための検討を行っている。また、実働できる支援体制を構築するため、実地訓練を行い、その結果を反映し、マニュアル改定案を作成している。

毎年、総会時に、実地訓練の報告やワーキング会議で作成したマニュアル案を協議し、改定している。

年度		平成１１年度	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度
全体		・研修会にて各部会施設の昼食の展示、備蓄食の展示・試食	・食中毒時、発生施設で使用できない物を共通認識	・業者との搬送契約の締結 ・総会にて全部会の構築状況発表 ・ﾏﾆｭｱﾙ冊子作成	・但馬圏域集団給食施設体制整備のための連絡協議会（研修会）開催	
病院	体制整備	・支援調理場、支援従事者等の検討 ・被災施設に対し、他５施設が支援する体制を検討 ・搬送車両の業者委託を検討				・圏域での支援体制構築の検討開始
	支援訓練		**公立八鹿病院** ［支・人］ 他全５施設 ［想］食中毒			**大植病院** ［支・人］ 他全５施設 ［想］災害（河川の増水）
福祉施設（入所）	体制整備	・支援の流れ図を作成し、検討 ・「支援グッズ」の種類・常備を検討		・緊急支援連絡網（電話・依頼様式）の簡素化		
	支援訓練	**かるべの郷** ［支］妙見荘 ［人］全施設 ［想］災害	**特養平生園** ［支］緑風の郷 ［人］全会員施設 ［想］地震・調理室一部崩壊	**おおやの郷** ［支］かるべの郷 ［人］全会員施設 ［想］食中毒	**和田山養護学校** ［支］恵生園 ［人］全会員施設 ［想］災害（地震）	
学校・保育所	体制整備	・ﾜｰｷﾝｸﾞﾒﾝﾊﾞｰより、各町保育所主管課に、町単位支援体制構築の依頼・了解	・学校から保育所が支援を受ける体制の構築			
	支援訓練（養父市）		**小佐保育所** ［支］伊佐保育所（調理場） ［人］全会員施設 ［想］事故（調理室に車両侵入）	**建屋保育所** ［支］養父学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］近隣1保育所 ［想］災害（土砂崩れ）	**大屋幼児ｾﾝﾀｰ** ［支］大屋学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］発生施設 ［想］食中毒	**関宮第一保育園** ［支］関宮学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］発生施設 ［想］食中毒
	支援訓練（朝来市）		**駅前保育所** ［支］和田山学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］被災施設 ［想］災害（水道使用不可）	**ひばり保育所** ［支］朝来学校給食ｾﾝﾀｰ 近隣園（離乳食） ［人］被災施設 ［想］災害（地震）	**やなせ保育園** ［支］梁瀬中学校 ［人］同上 ［想］食中毒	**枚田みのり保育園** ［支］和田山学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］同上 ［想］食中毒

＜表の見方＞ **太文字**：想定被災施設、［支］：調理支援施設、［人］：人的支援、［想］：想定被災

《継続した検討課題》

- 災害の規模にあわせた支援体制
- 感染症発生時の支援のあり方
- 部会を超えた体制づくり
- 地域の防災計画等と連携した体制づくり
- 時事にあった支援体制の見直し

＊　表中、但馬圏域や圏域と記載しているのは、圏域内にある２協議会が連携を取って行っている相互支援体制整備のことである。

平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
		マニュアルの全面改定・部会毎支援依頼様式作成（ｸﾘｱﾌﾞｯｸ式）	訓練の状況をＣＡＴＶで放映		
・圏域ﾏﾆｭｱﾙの作成	・圏域ﾏﾆｭｱﾙの検証・改定	・圏域ﾏﾆｭｱﾙ検討・改定 ・支援体制　・食札 ・食種読み替え表 ・備蓄食モデル		・南但連絡網・支援体制の改定	・圏域ﾏﾆｭｱﾙの改定
	（圏域訓練） **公立八鹿病院** ［支］食種毎支援 ［人］全会員施設 ［想］食中毒	（圏域訓練） **(公立豊岡病院)** ［支］食種毎支援 ［人］全会員施設 ［想］食中毒		**公立朝来和田山医療ｾﾝﾀｰ** ［支・人］ 他全５施設 ［想］食中毒	
・食種による施設分担を検討		・人員派遣施設数の検討	・支援依頼様式改定：食種表記方法 ・支援者名札 ・搬送ﾙｰﾄ・時間	・委託給食の増加に伴う支援体制検討 ・常食の外注 ・搬送ﾙｰﾄ・時間	・支援体制の検証
特養緑風の郷 ［支］かるべの郷・平生園・和田山養護・若草寮 ［人］おおやの郷 ［想］災害(裏山土砂崩れ)			**真生園** ［支］緑風の郷、和田山養護・平生園 ［人］恵生園、若草寮、あさがおﾎｰﾙ ［想］災害(裏山土砂)		**かるべの郷** ［支］妙見荘 ［人］八鹿老健・おおやの郷・はちぶせの郷・琴弾の丘 ［想］火災
(養父市)通報連絡網の改定：市町合併に伴う	（朝来市）連絡網の改定：市町合併・学校給食ｾﾝﾀｰの組織改編に伴う		・支援依頼様式の改定：ｱﾚﾙｷﾞｰ食記述方法 ・連絡網改定	・連絡網の改定：学校給食ｾﾝﾀｰの組織改編等に伴う	・学校給食ｾﾝﾀｰ休止時の支援 ・ｱﾚﾙｷﾞｰ食の支援方法
太陽保育園 ［支］八鹿学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］発生施設 ［想］食中毒	**養父保育所** ［支］養父学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］被災施設 ［想］ボヤ火災	**大屋幼児ｾﾝﾀｰ** ［支］大屋学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］被災施設 ［想］災害(河川増水・堤防決壊)	**出合幼児ｾﾝﾀｰ** ［支］関宮学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］被災施設 ［想］ボヤ火災	**日光保育園** ［支］八鹿学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］ﾜｰｷﾝｸﾞﾒﾝﾊﾞｰ ［想］事故(車両進入)	**三谷幼児ｾﾝﾀｰ** ［支］養父学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］被災施設 ［想］災害（土砂崩れ）
生野保育所 ［支］生野学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］同上 ［想］食中毒	**あわが保育園** ［支］粟鹿小学校 ［人］学校給食栄養士・調理師・被災施設職員 ［想］災害(大雪による裏山崩れ)	**竹田保育所** ［支］朝来学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］近隣４保育所、学校給食栄養士 ［想］食中毒	**ひまわり保育園** ［支］和田山学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］近隣４保育所、学校給食栄養士被災施設職員 ［想］災害(裏山土砂)	**すみれ保育所** ［支］和田山学校給食ｾﾝﾀｰ ［人］近隣４保育所、学校給食栄養士 ［想］食中毒	**東河保育所** ［支］寺内保育所 ［人］近隣４保育園、学校給食栄養士 ［想］施設天井崩落

3　関係機関との支援協定

（1）協定の必要性

災害時における栄養・食生活の問題は、発災直後から生じてくる。よって、効果的な支援活動を行うためには、早急な体制の構築が必要であるが、被災市町村や保健所の管理栄養士だけではマンパワーが圧倒的に不足することは容易に予測される。

そのため、実際に被災現場で活動を行う際は、栄養士会、食生活改善推進委員協議会や調理師会等の食や栄養に関する専門団体との連携・協働は不可欠である。

発生直後から意識共有を行い、スムーズに活動を開始するためには、平常時からの関係が重要であり、協定等を締結することにより、連携・協力の意識はお互いに高まると思われる。

（2）新潟県の場合

新潟県においては、地域防災計画に定められている「栄養指導対策」を機動的にかつ効果的に実施するため、平成９年２月に社団法人新潟県栄養士会長と新潟県知事は「災害時の救助活動に関する協定」を締結している。

これは、当時、地域防災計画を見直す際、支援活動に際して連携。・協働する関係機関とは平常時から応援協定を結ぶという方針が防災部局から示されたことが、締結に繋がったようである。

実際に、中越大震災（H16）と中越沖地震（H19）の際は、協定に基づき、栄養士会と連携・協力し、多くの栄養・食生活支援を行っている。

なお、その際、被災地への会員派遣に係る旅費は協定に基づき県が負担している（＊ 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン実践編(H19 策定)より）。

－　新潟県が例示している支援活動における連携体制図　－

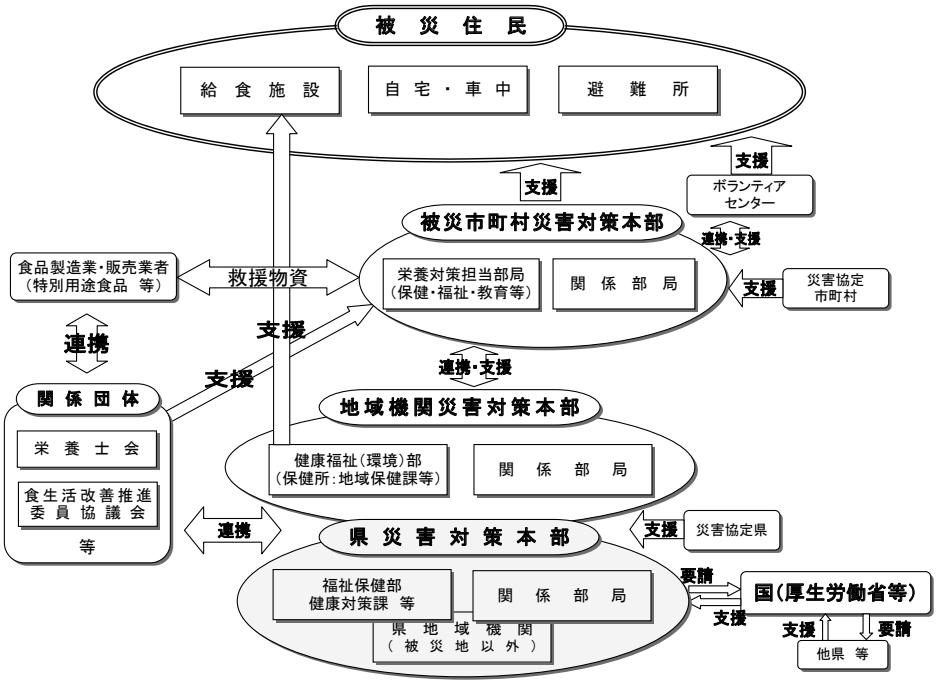

＊新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H16 策定)

（3）様式例

災害時の救護活動に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と社団法人新潟県栄養士会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、新潟県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における栄養指導対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における栄養指導を実施する必要が生じた場合、栄養指導班を編成し派遣するものとし、その際、乙に対し、栄養指導班の編成に対する協力要請するものとする。

（栄養指導班の活動場所）

第３条　栄養指導班は、避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して栄養指導活動を実施するものとする。

（栄養指導班の業務）

第４条　栄養指導班の業務は次のとおりとする。

⑴　炊き出しの栄養管理指導

⑵　巡回栄養相談の実施

⑶　食生活相談者への栄養指導の実施

（指揮命令）

第５条　栄養指導班に係る指揮命令及び栄養指導活動の連絡調整は甲が指定する者が行うものとする。

（栄養指導班の輸送）

第６条　栄養指導班の輸送は、原則として甲が行う。

（栄養指導班の報告）

第７条　栄養指導班の班長は、栄養指導を行った場合においては、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の確実を期するため、この協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成９年２月14日

甲　新潟市新光町４番地１
新潟県
代表者　新潟県知事

乙　新潟市大川前通４の町エスカイア大川前
社団法人新潟県栄養士会
会　長

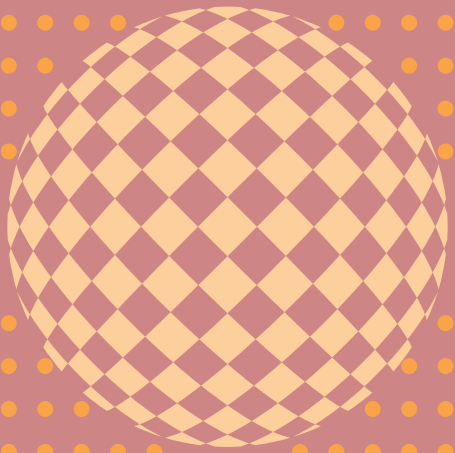

健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン